平成 26 年度
厚生労働省医政局委託

― 平成 26 年度　医療施設経営安定化推進事業 ―

持分によるリスクと持分なし医療法人の移行事例に関する調査研究 報告書

（持分なし医療法人への円滑な移行マニュアル改訂版）

平成 27 年３月

委託先：株式会社川原経営総合センター

目　次

調査研究の概要 …… 5

持分なし医療法人への円滑な移行マニュアル（改訂版） …… 13

はじめに …… 15

第１章　医療法人の基礎知識 …… 17

第２章　持分によるリスクについて …… 25

第１部　持分について …… 25

第２部　持分のリスクの基本構造 …… 28

第１節　財務諸表の基本構造 …… 28

第２節　持分の直接的な影響と間接的な影響 …… 31

第３部　持分払戻請求のケーススタディ …… 33

第４部　相続開始時のケーススタディ …… 36

第３章　医療法人の選択肢 …… 39

第１部　フローチャート（法人類型の選択肢） …… 39

第２部　持分なし医療法人への移行の際の課税リスク …… 40

第３部　非課税移行の場合の共通の課題 …… 40

第１節　法人への贈与税非課税移行の要件について …… 40

第２節　理事等へ「特別の利益を与えること」について …… 44

第４章　各法人類型別の移行手続について …… 47

第１部　共通の手続 …… 47

第１節　持分の放棄等 …… 47

第２節　定款の変更 …… 52

第３節　プロセス例 …… 55

第４節　移行計画の認定制度を活用した移行手続 …… 59

第２部　各法人類型別 持分なし医療法人への移行の行政手続 …… 64

第１節　社会医療法人への移行手続 …… 64

第２節　特定医療法人への移行手続 …… 86

第３節　一般の持分なし医療法人への移行手続 …… 101

第４節　基金拠出型医療法人への移行手続 …… 105

資料編 …… 109

調査研究の概要

第１章　調査研究の背景と目的

１　背景

⑴　平成 18 年医療法改正と非営利性の徹底

平成 18 年の医療法改正において、医療法人の非営利性の徹底を図るとともに地域医療の安定性を確保するため、新設する医療法人については残余財産の帰属先を国または地方公共団体等に限定し出資者に分配できないこととする、いわゆる「持分[1]なし医療法人[2]」のみとされた。ただし、この改正では既設の持分あり医療法人については「当分の間」適用せず、持分なし医療法人への移行は自主的な取組みと位置づけられた。持分があることで、持分の払戻請求や、出資者の死亡に伴う相続税負担によって相続人による持分の払戻請求が行われるなどして、医業継続へ支障を来すリスクがある。厚生労働省は持分なし医療法人への移行促進策として、平成 22 年度に「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」（以下、「移行マニュアル」という）を発行し、平成 26 年には「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Ｑ＆Ａ）」を発出するなどの情報発信を行っているが、平成 26 年現在でも持分あり医療法人は医療法人全体の約 83％を占め、持分なし医療法人への移行が進んでいるとは言いがたい状況にある。

⑵　平成 26 年医療法改正と国による持分なし医療法人への移行促進策

平成26年の医療法改正によって、国は（持分あり医療法人から持分なし医療法人への）移行が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとされ、取組みが法律として明文化された（医療法附則第10条の２参照）。あわせて、期間限定ではあるものの持分なし医療法人への移行について計画的な取組みを行う医療法人を国が認定する仕組みを法律に位置づけるとともに（医療法附則第10条の３参照）、認定を受けた医療法人に対する支援策として、持分放棄に伴う相続税と贈与税を猶予、免除する税制（租税特別措置法第70条の７の５）及び持分の払戻しに対する資金調達としての融資制度が併せて創設された。

２　目的

こうした制度の創設とともに、更に持分なし医療法人への移行を促進していくために、本研究は、平成 22 年度に作成された「移行マニュアル」をバージョンアップする形で実施された。

持分によるリスクを解消する方法として、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」へ移行する方法がある。しかしながら、移行の仕方によっては、医療法人を個人とみなして贈与税が課税される可能性もあるので、慎重な検討が必要である。従って、本研究では、持分に係る諸問題へ対処しようとする医療法人に対し、課税問題も含めた情報提供を行い、円滑な移行促進によって、地域医療の安定に資することを目的とする。

1　平成 26 年の医療法改正に伴って、法令に、「持分（定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利をいう。）」との規定が設けられた（医療法附則第 10 条の３第３項第２号括弧書）。したがって本報告書では「持分」と表記している。なお、引用文中等で別の表記となっているものはそのままにした。

2　本報告書では、持分の定めのある社団医療法人を「持分あり医療法人」、持分の定めない社団医療法人を「持分なし医療法人」と記載した（ただし、引用文中等で別の表記となっているものはそのままにした。）。なお、財団医療法人については、持分という概念は存在しない。

第２章　実施体制と調査研究の方法

１　実施体制

本調査研究は、企画検討委員会を設置し、企画検討委員会における討議にもとづいて実施した。構成は図表１のとおりである。

図表１　企画検討委員会

○企画検討委員会委員（五十音順、敬称略）　※企画検討委員会委員長
　※青木 惠一（税理士法人青木会計代表社員、MMPG 理事長、税理士）
　浅村　 保（独立行政法人福祉医療機構　医療貸付部　部長）
　木村 英治（加治・木村法律事務所 弁護士）
　島崎 謙治（国立大学法人政策研究大学院大学教授）
　日野 頌三（社会医療法人頌徳会理事長、一般社団法人日本医療法人協会会長、医師）
○オブザーバー
　厚生労働省医政局医療経営支援課
○研究班（事務局）
　統括責任者：川原 丈貴（㈱川原経営総合センター代表取締役社長、公認会計士・税理士）

また、調査研究にあたっては、図表２のとおり外部機関の協力も得ながら進めた。

図表２　調査研究推進体制

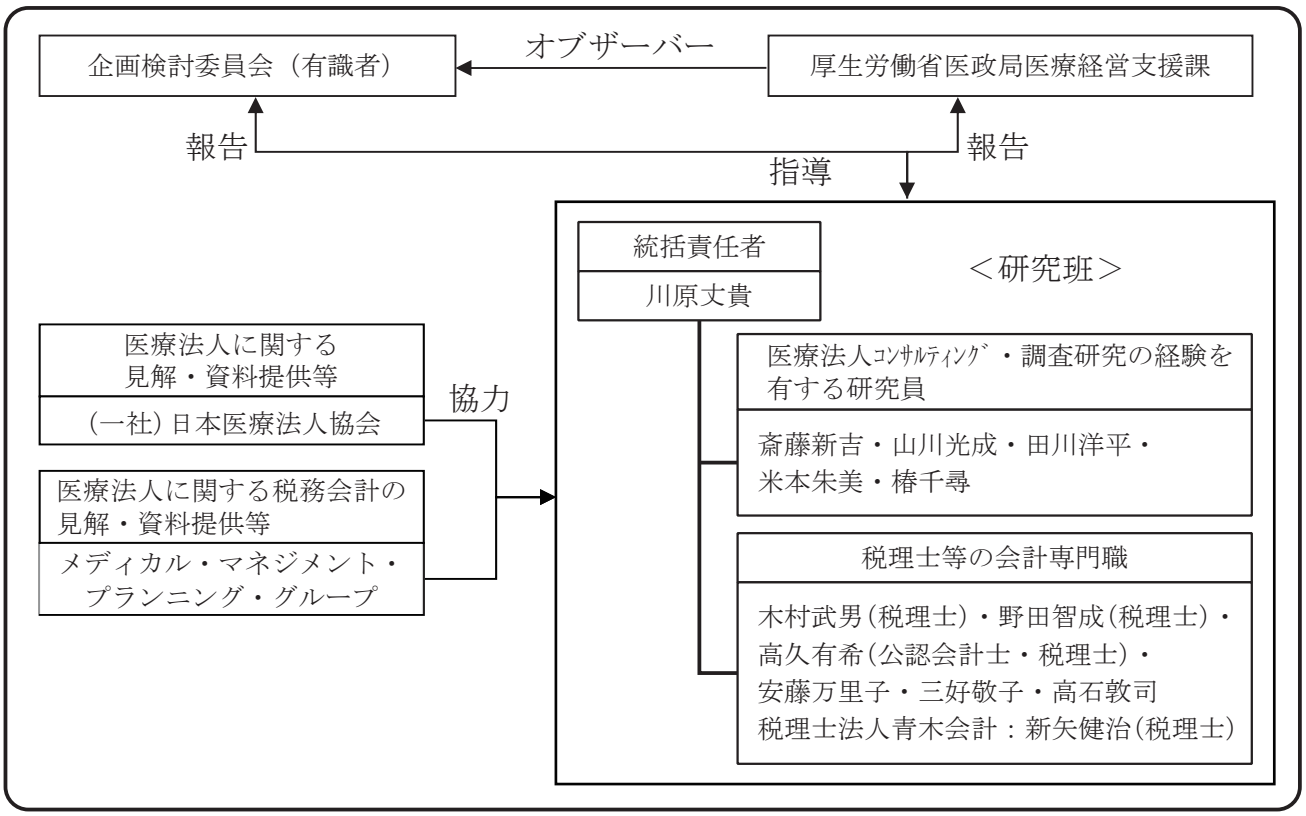

企画検討委員会の開催実績と議事内容は、以下のとおりである。

○ 第１回企画検討委員会（平成 26 年 11 月５日）

・研究計画及び今後の進め方の了承

○ 第２回企画検討委員会（平成 27 年１月 27 日）

・調査研究の進捗状況（ヒアリングの結果報告)、「移行マニュアル」改訂の進捗報告

○ 第３回企画検討委員会（平成 27 年３月５日）

・報告書案の了承

企画検討委員会の下部組織として、研究班委員会を設けた。

研究班委員会の開催実績は、以下のとおりである。

○ 第１回研究班委員会（平成 27 年１月 19 日）

○ 第２回研究班委員会（平成 27 年２月 17 日）

２　調査研究の方法

⑴　情報収集・文献調査

有識者や協力機関等からの情報収集、また、厚生労働省 平成22年度医療施設経営安定化推進事業「出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究」をはじめとする文献調査を行い、持分あり医療法人が持分なし医療法人へ移行するにあたっての課題等の確認を行った。

⑵　法令等の確認

持分なし医療法人への移行に関連する法令等の確認を行った。成果物としての「移行マニュアル」の改訂にあたっては、これら法令等のうち実務的に重要と思われる個所を整理した。

⑶　医療法人及び会計事務所等へのヒアリングの実施

ア　ヒアリングシートの作成

文献調査、法令等からヒアリングシートの作成を行った。ヒアリングシートの項目は次のとおりである。ヒアリングシートは医療法人を対象に作成し、コンサルティング会社・会計事務所へのヒアリングはこれを援用して行った。

- 移行形態
- 持分なし医療法人への移行の動機
- 持分なし医療法人への移行にあたっての課題
- 移行にあたって法人に贈与税が課されないようにするための判定基準について
- 移行にあたっての課題の難易度
- 具体的対策
- 医療法人関係者への特別利益供与の有無等と是正方法
- 過去に払戻請求を受けたことの有無
- 社員総会や理事会で意見が分かれた場合の対応方法

- 多くの医療法人で役員等の親族割合を３分の１以下にすることは困難と考えているが、それについての意見
- 平成 26 年１月 23 日の厚生労働省の事務連絡によって、同族要件（役員等のうち親族等が占める割合が３分の１以下である旨）について、「役員等」に医療法人の社員が含まれないことが示されたことについての意見
- 贈与税を支払って持分なし医療法人に移行した法人：その理由
- 移行計画の認定制度についての意見

イ　ヒアリングの実施

最終成果物において重要な論点を導き出す参考として、医療法人や持分なし医療法人への移行支援実績が豊富なコンサルティング会社・会計事務所へのヒアリングを実施した。

ヒアリングについては、内容の非公開を原則として、承諾が得られた先に実施した。対象は、医療法人３法人（非公開）、コンサルティング会社等４事業者である。

ヒアリングの協力を得たコンサルティング会社等は次のとおりである。

- 株式会社内田会計事務所
- 株式会社佐々木総研
- 株式会社ユアーズブレーン
- 株式会社吉田経営

第３章　調査研究の結果

１　ヒアリング結果

⑴　持分なし医療法人への移行の動機（移行検討中、移行手続中含む。）

○ 次のような動機で移行する法人があった。

・ 過去に退社社員からの払戻請求があり、今後同様の問題が発生しないように対策を講じる必要があった。

・ 相続税額の試算を行ったところ、相当な額となり影響が大きいことが判明した。

・ 理事長が、自身の後継者に非医師を据えたいという思いがあり、特定医療法人に移行する必要があった。

・ もともと個人の所有という概念を持ち合わせておらず、地域の病院として公的意味合いを持っているとの思いがあった。

・ 今後の医療法人制度の方向性を考えると、持分なし医療法人となった方が多様な経営手法が活用できると考えた。

⑵　持分放棄の同意に向けたプロセス（合意形成が円滑に行えたケース）

○ 関係者の説得・合意を得るために、理事長自らが持分なし医療法人への移行の意義等を説明した。

○ 次のような場を設定して、外部コンサルタント等を交えて時間をかけて合意形成を行った。

・ 理事長が、相続予定者も含めた関係者全員を集め、持分なし医療法人への移行の必要性、意義、シミュレーション等を含めて話し合い、全員一致で移行を決定した。その際理事長から依頼を受けたコンサルタントが説明等の役割を担った。

・ 顧問会計事務所が主催する毎年の「決算報告会」（会計事務所同席）を利用し、年数をかけて話し合い、徐々に意思決定を行った。最終的な持分なし医療法人への移行に関する意思決定の場面での反対意見はなかった。後継者たちは相続税の負担についてもよく理解をしていた。払戻しを要求する出資者もいなかった。また、理事長が持分の９割を有していたため、他の出資者の評価額も少なかったこと、後継者もいずれ病院を経営する側になるという当事者意識があった。

⑶　持分放棄の同意に向けたプロセス（合意形成が困難であったケース）

○ 出資者間で持分放棄の合意を得ていたにも関わらず、一部の出資者が意思を翻し、持分なし医療法人への円滑な移行が行えなかった。

・ 関係者全員で持分放棄の同意をしていた。しかし、理事長の逝去後、遺言書の内容を不服とした相続人でもある社員が払戻請求の意向を示した。その後、話し合いにより、後継者理事長が、一定額を払戻すことで解決した。

・ 出資額部分のみ払戻しを行い、評価額との差額を移行後の法人へ貸付けるという提案を行ったところ、一部社員が反対。反対社員には、話し合いで合意した全額の払戻しを行い、決着した。

・ 関係者全員を集めた説明会を開き、持分なし医療法人への移行及び持分放棄の同意を得たが、理事長が亡くなって四十九日を迎えた頃、病院経営に関与していない者が放棄の意思

を翻した。この出資者は、当初出資者であった夫が死亡したことで払戻請求権の相続を受けていた。一定額を払戻すことで決着を見た。その後、同様の問題が起きないよう、理事長は他の出資者から持分を買い取った。

・ 病院経営に関与していない出資者が持分放棄を拒否。実母の説得に応じて最終的には持分放棄に合意した。

・ 出資者のうち１名が認知症を患い、後見人が選任されているため、持分放棄に向けた取組みに時間を要する状況にある。

○ 一部払戻しをすることで対応したケースもあった。

・ 出資者７人中、２人は退社し、払戻請求権を行使してきた。額面分が回収できないのであればメリットがないとして放棄を拒んだためであった。

⑷ 払戻し等の場合の資金調達方法

○ 本研究で行ったヒアリング及び事例調査においては、払戻等に要する資金について、法人が有する資産もしくは金融機関からの借入で対応したケースが多かった。

・ 保有していた現預金と、法人の不動産を売却することで資金を調達した。

・ 医療法人へのみなし贈与税支払のために地方銀行からの融資を受けた。地方銀行がこのようなケースに理解があったため、融資を受けられた。

⑸ 移行にあたっての専門家の活用

○ 移行にあたっての持分によるリスクの現状分析に専門家を活用していた。

○ 関係者間に客観的なエビデンスを示すため、次のような目的で第三者の専門家を活用したケースが多く見られた。

・ 医療法人制度の基礎的理解、持分なし医療法人への移行の必要性、メリット・デメリットの説明、相続税等のシミュレーションについて、客観的な説明をするため

・ 意思決定・合意形成のプロセスにおいて、同族間では言えないこと、質問等がある場合へのスムーズな対応のため

⑹ 持分なし医療法人への移行にあたっての障害要因

○ 基本的な要件については、自法人で充分に把握しているケースが多かった。

○ 税務上の判断が必要となる次のような場合が、移行判断にあたっての障害要因となった。

・ 交際費の金額

・ 役員のみを対象とした自動車や社宅

・ いわゆるメディカルサービス法人との関係　等

⑺ 経営権のコントロールを失う懸念への対応

○ 社員から経営の継続性を失うのではないかという懸念が示されたが、社員構成は現状のまま維持しつつ、役員のみ外部の者を入れることで同族要件をクリアすることができた（役員等の親族割合を３分の１以下とする規定について、社員が含まれないことについてはＰ41 参照）。

○ 医療法人への贈与税非課税移行の要件である親族割合は維持しつつ、役員の定数を増やすことで一定数の同族を法人運営に関与させ、持分なし医療法人への移行前後で経営が不安定化

しないよう配慮したケースがあった。

○ 後継者育成において、病院の現場で信頼を得られるよう、常日頃から現場で医師として真摯に診療にあたるよう指導した例があった。

○ 法人のガバナンス形態を改めて見直すことによって、安定的な運営ができるようにした例があった。

・ 職務権限規程、決裁権限を整備して、適正な運営を図っていく仕組みを整えた。

・ 定款に則った運営を適正に行うようにした。

・ 定款細則などの諸規程の整備により、理事に任命する者の要件を法人として設けるなどして対応した。

・ 事務局機能を強化し、看護部長や職員、外部の弁護士、職員の医師を理事に加えた。

⑻ その他

○ ある法人では、特定医療法人の報酬制限（3,600 万円）をすぐに実施することができず、一旦、非課税での持分なし医療法人へ移行した例があった。同法人は、将来的には関係者を説得し、特定医療法人への移行を考えている。

○ 非課税要件のうち、社会保険診療等に係る収入が 80%を超えなければならないという要件が厳しいという法人が複数あった。

2　ヒアリング結果を踏まえた「移行マニュアル」の改訂方針

ヒアリング等の調査結果から、持分なし医療法人への移行にあたって重要な点が改めて確認できた。これらの点を踏まえて、「移行マニュアル」の改訂を行うこととした。

○ 理事長等が自法人の持分によるリスクを把握（現状分析）しておく必要があること。

○ 関係者間の丁寧な合意形成が重要であること。

○ 「持分放棄」と「持分なし医療法人への移行（定款変更）」の２つのプロセスを確実かつ法的根拠のある形（例えば、証拠書面の作成等）で行うこと。

3　成果物の概要

成果物としてのマニュアルは、第１章～第４章の４部構成とした。

「第１章 医療法人の基礎知識」では、全ての持分あり医療法人の共通項目として、持分を巡る問題を理解する基礎となる医療法人の仕組みを解説した。

「第２章 持分によるリスクについて」では、持分の意義を確認し、続いて例示した財務諸表に基づきリスクを解説した。さらに、社員が退社時に払戻請求権を行使する場合、相続開始時の場合、それぞれにおける個人（出資者及び相続人）及び法人の観点からの影響度を理解するケーススタディを提示した。

「第３章 医療法人の選択肢」では、前章までに解説したリスクをクリアする方法のひとつとして、持分なし医療法人への移行を取り上げ、特に医療法人への贈与税非課税で移行できる要件等を整理した。

「第４章 各法人類型別の移行手続」においては、持分なし医療法人への移行にあたっての具体的な法人内の段取りやプロセス、また、行政手続も併せて示した。平成 26 年に創設された移行計画の認定制度についても触れた。

持分なし医療法人への円滑な移行マニュアル（改訂版）

はじめに

1　趣旨

厚生労働省医政局の平成 22 年度医療施設経営安定化推進事業として実施された「出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究」の成果物として、平成 23 年３月、「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」（以下、「移行マニュアル」という。）が発行されました。

その後、持分なし医療法人への移行事例が徐々に集積されていき、平成 26 年に入ってからは、国が持分なし医療法人への移行推進策を打ち出すなど、近時、持分なし医療法人への移行問題に対する関心が益々高まってきているといえます。

そこで、この度、持分なし医療法人への移行を検討する医療法人にとって、より有用な情報を提供すべく、移行マニュアルの全面改訂版として、本マニュアルを発行することとしました。

2　対象

本マニュアルは、昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知によって示された社団医療法人モデル定款（以下、「改正前モデル定款」といいます。）に準拠した定款を有する社団医療法人を主な対象としています。

改正前モデル定款に準拠しない定款を有している持分あり社団医療法人については、本マニュアルの記述が妥当しない場合があります。

3　留意点

⑴　持分なし医療法人への移行にするか否かは、個々の医療法人において任意に判断されるべき事柄であり、本マニュアルは、持分なし医療法人への移行を強制するなどという趣旨を一切含みません。

⑵　本マニュアルは、持分によるリスク及び持分なし医療法人への移行について解説していますが、これらのテーマに関する全事項を網羅するものではありません。また、監督官庁・課税当局・司法機関等が個別案件において示す解釈・判断等との適合性を保証するものでもありません。

⑶　持分なし医療法人への移行に関する税務上ないし行政上の取扱いは、案件ごとの個別事情や行政庁の裁量によって取り扱いが異なる可能性がありますので、実際に移行手続を行う際は、所轄の官公署に十分確認する必要があります。

⑷　本マニュアルは、これを参照する医療法人の定款の内容が全て法令に適合していることを不可欠の前提としています。

定款の全部又は一部が法令に適合していない医療法人については、本マニュアルの記述が妥当しない場合があります。

⑸　本マニュアルには、税務・法務等に関する専門的内容が含まれており、また、持分なし医療法人への移行に当たっては、ケース・バイ・ケースの検討・判断・対応が必要になりますので、本マニュアルを活用する際は、税理士・弁護士等の専門家の助力を得ることが強く望まれます。

4　基準時

本マニュアルは、平成 27 年３月１日現在の法令・通知等を前提に作成しています。

5　構成

本マニュアルは、第１章～第４章の４部構成になっています。

「第１章 医療法人の基礎知識」では、全ての持分あり医療法人の共通項目として、持分を巡る問題を理解する基礎となる医療法人の仕組みを解説しています。

「第２章　持分によるリスクについて」では、持分の意義を確認し、続いて例示した財務諸表に基づきリスクを解説しています。さらに、社員が退社時に払戻請求権を行使する場合、相続開始時の場合、それぞれにおける個人（出資者及び相続人）及び法人の観点からの影響度を理解するケーススタディを提示しています。

「第３章 医療法人の選択肢」では、前章までに解説したリスクをクリアする方法のひとつとして、持分なし医療法人への移行を取り上げ、特に医療法人への贈与税非課税で移行できる要件等を整理しています。

「第４章　各法人類型別の移行手続」においては、持分なし医療法人への移行にあたっての具体的な法人内の段取りやプロセス、また、行政手続も併せて示しました。平成 26 年に創設された移行計画の認定制度についても解説します。

6　凡例

本マニュアルの本文中で用いている主な略語の意味は次のとおりです。

「法」…医療法
「令」…医療法施行令
「規則」…医療法施行規則
「モデル定款」…社団医療法人の定款例（平成 19 年３月 30 日 医政発第 0330049 号）
「改正前モデル定款」…社団医療法人モデル定款（昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知）

医療法人の基礎知識①　～医療法人の類型～

医療法人とは、病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設することを目的として、医療法の規定に基づき設立される法人です。医療法人の類型については、統一された呼称があるわけではありませんが、ここでは、代表的と思われる呼称を用いてその概要を解説します。次の図表３は、現在の医療法人の類型を一覧に示したものです。

図表３　医療法人の類型

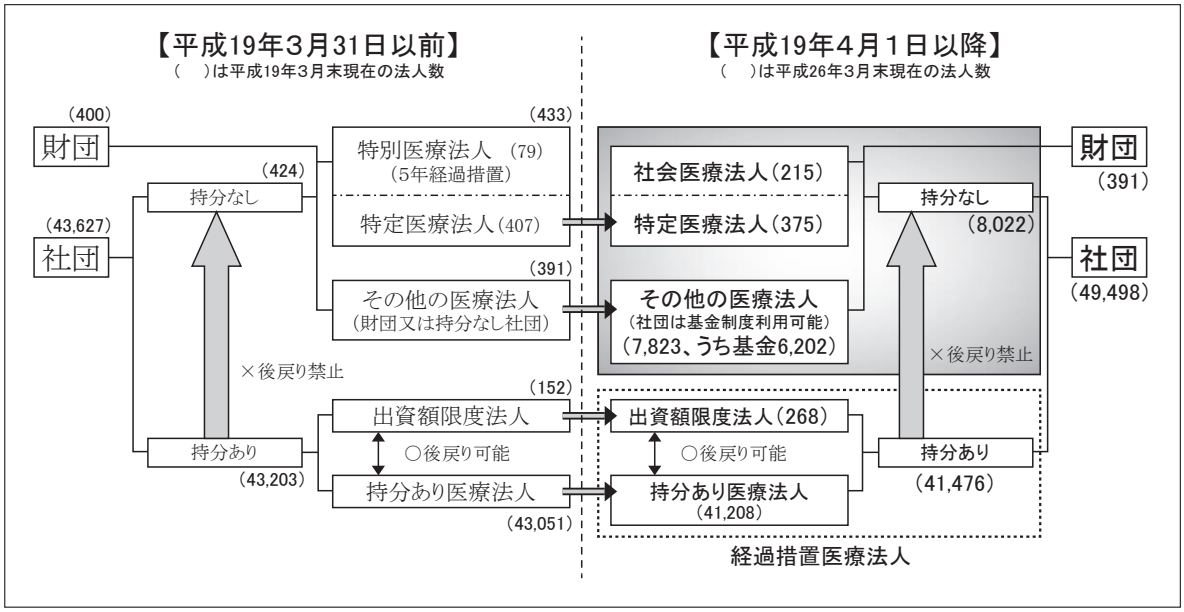

出所：厚生労働省資料をもとに作成

①　法人としての形態に着目した類型

医療法人の最も基本的な区分として、「社団たる医療法人」と「財団たる医療法人」があります。

このうち、社団たる医療法人が医療法人全体の大多数を占めているのが現状です（平成 26 年 12 月末現在、全医療法人の 99%以上を社団たる医療法人が占めています。）。

なお、医療法人の名称には、よく「医療法人社団」という言葉が用いられていますが、これは、社団たる医療法人であることを示すものです。

②　社団たる医療法人の類型

社団たる医療法人（以下、「社団医療法人」といいます。）は、持分の有無という観点から、「持分あり医療法人」と「持分なし医療法人」に区分することができます。

また、持分あり医療法人の中には、「出資額限度法人」という類型があり、持分なし医療法人の中には、「社会医療法人」、「特定医療法人」、「基金拠出型医療法人」、「その他の医療法人」（以下、「一般の持分なし医療法人」という。）という類型があります。

③　医療法や税法に基づく特別な類型

医療法を根拠とする「社会医療法人」、租税特別措置法を根拠とする「特定医療法人」という特別な類型があります。

これらは、医療法や租税特別措置法に規定された厳格な要件をクリアした医療法人のみが成ることのできる類型で、いずれも持分はありません。

以下、「持分」の定義を説明した上で、具体的な医療法人の類型を解説します。

●持分

「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」をいいます（法附則第 10 条の３第３項第２号括弧書参照）。

従来、持分については、法令に明文規定が存在せず、実務上の呼称も統一されていませんでしたが（「出資持分」「持分」「出資金」「出資」等の様々な呼称が用いられていました。）、平成 26 年の医療法改正に伴って、法令に、持分の定義が規定がされました（法附則第 10 条の３第３項第２号括弧書）。

これにより、今後は、「持分」との呼称及び「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」との定義が一般化していくものと思われますので、本マニュアルでも、かかる呼称及び定義を採用することにします。

●持分あり医療法人

社団医療法人であって、その定款に持分に関する規定（例：社員資格を喪失した場合の持分の払戻しに関する規定、解散時の残余財産の持分に応じた分配に関する規定）を設けているものをいいます。

平成 19 年施行の第五次医療法改正により、持分あり医療法人の新規設立はできなくなりましたが、既存の持分あり医療法人については、当分の間存続する旨の経過措置がとられており、これらは「経過措置医療法人」と呼ばれることもあります。

このような経過措置医療法人は、平成 26 年３月 31 日現在、社団医療法人の 83.1%を占めています。

●出資額限度法人

社員資格を喪失した場合の払戻額や解散時の残余財産の分配額につき、払込出資額を限度とする旨を定款で定めている社団医療法人をいいます。

また、平成 26 年施行の医療法改正により、持分あり医療法人であって持分なし医療法人へ移行しようとするものは、移行計画を厚生労働大臣に提出してその移行計画が適当である旨の認定を受けることができることとされました。当該認定を受けた経過措置医療法人は「認定医療法人」と呼ばれることがあります。

移行計画の認定制度の創設（平成 26 年 10 月 1 日より）

持分なし医療法人への移行促進策として、持分なし医療法人への移行計画を国が認定する仕組みが導入されました。この認定制度は、医療法人の任意の選択を前提としたものであり、認定期間は平成 26 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日、移行期限は認定日から 3 年以内とされています。移行計画の認定を受けた医療法人は、税制優遇措置や低利の融資を受けることができます。

医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分払戻しなどにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し医療を継続して安定的に提供していけるようにすること等を目的としています。

なお、持分なし医療法人への移行は、医療法人の任意の選択によるものであり、移行は強制されるものではありません。

また、持分なし医療法人への移行にあたって、必ずしも移行計画の認定制度を利用しなければならないものではありません。移行計画の認定は受けずに、持分なし医療法人へ移行することもできます。

●持分なし医療法人

社団医療法人であって、その定款に持分に関する規定（例：社員資格を喪失した場合の持分に応じた払戻しに関する規定、解散時の残余財産の持分に応じた分配に関する規定）を一切設けておらず、かつ、現に持分が一切存在しないものをいいます。

第五次医療法改正により、平成 19 年 4 月 1 日以後に社団医療法人を新規設立する場合は、持分なし医療法人しか認められないことになりました。

●基金拠出型医療法人

持分なし医療法人の一類型であり、法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより、基金の制度を採用しているものをいいます。基金拠出型医療法人と呼ばれています。

第五次医療法改正により新たに導入された類型であり、基金の拠出者は、医療法人に対して劣後債権に類似した権利を有するに過ぎません。

第五次医療法改正の施行後に医療法人を新設するケースにおいては、基金拠出型医療法人が一般的になっていると思われます。なお、後述の社会医療法人や特定医療法人は基金制度を用いることはできませんので、基金拠出型医療法人が、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする場合には、基金を拠出者に返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要になります。

基金とは

社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して規則第 30 条の 37 及び第 30 条の 38 並びに当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従

い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいいます。

●特定医療法人

租税特別措置法第 67 条の２第１項に規定する特定の医療法人をいいます。

昭和 39 年に創設された制度で、社団医療法人でも財団医療法人でも承認対象となり得ますが、社団医療法人については、持分なし医療法人であることが必要です。

社会医療法人同様、承認の要件は厳格ですが、国税庁長官の承認を得られれば、法人税の軽減税率が適用されるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。

●社会医療法人

医療法人のうち、法第 42 条の２第１項各号に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものをいいます。

第五次医療法改正において新設された類型で、社団医療法人でも財団医療法人でも認定対象となり得ますが、社団医療法人については、持分なし医療法人であることが必要です。

社会医療法人の認定要件は厳格ですが、その認定を受けると、本来業務である病院、診療所及び介護老人保健施設から生じる所得について法人税が非課税になるとともに、直接救急医療等確保事業に供する資産について固定資産税及び都市計画税が非課税になるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。また、法第 42 条の２第１項に定める収益業務を行うことや社会医療法人債を発行することが認められます。

社会医療法人の認定要件の見直し等

厚生労働省は、社会医療法人の認定要件等の見直しを進めています。具体的には、へき地診療所への医師派遣又はへき地への巡回診療を年間 53 日以上実施することとの要件について、へき地医療拠点病院への医師派遣及びそのへき地医療拠点病院からへき地診療所への医師派遣又はへき地への巡回診療をそれぞれ純増で年間 106 日以上実施すること等を加えた上、その要件との選択とする、とされています。さらに、周辺環境の変化等により要件を満たさなくなって認定を取り消された場合においても救急医療等確保事業を継続させることができるようにする経過措置や、二以上の都道府県において病院及び診療所を開設している場合で、医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものについては、全ての都道府県知事ではなく、当該病院の所在地の都道府県知事だけで認定可能とする方向で調整しています。

（参考）「地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設及び医療法人制度の見直しについて」（平成 27 年２月９日）
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073695.html
「平成 27 年度税制改正大綱」（平成 27 年１月 14 日閣議決定）

医療法人の合併とは

法定の手続に従い、当事者たる医療法人の一部又は全部が解散し、清算手続を経ることなく、その財産を包括的に存続医療法人（吸収合併の場合）又は新設医療法人（新設合併の場合）に移転するとともに、その社員が存続医療法人又は新設医療法人の社員となる組織再編行為です（医療法第 57 条以下）。

合併は、医療法に定められている医療法人の組織再編行為であり、①当事医療法人のうちの一つが存続し、他の当事医療法人が解散する「吸収合併」と、②当事医療法人の全部が解散し、それと同時に新たな医療法人が設立される「新設合併」の２種があります。

従来、合併は、社団医療法人相互間、及び、財団医療法人相互間においてのみ可能とされ、社団医療法人と財団医療法人との間での合併はできませんでしたが、平成 26 年の医療法改正により可能となりました（法第 57 条第１項及び第２項）。

次の表において合併前後における法人類型を整理します（下線部が法改正で可能となった箇所）。

【医療法人の合併前後における法人類型について】

合併前の法人類型		合併後の法人類型
持分なし社団	持分なし社団	持分なし社団
持分なし社団	持分あり社団	持分なし社団
持分あり社団	持分あり社団	（合併により新たに法人を設立する場合） 持分なし社団
		（合併前の法人が存続する場合） 持分あり社団
財団	財団	財団
<u>持分なし社団</u>	<u>財団</u>	<u>持分なし社団又は財団</u>
<u>持分あり社団</u>	<u>財団</u>	<u>持分なし社団又は財団</u>

出所：厚生労働省「第３回 医療法人の事業展開等に関する検討会」（平成 25 年 12 月４日）

医療法人の分割

厚生労働省は、分割前の医療法人が分割計画書等を作成した上で、都道府県知事の認可を得れば医療法人を分割できるとする制度を新たに創設する予定です。

分割制度の対象としては、持分あり医療法人は対象とせず、持分なし医療法人（社会医療法人及び特定医療法人は対象外）についてのみ認めることとされています。今後の法改正の動向が注目されます。

（参考）「地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設及び医療法人制度の見直しについて」（平成 27 年２月９日）
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073695.html

医療法人の基礎知識②　～社団医療法人の運営～

社団医療法人の運営面に関する基礎知識について確認します。社団医療法人とは、その実体が社団（一定の目的のもとに結合した人の団体）である医療法人をいいます。社団医療法人には、構成員である社員のほか、医療法の定めにより、社員総会、理事・監事、理事長などが置かれることになっています。また、後記のとおり、理事会も設置されているのが一般的です。

次の図表４は、社団医療法人における社員総会と社員、理事会と理事の関係性を表したものです。

図表４　医療法人のイメージ図

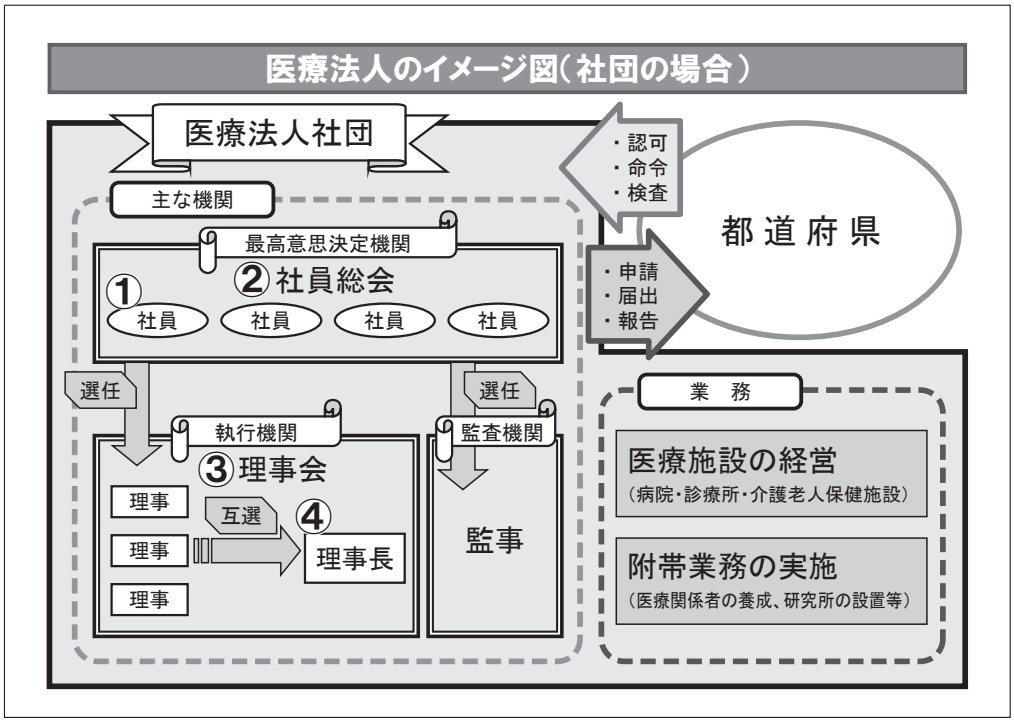

出所：第 13 回社会保障審議会医療部会（平成 22 年 11 月 11 日）をもとに作成

●社員（イメージ図①）

社団医療法人の構成員をいいます。

社員たる資格の得喪については、定款で規定されることになっていますが（法第 44 条第２項第７号）、営利法人が社員となることはできません（「医療法人に対する出資又は寄附について」平成３年１月 17 日指第１号東京弁護士会長あて厚生省健康政策局指導課長回答参照）。

なお、持分あり医療法人においても、社員の地位は持分と結合しているわけではなく、持分を全く有しない社員も存在し得ます。

●社員総会（イメージ図②）

社員によって構成される合議体で、社団医療法人における最高意思決定機関です（法第48条の３第７項等参照）。

社員総会においては、株式会社等のような資本多数決の原理はとられておらず、社員は持分の有無や額等に関わりなく、各１個の議決権を有します（法第48条の４第１項）。

●理事・監事

医療法人に設置が義務づけられている役員であり、その員数は、理事が原則３名以上、監事が１名以上とされています（法第46条の２第１項）。

医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決することとされていますが（法第46条の４第３項）、理事による合議等のための機関として、理事会が設けられているのが一般的です。

他方、監事は、医療法人の業務・財産状況の監査等を行います（法第46条の４第７項）。

なお、社団医療法人の場合、改正前モデル定款に準拠し、理事・監事を社員総会において選任することとしているのが通常です。

●理事会（イメージ図③）

理事によって構成される合議体です。

医療法上の機関ではありませんが、改正前モデル定款や寄附行為例にも定めがあることから、多くの医療法人において設置されています。

●理事長（イメージ図④）

医療法人を代表し、その業務を総理する理事であり（法第46条の４第１項）、社員総会の招集権限等も有しています。理事長は、通常、理事の互選により選出されますが、原則として、医師又は歯科医師である理事のうちから選出される必要があります（法第46条の３第１項）。ただし、都道府県知事の認可を受ければ、医師又は歯科医師以外の理事でも理事長になることができます。

医療法人制度の見直し

医療法人については、健全かつ適切に業務運営を行うために、経営の透明性の確保及びガバナンス強化が求められています。

医療法人の業務執行は、理事長及び理事が担っているものであり、その責任は大きいといえます。厚生労働省は、ガバナンスの強化策の一つとして、①理事会の設置・権限、②役員の選任方法等や、一般社団法人等と同様に、③医療法人の理事長及び理事の忠実義務・任務懈怠時の損害賠償責任等を規定して明確化することを検討しています。

（参考）「地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設及び医療法人制度の見直しについて」（平成27年２月９日）

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073695.html

第２章　持分によるリスクについて

第１部　持分について

第１節　持分の意義

従来、医療法人の持分については、法令に明文規定が存在せず、実務上の呼称も統一されていませんでしたが（「出資持分」「持分」「出資金」「出資」等の様々な呼称が用いられていました。）、平成26年の医療法改正に伴って、法令に、持分の定義が規定されました（法附則第10条の３第３項第２号括弧書）。

これにより、今後は、「持分」との呼称及び「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」との定義が一般化していくものと思われますので、本マニュアルでも、かかる呼称及び定義を採用することにします。

第２節　持分の払戻請求

１　定款の根拠規定

持分の払戻請求権は、定款の規定を根拠に発生する権利です。

そうした根拠規定の典型例が改正前モデル定款第９条「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」であり、これと同趣旨の規定が定款中に存在する医療法人においては、持分の払戻請求の問題が発生する可能性があります。

したがって、持分の払戻請求の問題を検討するに際しては、まず、自法人の定款を精査することが必要不可欠となります。

２　請求権者

改正前モデル定款第９条は、「社員資格を喪失した者」が持分の払戻請求権者であると定めています。

そうすると、定款中に改正前モデル定款第９条と同趣旨の規定を有する医療法人において、万一、社員資格を有しない出資者が存在した場合、当該出資者やその相続人等は、当該定款規定を根拠とした持分の払戻請求はできないことになります（この場合の払戻請求の可否・内容等は、民法等の一般法理に基づいて判断されることになると思われます。）。

このように、自法人の定款規定の解釈・適用に際しては、持分の払戻請求権者に留意することも必要です。

なお、定款中に改正前モデル定款第９条と同趣旨の規定が存在する医療法人において、持分を有する社員が死亡により社員資格を喪失した場合、当該社員のもとで持分払戻請求権が発生すると同時に相続されると考えますので、結果的には相続人が請求権者となります（後記３参照）。

３　払戻額

定款中に改正前モデル定款第９条「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」と同趣旨の規定を有する医療法人の場合、持分の払戻額は、社員資格の喪失時点における当該医療法人の財産評価額に、同時点における当該資格喪失者の出資割合を乗じて算定される（いわゆる出資割合説に基づいて算定される）ことが、平成22年４月８日の最高裁判決（最一小判平22．４．８裁時1505号８頁）によって確定したと一般に考えられていると思われます。

しかし、上記の最高裁判決は、いわゆる出資割合説の無条件・一律適用を宣言しているとまでは解されませんので、自法人の定款規定を実際に解釈・適用する際は、同判決の射程（※１）の問題や、同判決のいう権利濫用法理（※２）の適用可能性等を慎重に検討する必要があります。

また、いわゆる出資割合説を適用する場合、出資割合を乗じるべき医療法人の「財産の評価額」の算定方法は必ずしも一義的ではないため、近時の裁判例（※３）等も参照しつつ、適切に算定することが望まれます。

さらに、持分払戻請求権に対して相殺（※４）を行うことが可能な反対債権の有無・内容等も精査する必要があります。

持分の払戻額の算定方法は、実際に払戻しを行う場面においては勿論のこと、持分によるリスクや持分なし医療法人への移行を検討する場面等においても非常に重要な意味を持ちますので、十分に検討する必要があります。

（※１）　判決の射程

最一小判平22．４．８は、その判決理由中で、「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる」との定款規定を解釈するに際して、解散時の残余財産の分配に関する規定中にあった「払込出資額に応じて」という文言との対照を行っています。

このような判断態様に鑑みると、解散時の残余財産の分配に関する規定の内容等が上記最高裁判決の事例とは全く異なる定款については、同判決のロジックが当てはまらない（同判決の射程が及ばない）との解釈が成り立つ可能性もあると考えられます。

（※２）　権利濫用法理

最一小判平22．４．８は、「出資金返還請求権の額、被上告人（注：対象医療法人）が過去に和議開始の申立てをしてその後再建されたなどの被上告人の財産の変動経緯とその過程においてＣ（注：出資者）らの果たした役割、被上告人の公益性・公共性の観点等に照らすと、上告人（注：Ｃの子）の請求は権利の濫用に当たり許されないことがあり得るというべきである」と判示しています。

このような権利濫用法理は、基本的には、裁判所が個別事案における妥当な解決を図るために用いる法理ですので、その適用の有無を事前に判断することは困難ですが、例えば、「当該医療法人が過去において債務超過かそれに近い状態に陥り、後に関係者の努力により再建されて現在の資産状態が形成され、その資産形成には当該社員が貢献していないというような事案」（宮川光治裁判官の補足意見参照）においては、専門家の助力を得て具体的に検討する必要があると思われます。

（※３）　裁判例

最一小判平22．４．８後に出された裁判例の一つとして、東京地裁平成26年１月15日判決が参考になると思われます。

（※４）　相殺

医療法人が持分権者に対して何らかの債権（例：貸金返還請求権、不当利得返還請求権、損害賠償請求権）を有する場合は、持分払戻請求権に対する相殺を検討することになります。

相殺を行う場合は、当然ながら、法的に有効な形で実行しなければなりませんので、単なる会計上の処理だけで済ませることがないように注意する必要があります。

４　払戻しに伴う課税関係

持分の払戻額から当該持分に係る払込出資額を差し引いた金額は配当所得の金額とされ、払戻しを行う医療法人は、かかる配当所得の20.42％（復興特別所得税含む。）相当額を源泉所得税として納付しなければなりません。

また、持分の払戻しを受けた者は、上記の配当所得の金額につき、他の所得と合算して確定申告を行う必要があります。

なお、持分あり医療法人の設立後に追加出資や持分の払戻しが行われて出資総額の増減が生じた場合は、その後における持分の払戻しの際に一部譲渡所得が生じることもあります。

第３節　持分の相続

１　権利形態の変換

定款中に改正前モデル定款第９条と同趣旨の規定が存在する医療法人において、持分を有する社員が死亡により社員資格を喪失した場合、当該社員が有していた持分は、具体的な金銭請求権たる持分払戻請求権に変換し（最一小判平22．４．８の金築誠志裁判官の補足意見参照）、この持分払戻請求権が当該社員の相続人に相続されると解されます。

一般に、持分の相続という言い方をよくしますが、厳密に見ると、相続されるのは、持分ではなく、その払戻請求権であるということになります。この解釈は、相続人が当該医療法人の社員である場合も異ならないと考えられますので、注意が必要です。

２　相続税

持分（厳密に言うと持分払戻請求権）については、財産価値を有するものとして、相続税の課税財産に含めることとされています。

医療法人の財産状況等によっては、持分の相続財産としての評価額が巨額に上る可能性もあり、そのような場合には、医療法人の円滑な事業承継が阻害されることにもなりかねません。

第２部　持分リスクの基本構造

第１節　財務諸表の基本構造

１　貸借対照表と損益計算書の関係（純資産が増える仕組み）

持分は、貸借対照表のうち純資産の部に対応します。この純資産が増えることにより「出資額に応じた持分」も増えることになります。

以下の簡単な図解で純資産が増える仕組みを確認してみましょう。

≪ポイント≫
利益が出ることにより、貸借対照表上、純資産も増える。

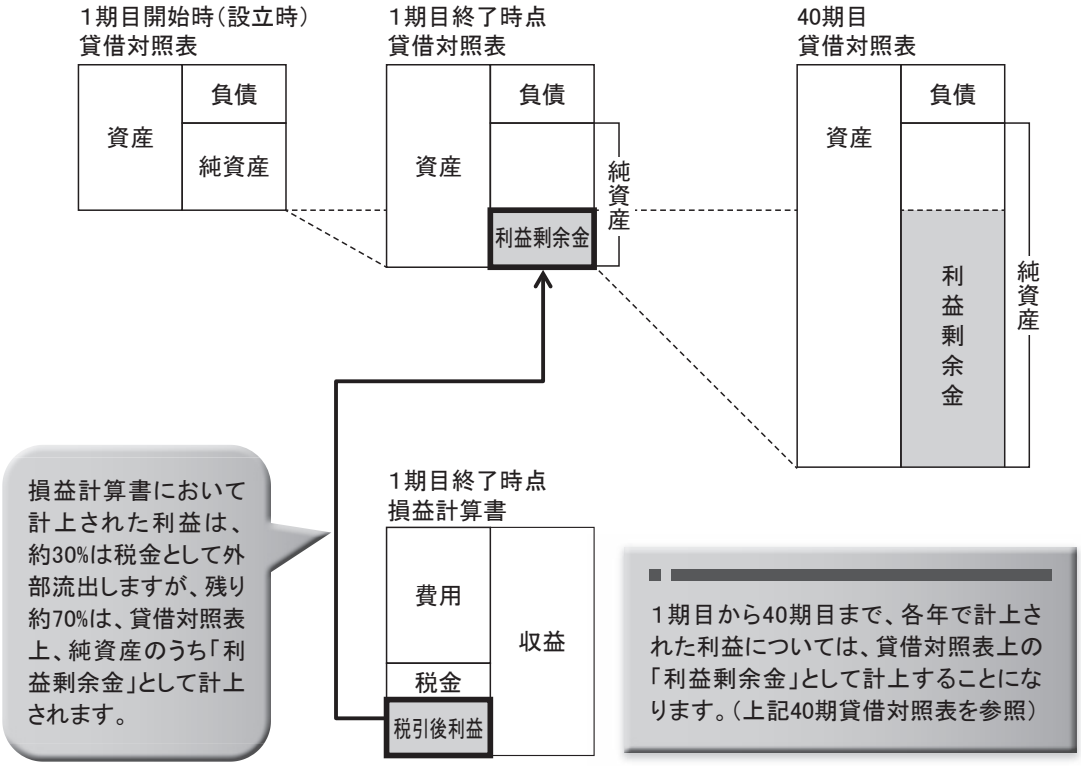

※　このように、純資産は、利益が出ることにより増加していきます。そのため、対応する持分も増加することになるのです。

2　注意を払うべき状況にある医療法人の典型例　ここで、注意を払うべき医療法人の貸借対照表の事例を示します。

ケーススタディの要点

★1　黒字が続くと利益が利益剰余金として累積するため、持分評価額が増加する。医療法人は配当ができないため、利益剰余金が累積しやすい。

★2　病院の敷地が自己所有の場合、その評価額は取得価額(帳簿価額)と大きく異なる可能性があり、持分評価額に大きな影響を及ぼすこともあるので注意が必要です。

ケーススタディ

＜特徴点＞
① 黒字が続き利益剰余金が蓄積されている。
② 設備投資が多いため現預金が少なく、固定資産が多い。

＜前提条件＞
① 設立から40期目の現在まで、毎期50,000千円の税引前当期純利益を計上している。
② 法人税等は簡便的に税率30%で計算する。
③ 毎期35,000千円の税引後当期純利益は借入の返済に充当し、借入弁済後は設備投資の資金としている。
④ 40期目に土地及び建物の時価評価を不動産鑑定士に依頼したところ、評価額は土地600,000千円（※１）、建物580,000千円と算定された。
⑤ 持分評価においては、時価純資産価額に基づき不動産鑑定士の評価額を用いる。

開始B/S（設立時）

単位:千円

資産の部 科目	金額	負債の部 科目	金額
Ⅰ流動資産	30,000	Ⅰ流動負債	100,000
現金及び預金	30,000	買掛金	0
事業未収入金	0	未払金	0
棚卸資産	0	短期借入金	100,000
その他流動資産	0		
		Ⅱ固定負債	700,000
Ⅱ固定資産	800,000	長期借入金	700,000
1.有形固定資産	800,000	負債合計	800,000
建物	350,000	純資産の部	
医療用器具備品	50,000	科目	金額
土地	400,000	Ⅰ資本金	30,000
2.無形固定資産	0	Ⅱ資本剰余金	0
		Ⅲ利益剰余金	0
3.その他の資産	0		
		Ⅳ評価・換算差額等	0
		純資産合計	30,000
資産合計	830,000	負債・純資産合計	830,000

40年経過後

40期目B/S

単位:千円

資産の部 科目	金額	負債の部 科目	金額
Ⅰ流動資産	815,000	Ⅰ流動負債	380,000
現金及び預金(※2)	295,000	買掛金	190,000
事業未収入金	440,000	未払金	90,000
棚卸資産	30,000	短期借入金	100,000
その他流動資産	50,000		
		Ⅱ固定負債	260,000
Ⅱ固定資産	1,255,000	長期借入金	260,000
1.有形固定資産	1,200,000	負債合計	640,000
建物	610,000	純資産の部	
医療用器具備品	90,000	科目	金額
土地	500,000	Ⅰ資本金	30,000
2.無形固定資産	20,000	Ⅱ資本剰余金	0
	20,000		
		Ⅲ利益剰余金	1,400,000
3.その他の資産	35,000		
	35,000	Ⅳ評価・換算差額等	0
		純資産合計	1,430,000
資産合計	2,070,000	負債・純資産合計	2,070,000

★1

50,000×70%×40年

持分評価後

持分評価後（時価純資産価額）

単位:千円

資産の部 科目	金額	負債の部 科目	金額
Ⅰ流動資産	815,000	Ⅰ流動負債	380,000
現金及び預金	295,000	買掛金	190,000
事業未収入金	440,000	未払金	90,000
棚卸資産	30,000	短期借入金	100,000
その他流動資産	50,000		
		Ⅱ固定負債	260,000
Ⅱ固定資産	1,325,000	長期借入金	260,000
1. 有形固定資産	1,270,000	負債合計	640,000
建物	**580,000**	純資産の部	
医療用器具備品	90,000	科目	金額
土地(※1)	**600,000**	Ⅰ資本金	30,000
2. 無形固定資産	20,000	Ⅱ資本剰余金	0
	20,000		
		Ⅲ利益剰余金	1,400,000
3.その他の資産	35,000		
	35,000	Ⅳ評価・換算差額等	70,000
		純資産合計	1,500,000
資産合計	2,140,000	負債・純資産合計	2,140,000

★2

土地(600,000 −500,000)
＋建物(580,000−610,000)

持分評価額が約50倍に

（出資の評価）
＝（　資産　－　負債　）÷（資本金）
＝（2,140,000 − 640,000）÷　30,000
＝ 50 倍

つまり、持分評価額が約50倍まで高騰している

補足　※１　当ケーススタディでは、土地の評価において含み益が生じているが、含み損が生じる可能性もある。
※２　減価償却費は支出を伴わない費用であることから、減価償却費相当分の資金が法人内部に留保される。

3　純資産が増えた場合に持分の評価額が増加する仕組みをイメージ図で示します。

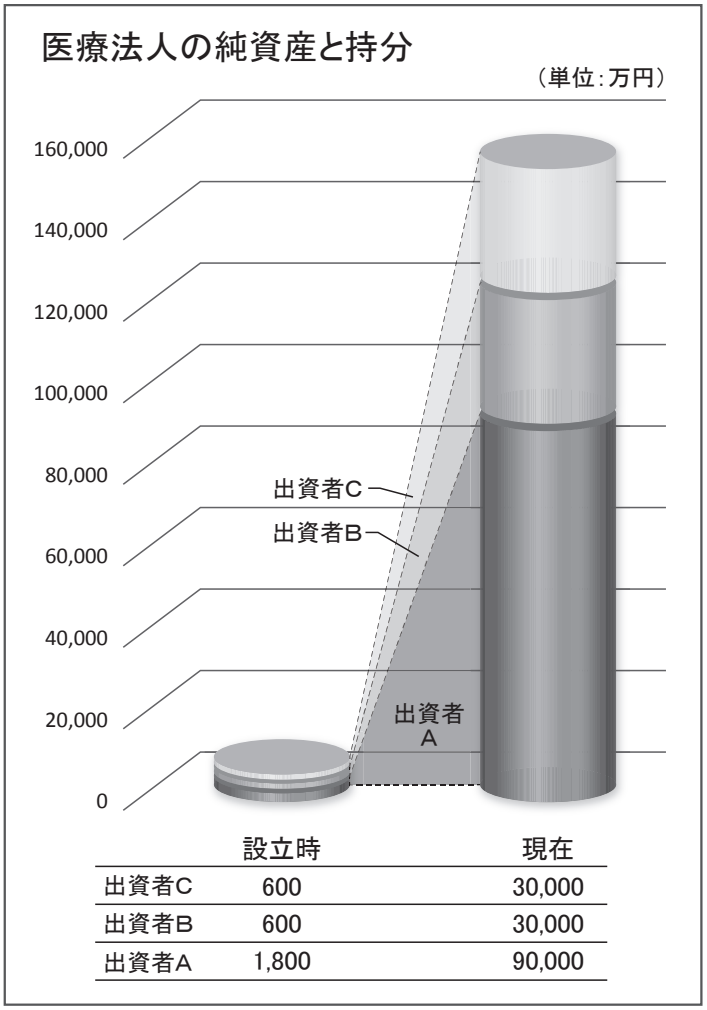

	設立時	現在
出資者C	600	30,000
出資者B	600	30,000
出資者A	1,800	90,000

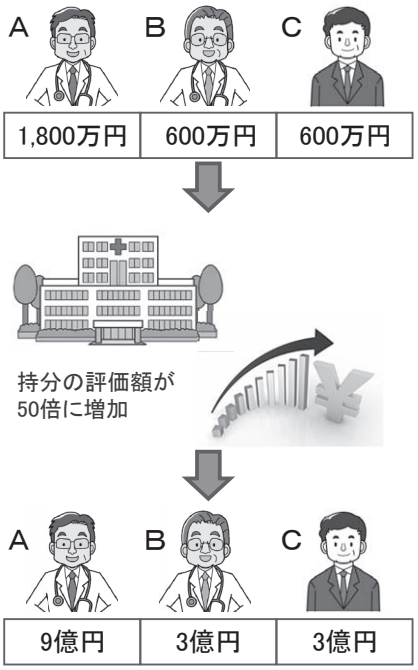

第２節　持分の直接的な影響と間接的な影響

１　直接的な影響：持分の払戻請求権の存在

前節３の事例において、持分を有する社員Ａは、退社時に医療法人に対して自己の持分に相当する財産の払戻しを求めることができます。その場合、医療法人に９億円の支払いが生じます。

２　間接的な影響：相続税、贈与税による影響

持分を相続したことによる多額の相続税の納税もしくは回避のため、払戻請求権の行使もしくは持分の放棄が行われます。

ア　出資者Ａが死亡し、相続が開始した場合

相続人による払戻請求が考えられ、「１　直接的な影響」につながります。

イ　出資者Ａが持分を放棄した場合

残存出資者に贈与税課税のリスクが発生します。

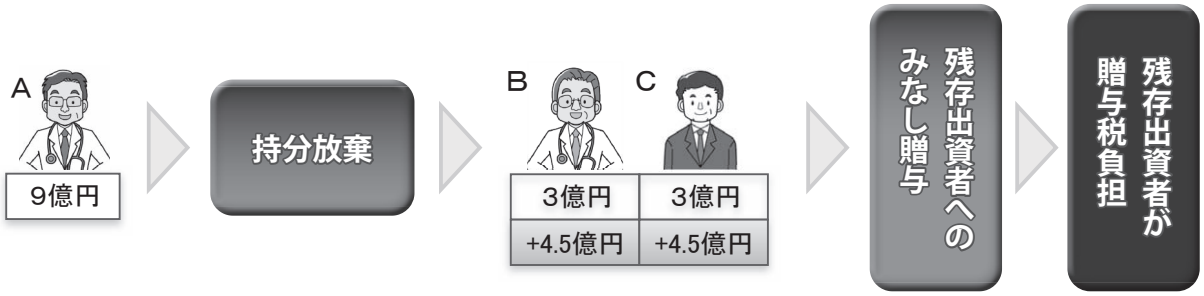

ウ　すべての出資者が持分を放棄した場合

医療法人に贈与があったとみなされ、一定の要件を満たさなければ医療法人が贈与税を支払うことになります。

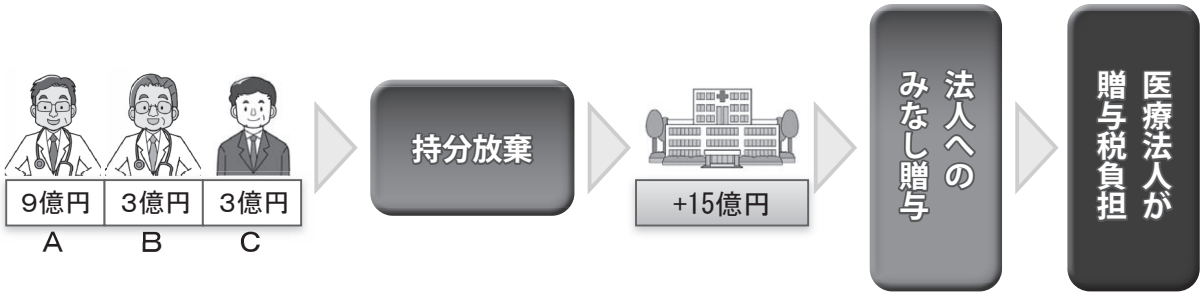

出資者が持分を放棄するタイミング

２のイで示したとおり、出資者Ａのみが持分を放棄した場合には、他の持分放棄していない出資者Ｂ、Ｃにみなし贈与税が課税される可能性があります。同様の問題が、持分なし医療法人への移行に際しても生じます。すなわち、移行に向けて、ある出資者の持分放棄が完了した時点で、他に出資者が残存している場合には、この残存出資者へみなし贈与税が課税されてしまいます。そのような問題を回避するためには、出資者が一斉で放棄をするか、又は全ての出資者について持分放棄の効力発生時点を「持分なし医療法人への移行に係る定款変更についての都道府県の認可のあった日」と統一しておく等して、一斉放棄となるような工夫をすることが望まれます（Ｐ49 書式例「６　放棄日」参照）。

なお、国から移行計画の認定を受けた場合においては、このみなし贈与税が猶予（持分なし医療法人へ移行完了の際には猶予税額が免除）されることとなります（詳細はＰ59 ～）。

※　出資者が一斉に持分を放棄した場合の課税関係については、厚生労働省「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Ｑ＆Ａ）」（平成 26 年１月 23 日事務連絡）のＱ１を参照ください（Ｐ179 ～）。

第３部　持分払戻請求のケーススタディ

ある医療法人の事例を使って持分の払戻請求権が行使された場合の影響度を見てみましょう。

【事例法人の概要】

Ａ病院を経営する医療法人の理事長であるＡ氏には、妻Ｂと子供２人（Ｃ，Ｄ）がいます。医療法人の社員は、Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄであり、そのうちＡが18,000千円、Ｃ，Ｄがそれぞれ6,000千円の出資をしています。長男Ｃは医師としてＡ病院に勤務しており、事業を承継する予定です。長女Ｄは、病院経営には全く関与していません。

⑴　家族構成

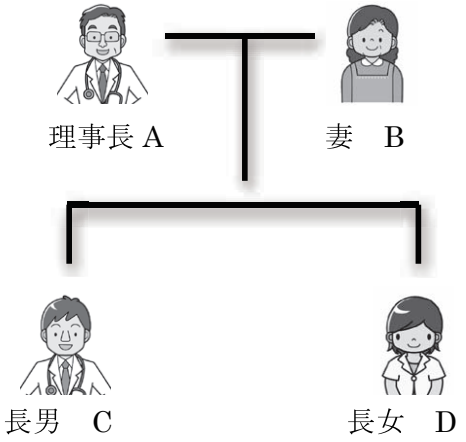

⑵　出資者及び出資割合

出資者	出資額	出資割合
理事長Ａ	18,000千円	60％
長男　Ｃ	6,000千円	20％
長女　Ｄ	6,000千円	20％

【持分の払戻請求権行使による持分払戻額算定に用いる計算例】

ある時、長女Ｄは、今後病院経営に関与しないことなどを理由として退社を申し出、払戻請求権を行使することとなりました。

この時、長女Ｄに対する持分払戻額はいくらになるのでしょうか。持分払戻額を算定する方法には、主に以下の３つの方法があります。それらを使って算出して、比較してみましょう。

⑴ 相続税法上の財産評価基本通達に基づく類似業種比準価額
　（以下、「類似業種比準価額」という。）
⑵ 相続税法上の財産評価基本通達に基づく純資産価額
　（以下、「純資産価額」という。）
⑶ 時価純資産価額

なお、払戻請求時の直近の貸借対照表は以下の通りです。

貸借対照表　　単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ流動資産	815,000	Ⅰ流動負債	380,000
現金及び預金	295,000	買掛金	190,000
事前未収入金	440,000	未払金	90,000
棚卸資産	30,000	その他流動負債	100,000
その他流動資産	50,000		
		Ⅱ固定負債	260,000
Ⅱ固定資産	1,255,000	長期借入金	260,000
1. 有形固定資産	1,200,000	負債合計	640,000
建物	610,000	純資産の部	
医療用器具備品	90,000	科目	金額
土地	500,000	Ⅰ資本金	30,000
2. 無形固定資産	20,000	Ⅱ資本剰余金	0
3. その他の資産	35,000	Ⅲ利益剰余金	1,400,000
		Ⅳ評価・換算差額等	0
		純資産合計	1,430,000
資産合計	2,070,000	負債・純資産合計	2,070,000

・この医療法人Ａ病院は、従業員 100 人以上の病院です。
・便宜上、貸倒引当金の計上等は考慮していません。
・純資産価額の場合、特段に劣化しているなど特別の事情がない場合、基本通達に定める方法、例えば土地であれば路線価に基づく方法や建物であれば固定資産税評価額などを利用して評価をしなおすこととなります。
・時価純資産価額の場合、土地や建物については不動産鑑定士の評価等により、その他の資産も時価により評価しなおすこととなります。例えばこの事例では、土地は６億円（１億円の評価増）、建物は５億８千万円（３千万円の評価減）となり、純資産の合計額は 15 億円となります（Ｐ29 参照）。

評価方法	長女Ｄへの払戻額	出資50円当たりの評価額	（参考）算式 ※通常はこのような方法で計算が行われます。
類似業種比準価額	1 億 4,784 万円	1,232 円	出資50円当たりの評価＝①×（③/②×3＋⑤/④）÷4×0.7 ① 類似業種の出資50円当たりの株価 ② 類似業種の出資50円当たりの年利益金額 ③ 当該法人の出資50円当たりの年利益金額 ④ 類似業種の出資50円当たりの純資産価額 ⑤ 当該法人の出資50円当たりの純資産価額
純資産価額	2 億 9,256 万円	2,438 円	出資50円当たりの評価＝④÷（資本金の額÷50円） ① 財産評価基本通達に基づく評価後の純資産額 ② 簿価純資産額 ③（①－②）×40%（注）平成26年４月１日以降 ④ ①－③
時価純資産価額	3 億円	2,500 円	出資50円当たりの評価＝時価純資産額÷（資本金の額÷50円）

※　当該医療法人の出資一口 50 円を額面とする。
※　類似業種比準価額で用いる各数値は、国税庁より公表される数値を使います。ここでは、平成 26 年 12 月公表分を使用。（業種目は「その他の産業」業種目番号 121）
※　この事例では、類似業種比準価額方式が最も低い金額となっていますが、土地や建物などの評価や利益水準によって検証結果は異なります。

今回の事例では３つの方法のうち、類似業種比準価額が最も低い払戻額となりますが、この方法は一般に相続税あるいは贈与税の税額計算に利用する方式の１つです。持分の払戻請求権が行使された場合には、さまざまな計算方法を参考にし、残存出資者に贈与税課税がなされないようにすることが肝要です。

【払戻しを行った場合の残存出資者等に対する贈与税の課税関係】

前述した「類似業種比準価額」による計算も、「純資産価額」による計算も、「時価純資産価額」による計算も、それらに沿って計算されていれば、残存出資者への課税関係は生じません。ところが、これらの方法によらずに、上記各計算よりも低い価額で払戻すと、残った社員、すなわち残存出資者への適正な価格との差額に対する「贈与税」の課税が生じる場合があります。

逆に高い価額で払戻しを行うと、別途課税関係が生じる場合があります。また、この場合には、法54条の剰余金の配当禁止規定に抵触する可能性もあるので注意が必要です。

【持分の払戻しを受けた長女Ｄの所得税の課税関係】

仮に、持分の評価額を最も低い金額である類似業種比準価額とした場合、払戻金額は１億4,784万円です。このときの課税関係を見てみましょう。

１億4,784万円の取得価額（取得資本等金額）は600万円となります。従って、１億4,784万円－600万円＝１億4,184万円が「配当所得」となり、他の所得と合算して確定申告をしなければなりません。

医療法人側は、配当所得の20.42％（復興特別所得税含む。）の源泉徴収を行ってから、その残額を支払うこととなります。つまり、約2,897万円（１億4,184万円×20.42％）を源泉徴収し、翌月10日までに所轄税務署へ納付します（納期の特例の適用はできません。）。そして、その払戻しを受けた長女Ｄには、その額を差し引いた手取り約１億1,887万円を支払います。

なお、法人側で源泉徴収された税額については、個人の確定申告の際に控除できます。

第４部　相続開始時のケーススタディ

出資者の相続も医療法人の経営危機を招く場合があります。すなわち、その持分は相続税の課税対象となり、相続税の納税が生じます。

前述の事例を参考に、出資者について相続が開始した場合（理事長Ａが亡くなった場合）、法定相続人がどのくらいの相続税を支払わなければならないか、見ていくことにしましょう。

【理事長Ａの相続が開始された場合】

⑴　家族構成

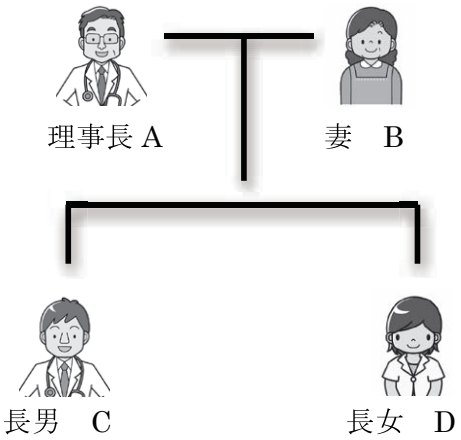

⑵　出資者及び出資割合

出資者	出資額	出資割合
理事長Ａ	18,000千円	60%
長男　Ｃ	6,000千円	20%
長女　Ｄ	6,000千円	20%

⑶　相続税額算定一覧表

科目		金額	内訳等
	財産総額	5億7,852万円	持分(※)　4億4,352万円
			死亡保険金　1億円（法定相続人1人当たり500万円の非課税枠がある。）
			その他の財産　5,000万円
	葬儀費用等債務控除	200万円	
課税対象相続財産額		5億7,652万円	
基礎控除額		4,800万円	3,000万円＋600万円×3人
課税遺産総額		5億2,852万円	
各人別の法定相続分	妻Ｂ	2億6,426万円	5億2,852万円×1/2
	長男Ｃ，長女Ｄ	1億3,213万円	2億6,426万円×1/2
相続税額	妻Ｂ	9,191万7千円	2億6,426万円×45%－2,700万円
	長男Ｃ，長女Ｄ	3,585万2千円	1億3,213万円×40%－1,700万円
	相続税総額	1億6,362万1千円	9,191万7千円＋3,585万2千円×2

※　持分は、理事長Ａの出資額に相当する額であり、評価額は類似業種比準価額により評価したものです。4億4,352万円＝（出資50円当たり金額）1,232円×（18,000千円÷50円）。

※　実際の相続税納付額算定にあたっては、「配偶者に対する税額の軽減」などの相続税額の諸控除もあります。

上記の一覧表で示した相続税額の算定においては、納税原資として死亡保険金１億円がありますが、残りの納税額を賄うために、持分の払戻請求がなされることも考えられます。相続が開始した場合においても、持分によるリスクの大きさが見て取れるかと思います。

一定の要件を満たした生命保険金は、相続税の非課税枠があり原則受取人の固有の財産となる等納税資金の確保には有効ですが、持分評価額が多額である場合には不十分であることが多く、抜本的な解決には至りません。

第３章　医療法人の選択肢

第１部　フローチャート（法人類型の選択肢）

持分なし医療法人への移行にもさまざまな選択肢があります。下記のフローチャートは、本マニュアルで取り上げた選択肢を示しています。まずは、あなたの医療法人の現状を分析し、候補となる医療法人類型のメリット・デメリットを把握することが重要です。そのうえで、移行先として妥当と考えられる医療法人類型を詳しく検討する流れとなります。

なお、フローチャートでは、移行の選択肢を示していますが、その前に、本マニュアルの第４章第１部に取り上げる、持分の放棄等、定款変更のプロセスを確認することも忘れてはなりません。

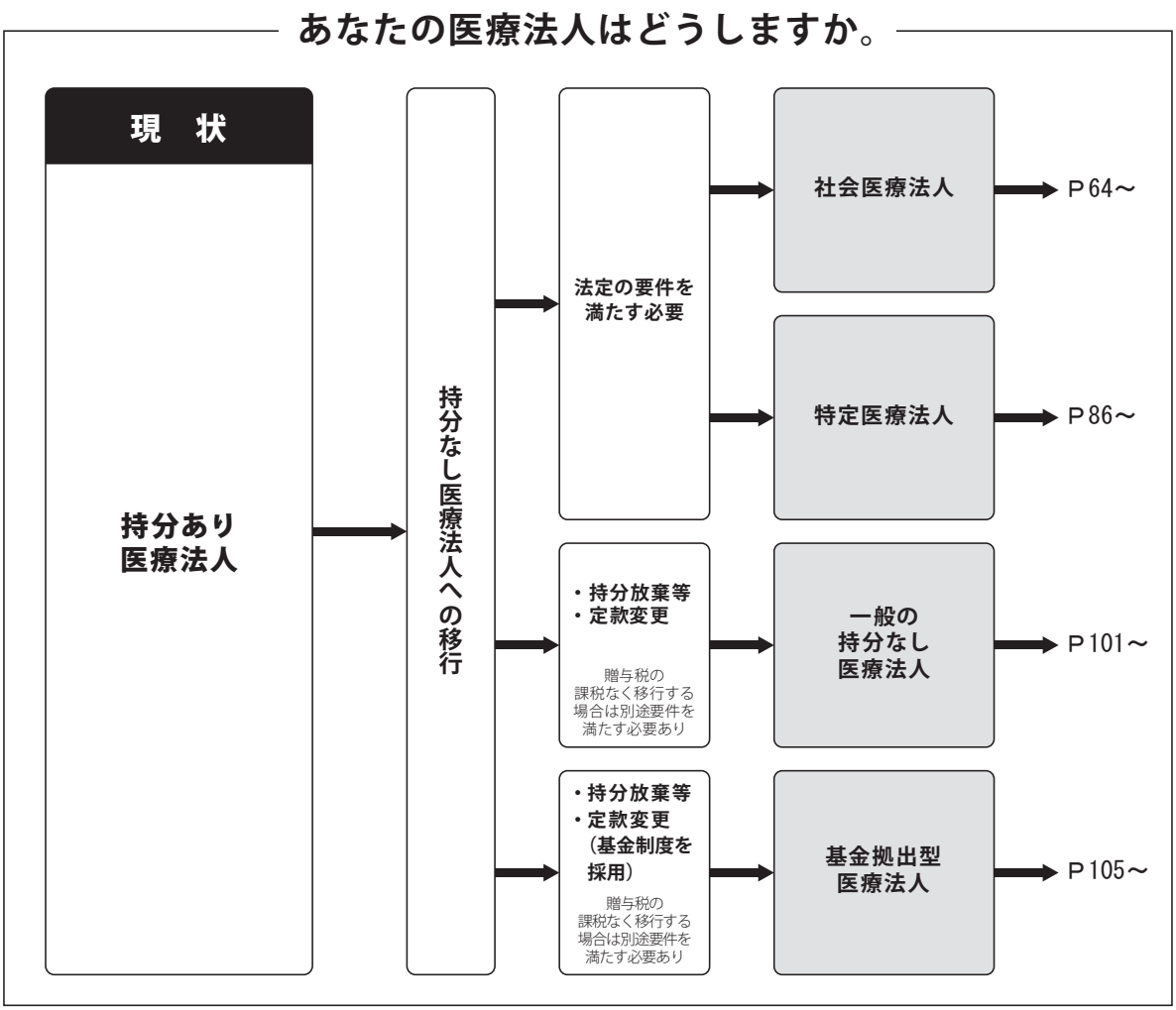

第２部　持分なし医療法人への移行の際の課税リスク

持分なし医療法人は、社員退社時の持分払戻請求によるリスクがなく、医療法人の経営安定性、継続性が担保され、また、そもそも持分がないため、持分に係る課税もなくなります。

このような持分なし医療法人へ移行するには、定款変更を行い、贈与税を支払って移行する方法と、一定の要件を満たすことで贈与税の課税なく移行する方法があります。

社会医療法人、特定医療法人以外の持分なし医療法人へ移行した場合、相続税法第66条第４項の規定に該当するときには、医療法人に対して贈与税が課税される場合があります。

Ｐ31の事例において、出資者の３人が持分放棄をし、持分なし医療法人への移行をした場合の課税関係は図表のとおりです。一定の要件を満たさなければ、医療法人に贈与があったとみなされ、医療法人が贈与税を支払うこととなります。

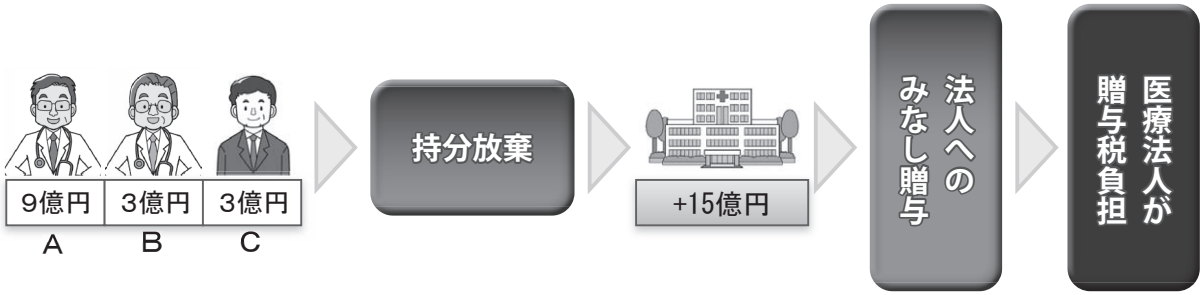

第３部　非課税移行の場合の共通の課題

第１節　法人への贈与税非課税移行の要件について

相続税法第66条第４項の規定では、持分なし法人に対して財産の贈与又は遺贈があった場合において、その贈与又は遺贈により、その贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その法人を個人とみなして、相続税又は贈与税を課することとされています。

１　医療法人に対する贈与税が非課税となる基準

「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」の判定については、相続税法施行令第33条第３項において、その判定基準（以下、「贈与税非課税基準」という。）が明記されています。具体的には、贈与等により財産を取得した持分なし法人が相続税法施行令第33条第３項各号に掲げる要件を満たすときは、相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとされています。

相続税法第66条第４項の規定による課税は、「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められること」を要件としていることから、その要件の判定に当たっては、その贈与等があった時点の事実関係に基づき行うのはもちろんのこと、将来における可能性をも考慮して行う必要があります。そのため、贈与税非課税基準の一つである相続税法施行令第33条第３項第１号「その運営組織が適正である」ことの判定に当たっても、持分なし医療法人の事業の運営が将来にわたり適正に行われることが担保されているか否かにより判定することが必要とされています。

例えば、「運営組織が適正である」こととは、①一定の事項が定款等に定められていること、②事業運営及び役員等の選任等が定款等に基づき適正に行われていること、及び③事業が社会

的存在として認識される程度の規模を有していることをその判定の柱として掲げられています。

これらの具体的な贈与税非課税基準については、厚生労働省資料「持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について」及びＰ42のフローチャート「相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果と認められるか否かの判定」を参照してください。

持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について
（贈与税非課税基準について）

◎相続税法施行令第 33 条第３項に基づき、以下の基準に該当する場合には、贈与税は非課税。
（なお、税務当局の個別判断により課税される場合がある。）

①運営組織が適正であること（医療法施行規則第30条の35の２第１項第２号の規定による）
・社会保険診療（租税特別措置法第26条第２項に定める給付、医療、介護、助産、サービス）、健診、助産に係る収入金額が全収入金額の80%超
・自費患者に対する請求金額が社会保険診療報酬と同一基準
・医業収入が医業費用の150%以内
・役員、評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を規定
・病院、診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載
※医療法第30条の４第２項第２号：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）、在宅医療、都道府県知事が特に必要と認める医療
②役員等（社員は含まれない）のうち親族・特殊の関係がある者は１／３以下であること（定款、寄附行為にその旨の定めがあること）
③法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
④残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めのないもの）に帰属させること（定款、寄附行為にその旨の定めがあること）
⑤法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと
※このほか、理事・監事・評議員の定数や選任、理事会・社員総会・評議員会の運営等に関する要件がある。

出所：厚生労働省「「持分なし医療法人」への移行に関する手引書」

２　上記基準の②中の「役員等（社員は含まれない）」について

厚生労働省の平成26年１月23日事務連絡「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Ｑ＆Ａ）について」によって、「役員等」に社員が含まれないことが示されました。詳細はＱ＆ＡのＱ４、５を参照してください。

Ｑ４．相続税法施行令第33条第３項第１号において、いわゆる「同族要件」として、「役員等のうち親族等が占める割合が３分の１以下である」旨規定されているが、ここにいう「役員等」に医療法人の社員は含まれるのか。

Ａ４．含まれない。
（理由）役員等は、「理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの」と規定されている（相続税法施行令第32条）。医療法人の場合にあっては、業務執行機関を指し、基本的意思決定機関の構成員たる「社員」は役員等に含まれない。

出所：厚生労働省「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Ｑ＆Ａ）について」

1　相続税法第66条第４項

相続税又は贈与税の負担が不当減少 → Yes → 医療法人を個人とみなして贈与税課税

その判定は政令（相令33③）による（相法66⑥）。

2　相続税法施行令第33条第３項

（1）運営組織が適正であること（相令33③一）　□

＜法令解釈通達15（Ｐ236）により判定＞

①一定の事項が定款等に定められていること

Yes

A	理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。	□
B	理事及び監事の選任は、例えば、社員総会における社員の選挙により選出されるなどその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。	□
C	理事会の議事の決定は、次のEに該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。	□
D	社員総会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席社員の過半数の議決を必要とすること。	□
E	次に掲げる事項（次のFにより評議員会などに委任されている事項を除く。）の決定は、社員総会の議決を必要とすること。この場合において、次の（E）及び（F）以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の議決を必要とすること。 （A）収支予算（事業計画を含む。） （B）収支決算（事業報告を含む。） （C）基本財産の処分 （D）借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 （E）定款の変更 （F）解散及び合併 （G）当該法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項	□
F	社員総会のほかに事業の管理運営に関する事項を審議するため評議員会などの制度が設けられ、上記（E）及び（F）以外の事項の決定がこれらの機関に委任されている場合におけるこれらの機関の構成員の定数及び選任並びに議事の決定については次によること。 （A）構成員の定数は、理事の定数の2倍を超えていること。 （B）構成員の選任については、上記ハ（イ）のBに準じて定められていること。 （C）議事の決定については、原則として、構成員総数の過半数の議決を必要とすること。	□
G	上記CからFまでの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。	□
H	役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。	□
I	監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。	□

凡例　相法…相続税法　相令…相続税法施行令

減少する結果となると認められるか否かの判定」

青木惠一「医療法人の相続・事業承継と税務対策」をもとに作成

Yes

②事業運営及び役員等の選任等が定款等に基づき行われていること

事業運営及び役員等の選任等が定款等に基づき行われていること	□

③その事業が社会的存在として認識される程度の規模を有していること
医療法（昭和23年法律第205号）第１条の２第２項に規定する医療提供施設を設置運営する事業を営む法人で、その事業が社会医療法人を想定した基準又は特定医療法人を想定した基準の要件を満たすもの。

社会医療法人を想定した基準を採用する場合			特定医療法人を想定した基準を採用する場合	
社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80％以上 ※社会保険診療等に介護保険・助産に係る収入金額を追加	□	又は	社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80％以上	□
自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一	□		自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一	□
医業収入が医業費用の150％以内	□		医業収入が医業費用の150％以内	□
役員及び評議員に対する報酬等の支給基準を明示	□		役職員に対する報酬等が3,600万円以下	□
病院又は診療所の名称が5疾病及び5事業並びに居宅等における医療に係る医療連携体制を担うものとして医療計画に記載	□		・（病院の場合）40床以上又は救急告示病院 ・（診療所の場合）15床以上及び救急告示診療所	□
			差額ベッドが全病床数の30％以下	□

（２）役員等（社員は含まれない）のうち親族・特殊の関係がある者は１／３以下であること（定款、寄附行為にその旨の定めがあること）（相令33③一） □

Yes

（３）法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと（相令33③二） □

Yes ＜法令解釈通達16（Ｐ238）により判定＞

（４）残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めのないもの）に帰属させること（定款、寄附行為にその旨の定めがあること）（相令33③三） □

Yes

（５）法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと（相令33③四） □

Yes

不当減少とはならず医療法人に対して贈与税の課税はされない。

＊　その他、「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」に該当しない場合として、法令解釈通達14のただし書き（Ｐ235）に該当する場合があり

第２節　理事等への「特別の利益を与えること」について

持分なし医療法人への移行にあたっては、理事、監事、社員あるいは評議員もしくは出資者、寄附者（以下「理事等」とする。）に対し、正当な職務対価以外に経済的利益を与えた場合は、贈与税の課税問題が生じます。

また、法第54条の配当禁止規定に抵触しますので、利益供与は禁止されています。

ここでは、通達をチェックリスト形式にて紹介し、主な事例を列挙します。

この利益供与禁止規定に抵触する場合、要件を満たさないものとされ、社会医療法人、特定医療法人への移行はできません。また、一般の持分なし医療法人（基金拠出型医療法人を含む。）への移行は贈与税非課税基準を満たさないものとされ、その医療法人は、出資者が放棄した持分評価額の贈与を受けたものとして、贈与税の課税を受けることになります。

「贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて」（法令解釈通達）の一部改正のあらまし（情報）（資産課税情報第14号平成20年７月８日　国税庁資産課税課）

第２　持分の定めのない法人に対する贈与税の取扱い

16　法施行令第33条第３項第２号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には､例えば､次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合がこれに該当するものとして取り扱う。

(1) について

□	**贈与等を受けた法人の定款、寄附行為若しくは規則又は贈与契約書等において、次に掲げる者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合**

イ　贈与等をした者

ロ　当該法人の設立者、社員若しくは役員等

ハ　贈与等をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等（以下 16 において「贈与等をした者等」という。）の親族

ニ　贈与等をした者等と次に掲げる特殊の関係がある者（次の（2）において「特殊の関係がある者」という。）

（イ）　贈与等をした者等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（ロ）　贈与等をした者等の使用人及び使用人以外の者で贈与等をした者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

（ハ）　上記（イ）又は（ロ）に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

（ニ）　贈与等をした者等が会社役員となっている他の会社

（ホ）　贈与等をした者等、その親族、上記（イ）から（ハ）までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第２ 条第 10 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

（ヘ）　上記（ニ）又は（ホ）に掲げる法人の会社役員又は使用人

（2）について

贈与等を受けた法人が、贈与等をした者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合

［主な具体例］

□	当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。	例1 例2
□	当該法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。	
□	当該法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。	例3
□	当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。	例4
□	これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。	例5
□	これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。	例6
□	これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。	例7
□	これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。	例2
□	契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。	例8
□	事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。	

（2）具体的事例

上記通知の具体的事例を示します。

例1　理事等だけが利用する社宅あるいは理事長等への土地・建物等の貸付けがある。

医療法人資産の目的外利用となり、認められません。社宅の場合は、社宅規定があり、職員と同様の取扱いにて実施される福利厚生目的を除き、特定の者に対する利益供与となります。

例2　医療法人の土地や建物に、理事等の個人的借入金の抵当権等が付いている。

事実上の利益供与となります。例えば、ある理事が関与する企業もしくはいわゆるメディカルサービス法人（ＭＳ法人）の借入金のために、医療法人の土地や建物に抵当権を設定したとします。仮に、この会社が借入金を返さないとなると、抵当権を設定した金融機関等は医療法人の土地や建物を差し押さえることとなります。医療法人の土地や建物に他人や他社の

抵当権を設定するということは、医療法人の財産を差し押さえて良いと承諾しているものですから、医療法人の安定的運営からも決して認められないことです。

例３　**理事等に対し、個人的な資金の貸付け、いわゆる貸付金がある。**

貸付そのものが禁止されています。医療法人の資金は、医療法人の目的に対して支払われるべきで、その余剰資金を理事等に貸し付けることは、明らかな利益供与となります。

例４　**医療法人が所有する資産を、理事等に無償または著しく低い価格で譲り渡している。**

これも理事等に対する利益供与であり、実質的な利益配当を禁止する規定です。

例５　**理事等が主宰する関連会社から資金を借り入れ、通常金利よりも高い金利を支払っている。**

ここでの問題は、通常より高い金利を払うことで、経済的な利益を与えるとともに実質的な利益配当に繋がることが認められないというものです。

例６　**理事等から、過大な価格で資産を譲り受ける、もしくは、医療法人の事業に使用しない資産を理事等から譲り受ける。**

例７　**理事等に対し、職務対価としてではなく、理事であることのみをもっての報酬支払いをしている。**

例８　**ＭＳ法人等関連法人があり、入札等公正な手続を取らず、不当に高額な取引をしている等、実質的な利益配当とみなされる取引をしている。**

第４章　各法人類型別の移行手続について

第１部　共通の手続

第１節　持分の放棄等

１　持分消滅の方法

持分なし医療法人に移行するためには、当該医療法人における全ての持分を消滅させる必要があります。

その方法としては、出資者による持分の放棄又は出資者に対する持分の払戻しが選択されるのが一般的です。

なお、医療法人の持分は私的財産権ですから、理事会や社員総会の決議等によって一方的に消滅させることはできませんし、持分なし医療法人への定款変更によって自動的に消滅することもありませんので、十分な注意が必要です。

２　出資者等の特定

持分の放棄や持分の払戻しを実施するに当たっては、まず、定款・社員名簿・社員総会議事録等を精査することにより、現時点での出資者及び持分を特定しておく必要があります。

これを誤ると、持分の放棄や持分の払戻しが無意味になってしまう（企図した持分消滅の効果が生じない）可能性もありますので、出資者及び持分の特定は厳密に行わなければなりません。

３　持分の放棄に関する主なポイント

持分の放棄に際しては、出資者による法的に有効な持分放棄の意思表示、持分放棄の効力発生時の考慮及びエビデンスの確保が極めて重要となります。

⑴　出資者による法的に有効な持分放棄の意思表示

真の出資者又はその代理人（法律上正当な代理権を有する者）が、法的に不備等のない形で持分放棄の意思表示を行う必要があります。

このような観点から、以下、問題となり得る例を網羅的な例示ではありませんが、いくつか示します。

ア　出資者を厳密に特定できていない状態で、見切り発車的に持分放棄が行われた場合
→結果的に無権利者の意思表示となり、持分放棄の効果が全く生じない可能性

イ　出資者が認知症に罹患している等の状態で、何らの措置（例：医師の診断書又は意見書の添付、法定後見制度の利用）も講じずに持分放棄が行われた場合
→意思能力の欠如等を理由に、持分放棄が無効と評価されてしまう可能性

ウ　医療法人側からの誤った説明、不適切な説明、威迫的な説得等に基づいて持分放棄の意思表示がなされた場合
→錯誤、詐欺、強迫等を理由に持分放棄の意思表示が効力を失ってしまう可能性
→医療法人や役員等が損害賠償請求を受ける可能性

エ　持分放棄に至る過程で、医療法人側から、出資者に対して、「形だけだから」「書類上の話だから」等の説明がなされていた場合

→心裡留保（しんりりゅうほ）・通謀虚偽表示等を理由に持分放棄が無効と評価されてしまう可能性

⑵　持分放棄の効力発生時の考慮

ある出資者の持分放棄が完了した時点で、他に出資者（まだ持分を放棄していない者）が存在する場合、同出資者に対して贈与税が課税される可能性があります。

また、出資者が持分放棄を行ったにもかかわらず、何らかの事情で持分なし医療法人への移行が頓挫した場合は、当該出資者が不当に不利益を受ける可能性があります。

このような観点からは、全ての出資者について持分放棄の効力発生時点を「持分なし医療法人への移行に係る定款変更の認可時」等に統一しておく（Ｐ49 書式例「６　放棄日」参照）等の工夫を検討することが望まれます。

⑶　エビデンスの確保

持分の放棄に際しては、事後の紛争等を防止するために、出資者による持分放棄の意思表示を的確に証する書面を適切な方法で作成しておく必要があります。

この点については、厚生労働省から示されているＰ49 書式例「出資持分の放棄申出書」（附則様式第７）が参考になります。

なお、移行計画の認定を受けて、持分放棄の手続を行う場合は、必ずこの「出資持分の放棄申出書」を使用してください（Ｐ170「第８節」参照）。

４　持分の払戻しに関する主なポイント

持分を消滅させる方法として払戻しを選択する場合は、適正な払戻額の算出と合意、持分払戻請求権の発生要件が充足されていることの確認及びエビデンスの確保が極めて重要となります。

⑴　適正な払戻額の算出と合意

本マニュアルで述べた点を十分に考慮しつつ、適正な払戻額を算出して、当該出資者との間で合意する必要があります。

なお、持分払戻請求権の全部消滅をきたす合意を行っているにもかかわらず、払戻額が明らかに低廉である場合は、適正な払戻額との差額分について放棄・免除等がなされたとの評価を受ける可能性がありますので、（特に税務上）注意が必要です。

⑵　持分払戻請求権の発生要件が充足されていることの確認

払戻しによって持分を消滅させる場合は、持分払戻請求権の発生を根拠付ける定款上の要件（例：社員資格の喪失）が充足されている状態で、発生した持分払戻請求権に対する弁済として金員の授受を行うことが重要であるといえます。

「持分の払戻し」という名目で金員の授受を行ったとしても、持分払戻請求権の発生を根拠付ける定款上の要件（例：社員資格の喪失）が充足されていない場合には、当該金員授受が「持分の払戻し」とは評価されない可能性もあり、持分消滅の法的効果に疑義が生じる可能性もあると考えられますので、注意が必要です。

⑶　エビデンスの確保

持分の払戻額の算出方法には様々なものがあり得るため、医療法人が現に払い戻した金額よりも高額の評価額を算出することが可能なケースは少なくないと思われます。

そうしたケースでは、事後に、払戻しを受けた本人又はその相続人から、「あの時の払戻しは一部に過ぎなかった」「持分払戻請求権はまだ一部残っている」という趣旨の主張が行

われる可能性も否定できません。

したがって、持分の払戻しの実行に際しては、持分払戻請求権の発生・払戻額の合意・当該金額の支払いにより持分払戻請求権が全部消滅することの確認等を的確に証する書面を適切な方法で作成しておく必要があります（Ｐ50「持分の払戻しに関する合意書」参照）。

５　まとめ

以上のとおり、持分の放棄や持分の払戻しに際しては、持分消滅の効果を確実に生じさせるとともに、事後の疑義や紛争等を防止すべく、法的観点や税務上の見地から様々な配慮が必要になります。

こうした配慮を医療法人が全て自力で行うのは通常困難であると思われますので、なるべく早期の段階から専門家の助力を得ることが望ましいといえます。

持分の放棄申出書 書式例

出資持分の放棄申出書

平成２８年　７月　１日

法人所在地：東京都千代田区□□ 1-1-1
法　人　名：医療法人　○○会
代表者の氏名：理事長　□□　□□　　殿

住　所：東京都千代田区□□ 1-2-3
氏　名：△△　△△　　印

私は、下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。

記

１　**出資先：**（法人名）医療法人　○○会
２　**出資者名：**△△　△△
３　**出資時期：**昭和６０年　２月　１日
４　**出資額：**金　３，０００，０００円
５　**放棄の内容：**
【全部放棄の場合の記載例】
・出資持分の全て及びこれに基づく一切の請求権
【一部放棄の場合の記載例】
・払戻請求を行う、金３，０００，０００円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権
・基金として拠出する、金３，０００，０００円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権
６　**放棄日：**持分なし医療法人への移行に係る定款変更についての都道府県知事の認可のあった日

出所：厚生労働省「持分なし医療法人」への移行に関する手引書 附則様式第７

持分の払戻しに関する合意書 書式例

※　あくまでも一つの書式例に過ぎず、汎用性を有するものではありません。
実際に払戻しを行う場面では、専門家から助言を得るなどして、必ず、当該事案に適した内容の文書を作成する必要があります。

持分の払戻しに関する合意書

医療法人●●●●（以下「甲」といいます。）と、その社員である●●●●（以下「乙」といいます。）は、乙が保有する甲の持分の払戻しに関して、以下のとおり合意します。

第１条（退社）

乙は●年●月●日をもって甲から退社します。

※　持分払戻請求権の発生要件の充足を確認しています（甲の定款が改正前モデル定款と同趣旨の内容であることが前提です。）。

第２条（持分の払戻し）

１．甲は、乙に対し、前条に定める乙の退社日の翌日から起算して●日以内に、乙が保有する下記の持分（以下「本件持分」といいます。）を全て払い戻します。

記

出 資 先：医療法人●●●●
出資者名：●●●●
出資時期：●年●月●日
出 資 額：金●●円

以上

※　厚生労働省の『「持分なし医療法人」への移行に関する手引書』Ｐ 37（本マニュアルＰ 171）に掲載されている『出資持分の放棄申出書』（附則様式第７）と同様の方法で持分を特定しています。

２．前項の規定に基づく本件持分の払戻額は●●円とします。但し、甲は、乙に対する本件持分の払戻しの際に、配当所得の源泉徴収を行うものとします。

３．本件持分の払戻方法は、乙名義の預金口座（●●銀行●●支店 普通預金口座番号●●）への振込み（振込手数料は甲の負担）とします。

第３条（清算条項）

甲及び乙は、甲と乙との間には、本合意書に明記したもののほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認します。

※　甲乙間に他の債権債務関係が存在する場合は、清算条項中に、「本件持分に関して」等の限定文言を付す必要があります。

以上の合意の証として本合意書を２部作成し、甲乙が各１部を保有します。

年　　月　　日

（甲）

（乙）

第２節　定款の変更

１　定款変更の必要性

持分あり医療法人が持分なし医療法人に移行するためには、持分の放棄や持分の払戻しによって既存の持分を消滅させることに加えて、定款の変更が必要不可欠となります。

具体的にいかなる内容の定款への変更が必要になるかは、移行しようとする持分なし医療法人の類型によって異なりますが（下記※１～３）、重要なのは、定款変更の手続を法的に有効な形で履行することです（厚生労働省 平成25年度医療施設経営安定化推進事業「医療法人の適正な運営に関する調査研究」において発行された「医療法人の適正な運営に関するチェックリスト（組織・運営）」参照）。

定款変更には社員総会決議が必要とされているのが通常であるため、以下では、定款変更手続＝社員総会決議という前提で説明します。

※１　社会医療法人、特定医療法人の定款例については、それぞれＰ77～、Ｐ92～を参照してください。 ※２　一般の持分なし医療法人の定款例については、Ｐ160～を参照してください。なお、非課税にて移行する場合には、相続税法施行令第33条第３項の贈与税非課税基準を満たす定款にする必要があります。 ※３　基金拠出型医療法人の定款については、一般の持分なし医療法人への移行の場合と同様ですが、基金の章を加える点で異なります。

２　社員総会の事前準備に関する主なポイント

⑴　定款・医療法の精査

自法人の定款及び医療法の関連規定を精査して、社員総会の招集・開催・運営・決議・議事録等に関する全てのルールを確認しておくことが重要です。

⑵　社員の把握

現在の「社員」を正確かつ網羅的に把握することが必要不可欠です。

この把握を怠った場合には、社員総会決議が不存在又は無効と評価されるおそれがあります。

信頼性のある社員名簿を備えていれば、現在の社員の把握は容易ですが、社員名簿を適切にアップデートしていない場合や、そもそも社員名簿が存在しない場合等には、定款・社員総会議事録・入社届・退社届等の各種書類の精査や関係者への事情聴取等によって現在の社員を特定した上で、必要に応じて、社員の入退社に関する手続や書類の追完を行わざるを得ないことになります。

⑶　招集通知

現在の社員全員に対して、定款・医療法の規定を遵守した招集通知を行わなければなりません。

また、議決については、法48条の３第８項における制約もあるので十分な注意が必要です。

３　社員総会の開催に関する主なポイント

⑴　現実の開催

改めて指摘するまでもないことですが、社員総会は現実に開催しなければならず、形式的に社員総会議事録の作成だけで済ませてしまう等の手法は論外です。

⑵　出席者の確認

社員総会の開催に際しては、現に出席している社員（委任状による代理出席等が認められている場合には、それも含みます。）を厳密に確認する必要があります。

⑶　定足数の確認

現実の出席者（委任状による代理出席等が認められている場合には、それも含みます。）をもって定足数が充足されているかを確認します。

定款変更の議決については、定足数が３分の２以上と加重されていることも多いため（改正前モデル定款第 26 条参照）、注意が必要です。

⑷　議長の選任

定款・医療法の規定に則って、議長を選任する必要があります。

議長の選任手続を一切行うことなく理事長等が当然に議長を務めるという運用は、適切であるとはいえません。

4　社員総会の議決に関する主なポイント

⑴　決議事項

持分なし医療法人への移行自体に必要な社員総会決議は定款変更の決議のみであり、これとは別に「持分なし医療法人への移行」や「出資者全員による持分の放棄」等を決議する必要はありません。

但し、社員間における確認や周知等の趣旨でこれらの決議を別途行うことは、定款に反しない限り、許されると考えられます。

⑵　議案の呈示・説明・審議・議決

社員総会の目的は議案の議決にありますので、ただ社員間で話し合えばよいというわけではなく、議案ごとに、明示的に、呈示・説明・審議・議決のプロセスを踏むことが重要です。

特に、議決については、その場の全体的な論調や雰囲気等によって「賛成多数」「全員一致」などと恣意的に判断するのではなく、出席社員（委任状による代理出席等が認められている場合には、それも含みます。）の議案に対する賛否を確認することが必要です。

⑶　決議の成否の確認

出席社員（委任状による代理出席等が認められている場合には、それも含みます。）の議案に対する賛否を前提に、議案が可決されたのか否決されたのかを判断します。

その際には、議決要件の加重（「その３分の２以上の同意を要する」との改正前モデル定款第 26 条参照）等に注意する必要があります。

5　社員総会の議事録に関する主なポイント

⑴　出席者の記載

社員総会に現に出席した社員（委任状による代理出席等が認められている場合には、それも含みます。）を正確に記載する必要があります。

実際には欠席者がいたにもかかわらず「全員出席」という前提で作成された議事録も実務上散見されますが、そうした議事録は、事後の紛争の要因ともなりかねず、極めて不適切であるといえます。

⑵　表決結果の記載

実際の表決結果を正確に記載する必要があります。

反対した者や棄権した者がいたにもかかわらず、「全員一致」「全会一致」等と記載することは慎まなければなりません。

６　まとめ

持分なし医療法人に移行するための定款変更の社員総会決議について、事後に、不存在ないし無効確認請求訴訟等が提起され、認容判決が下って確定するような事態になると、持分なし医療法人としての法的地位が根底から覆ってしまうおそれがあります。

そのような事態を防止するためには、上記２～５で指摘したとおり、法的観点から様々な配慮が必要になります。

こうした配慮を医療法人が全て自力で行うことが困難な場合は、なるべく早期の段階から専門家の助力を得ることが望ましいといえます。

第３節　プロセス例

以下、持分なし医療法人への移行に関する法人内での意思決定のプロセス例を示します。
なお、以下に示すプロセスは、あくまでも一つのモデル例です。

STEP 1　医療法人社団Ｘ会（持分あり医療法人）の理事長は、同法人の顧問税理士から勧められて、「持分なし医療法人への円滑な移行マニュアル（平成 26 年度改訂版）」を読んでみた。
その内容に強い関心を抱いた理事長は、顧問税理士及び事務長と相談した上で、持分なし医療法人への移行の検討を理事会に諮ることとした。

STEP 2　理事長は、理事会で、顧問税理士及び事務長が作成したレジュメを配布し、持分なし医療法人への移行を検討する必要性を説明して、理事全員の内諾を得た（監事からも異論はなかった。）。
その後の理事会にて「持分なし医療法人への移行に関する検討委員会設立の件」と題する議案が承認可決され、理事長、事務長、担当理事１名（理事会で選任）、総務課長、顧問税理士をメンバーとする「持分なし医療法人への移行に関する検討委員会」（以下「移行検討委員会」という。）が立ち上げられた。

STEP 3　移行検討委員会（月１回のペースで開催）にて以下のような調査・検討等を行った。

1　外部専門家の選定
事務長及び顧問税理士が中心となって、医療法人分野に通じた外部専門家の探索・見積取得等の作業を進め、最終的に、コンサルティング会社（以下「Ａ社」という。）、税理士（以下「Ｂ税理士」という。）、弁護士（以下「Ｃ弁護士」という。）を選定した。

2　全体像の確認
Ａ社からの説明及び提供資料によって、持分なし医療法人への移行の意義やメリット・デメリット、持分なし医療法人の類型、持分なし医療法人への移行を考えるに際して検討すべき項目、持分なし医療法人に移行する場合の工程その他の全体像を確認した。

3　定款の確認
医療法人社団Ｘ会の定款規定は、改正前モデル定款の該当規定とは文言が若干異なっていたため、その解釈についてＣ弁護士に意見を求めたところ、「改正前モデル定款と趣旨は異ならないと解される」「持分払戻請求権の発生を根拠付ける規定であると解される」「持分の払戻額は、原則、いわゆる出資割合説によって算定されると解される」との回答があった。
そこで、医療法人社団Ｘ会の定款規定は、出資割合説によって算定される持分払戻請求権の発生を根拠付ける規定であるとの解釈の下に検討を進めていくこととした。

4　出資者等の特定
医療法人社団Ｘ会では社員名簿を作成していたが、精査するため、Ｃ弁護士とともに、原始定款・社員総会議事録・入社届・退社届等との照合を行ったところ、不整合な点は認められなかった。

そこで、社員名簿の記載（出資者及び出資額の記載）に基づいて、現時点の出資者及び持分を特定した。

5　持分の払戻額の試算等

Ｂ税理士より、各持分に係る現時点での時価純資産価額方式に基づく想定払戻額及びそれを前提とした税務上の取扱い（移行時の課税関係等を含む。）について説明を受けた。

6　権利濫用法理の適用可能性の検討（Ｐ26（※２）参照）

Ｃ弁護士が、医療法人社団Ｘ会から提供された資料・情報に基づいて、権利濫用法理の適用可能性を検討したところ、現時点で、適用可能性が高いと明言できる者は見当たらなかった。

そこで、権利濫用法理の適用はないという前提で検討を進めていくこととした。

7　相殺の検討（Ｐ27（※４）参照）

各持分の払戻請求権につき、相殺に供することのできる反対債権の有無を確認したところ、現時点では、そのような債権の存在は認められなかった。

そこで、相殺はないとの前提で検討を進めていくこととした。

8　中間判断

以上を前提に検討したところ、医療法人社団Ｘ会における払戻し及び相続税課税のリスクは極めて大きく、持分なし医療法人への移行に踏み切るべきであるとの判断に至った。

かかる判断は、理事会においても承認された。

9　法人類型の検討

Ａ社及びＢ税理士のアドバイスを受けながら、移行すべき持分なし医療法人の類型（社会医療法人、特定医療法人、基金拠出型医療法人、一般の持分なし医療法人）について検討を重ね、これを決定した。

かかる決定は、理事会においても承認された。

10　持分消滅方法の検討

Ａ社、Ｂ税理士、Ｃ弁護士のアドバイスを受けながら、持分を消滅させる方法を検討した結果、出資者全員に対して一斉放棄をお願いするという方針となった。

11　出資者に対する説明方法等の検討

Ａ社、Ｂ税理士、Ｃ弁護士のアドバイスを受けながら、出資者に対する説明方法等を検討した結果、個別的説得の方式ではなく、説明会の方式を採用することとした。

持分なし医療法人への移行の検討例＜ヒアリングより＞

・外部アドバイザーを活用し、相続税の問題を皮切りに、持分なし医療法人への移行制度について他の出資者への解説を行った。

・月１回１時間の理事会を利用して３～４年かけて検討を行った。１回当たりの時間は限られていたが、合計 40 回にわたる話し合いを行った。
・出資者だけではなく相続予定者を含めた関係者全員が一堂に会し、検討を行った。
・会計事務所が主催する毎年の「決算報告会」（会計事務所同席）を利用し、年数をかけて徐々に意思決定を行っていった。出資者である理事長夫婦との話し合いを経て、相続予定者でもある後継者達への説明と話し合い、解決策の検討という流れをとった。

STEP 4　出資者に対する説明会を以下のような形で複数回開催した。

・最大の出資者である理事長が説明の主体となり、事務長、Ａ社、Ｂ税理士、Ｃ弁護士らがこれをサポートした。
・監事にも同席してもらった。
・出資者に誤解が生じないように、Ａ社、Ｂ税理士、Ｃ弁護士の立場（あくまでも医療法人社団Ｘ会から依頼を受けている専門家であり、中立的立場にはないこと）を明示した。
・出資者の個人的利益という観点からの助言等を得たい場合は、出資者自身が専門家に別途相談等すべきことを明示した。
・特に、各持分の時価純資産価額に基づいた想定払戻額やこれに伴う課税関係等については、出資者の意思決定に極めて大きな影響を与える要素であることから、法人側が示しているのはあくまでも参考値に過ぎない旨を書面及び口頭で明示し、出資者側にても必ず検証するように注意を促した。
・持分の放棄は出資者の自由意思によって決せられるべき事項であることを常に意識し、法人利益の過度な強調による押し付け的な雰囲気や多数決的圧力等が生じないように十分配慮した。
・意思能力に疑いのある出資者がいないかを確認した。

説明会開催形態の一例＜ヒアリングより＞

・理事長が、相続予定者も含めた関係者全員を集め、持分なし医療法人への移行の必要性、意義、シミュレーション等を含めて話し合い、全員一致で移行を決定した。理事長から依頼を受けたコンサルタントが説明等の役割を担った。
・出資者全員が一同に介した場で、コンサルタントが、シミュレーションを提示しながら移行に関し説明をした。
・移行の必要性、メリット・デメリットの説明、シミュレーションについて、客観的な説明をするために専門家を活用。
・出資者への説明の場では、コンサルタントが同席し、客観的な意見、制度の説明、リスク等の説明を行った。
・臨時社員総会を招集し、出資者に対して、理事長からこの病院が永続していくために必要なことの説明を行った（招集通知にもその旨を記載した。）（＊）
・持分放棄にあたっては「病院は公益性が高い施設のため継続性を担保しなければならない。」という理事長の強い意思を直々に話し、理事長自らが説得した。（＊）

（＊）厚生労働省 平成 22 年度医療施設経営安定化推進事業「出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究報告書」より抜粋

STEP 5 最終の説明会終了時に、厚生労働省の「出資持分の放棄申出書」のひな型を提示のうえ説明し、持分放棄の可否を○年○月○日までに事務長に連絡してほしい旨を伝えたところ、同日までに出資者全員から持分を放棄する旨の連絡があった。
そこで、出資者全員に実印及び印鑑登録証明書を持参のうえ集合してもらい、理事長及び事務長の面前で、上記ひな型に則った書面に署名・押印してもらった（印鑑登録証明書も提出）。

持分放棄の意向確認方法の一例＜ヒアリングより＞

- 出資者全員が一堂に会し、コンサルタントよりシミュレーションを提示しながら移行について説明を行い、各自合意し、同意書に署名した。
- 持分の話題について年数をかけて話し合いをしてきたため、各人の意思決定の場面で反対はおこらなかった。後継者たちも相続税の負担についてもよく理解していた。
- 出資額部分のみ払戻しを行い、評価額との差額を移行後の法人へ貸付けるという提案を行ったところ、一部社員が反対。反対社員には、話し合いで合意した金額の払戻しを行い、決着した。
- 話し合いの過程で共同出資者は、出資持分の50％相当額の払戻しを請求してきたが、経営上支払いが困難であったため、出資額を限度として払戻すことで決着した。（＊）
- 出資者の１人は、自身の配偶者の病院で勤務し、当法人の経営には関与していなかったこともあり、払戻しを請求してきた。実母の説得により最終的には放棄に同意した。
- 相続予定者である後継者もいずれ病院を運営する側になるための当事者意識があり、反対はなかった。

（＊）厚生労働省 平成22年度医療施設経営安定化推進事業「出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究報告書」より抜粋

STEP 6 医療法・定款の規定を遵守しながら社員総会を招集・開催し、持分なし医療法人に移行するための定款変更について承認決議を得た。

第４節　移行計画の認定制度を活用した移行手続

※　本節については、「持分なし医療法人」への移行に関する手引書（厚生労働省）（Ｐ134 ～）と、「租税特別措置法等（相続税・贈与税）の改正」（財務省）（Ｐ193 ～）を併せてご参照ください。

第１項　持分なし医療法人への移行促進策

１　概要

持分なし医療法人への移行促進策は、医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分の払戻しなどにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し医療を継続して安定的に提供していけるようにすることを目的として法制度化されました。

移行促進策の内容としては、「税制措置」と「融資制度」です。

> ※　持分なし医療法人への移行促進策は、持分あり医療法人に対して、持分なし医療法人への移行を強制するものではありません。

２　移行計画の認定を受けた医療法人への支援

持分なし医療法人への移行について計画的な取組みを行う法人を、国が認定する仕組みを導入し、この仕組みが医療法に位置づけられました（平成 26 年 10 月 1 日施行）。

⑴　移行計画の認定制度

改正医療法では、持分なし医療法人への円滑な移行を促進するための施策として、持分あり医療法人であって、持分なし医療法人への移行をしようとするものは、その移行に関する計画を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができると規定しました（法附則第 10 の３第 1 項参照）。

> ※　持分なし医療法人への移行を図る場合に移行計画の認定制度を利用するか否かは、各法人の任意の選択に委ねられています。

⑵　認定の期間

移行計画の認定制度の実施期間は、法律の施行日である平成 26 年 10 月１日から平成 29 年９月 30 日までの３年間です。

⑶　移行計画の申請

移行計画の申請に当たっては、社員総会で議決を経た後、直接厚生労働省に「移行計画認定申請書」及び「移行計画」を提出します。

移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れについては図表５・図表６をご参照ください。

※　詳細は、「持分なし医療法人」への移行に関する手引書（厚生労働省）（Ｐ134 ～）をご確認ください。

図表５　移行計画の認定から「持分なし医療法人」への移行までの流れ

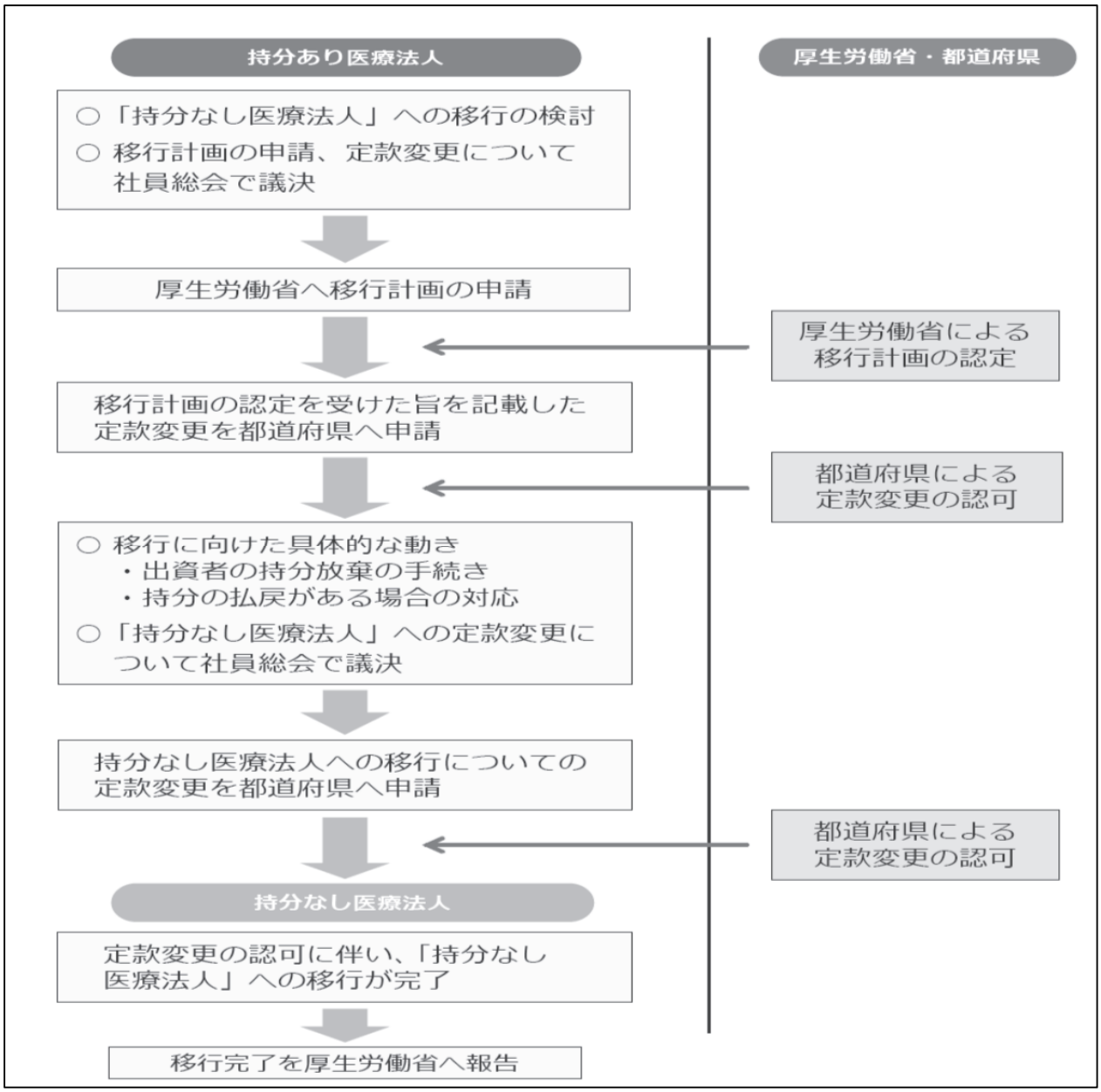

⑷　移行計画の認定を受けた医療法人への２つの支援策

持分なし医療法人への移行を検討する移行計画の認定を受けた医療法人に対し、相続税・贈与税の納税猶予・免除特例措置が平成 26 年度税制改正で創設されました。

※　詳細は、「租税特別措置法等（相続税・贈与税）の改正」（財務省）（Ｐ193 ～）をご確認ください。

ア　税制措置

①　相続税の納税猶予・免除制度の概要

相続人が持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が相続税の申告期限までに移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、その持分に対応する相続税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、持分の全てを放棄した場合は、猶予税額が免除されることとされました。

移行期限内に持分なし医療法人へ移行しなかった場合や認定の取消し、持分の払戻し等の事由が生じた場合には猶予税額を納付することとされています。また、基金拠出型医療法人へ移行した場合には、持分のうち基金として拠出した部分の猶予税額を納付することとされています。猶予税額の納付の場合、相続税の申告期限の翌日からの期間に応じた利子税を併せて納付することとなります。

② 贈与税の納税猶予・免除制度の概要

移行計画の認定を受けた医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者に贈与税が課される場合、その放棄により受けた経済的利益に対応する贈与税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除されることとされました。

図表６　認定制度の流れ

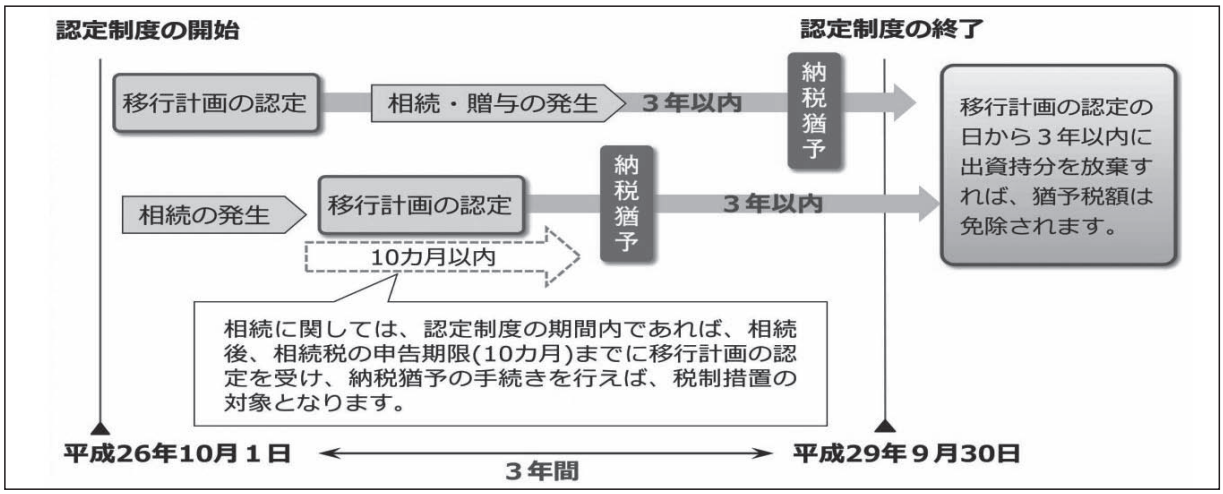

イ　融資制度

持分の払戻しが生じ、資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸付けを受けることができます。

・貸付限度額：病院、診療所、介護老人保健施設ともに、２億 5,000 万円

・償還期間：８年（うち据置期間１年以内）

※　貸付条件、審査については、「持分なし医療法人」への移行に関する手引書（厚生労働省）（Ｐ134 ～）をご確認ください。

⑸　持分なし医療法人へ移行した際の医療法人の課税関係

持分あり医療法人が持分なし医療法人に移行した際、贈与税非課税基準（相続税法施行令第 33 条第３項）をクリアできず、相続税法第 66 条第４項の規定に該当する場合は、医療法人に対して贈与税が課されることがあることについては、従来通りの取扱いとされています。

【活用事例１　移行計画の認定を受けた後、みなし贈与税と相続税が猶予され最終的に免除されたケース】

⑴　社員の構成【理事長Ａ、妻Ｂ、長男Ｃ、長女Ｄ】
（※出資者は、理事長Ａ、妻Ｂ、長男Ｃ、長女Ｄ）

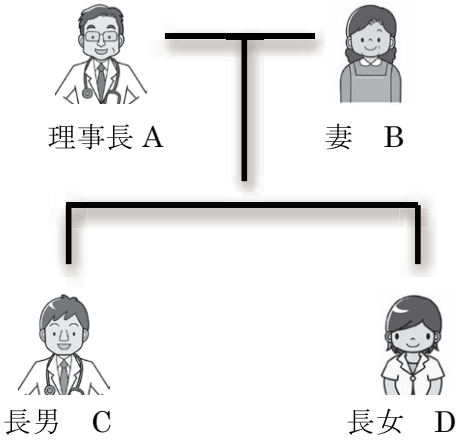

⑵　事例

①　持分なし医療法人への移行を検討していたが、長女Ｄが持分放棄に反対した。

②　移行促進策を活用すべく、社員総会で議決を得て、移行計画を申請して、認定を受けた。

③　その後、反対社員である長女Ｄは退社。話し合いの末、合意の上で額面（出資額）での払戻しを行った。

④　額面（出資額）での払戻しにより、残存出資者ＡＢＣへのみなし贈与税が発生したが、移行計画の認定を受けていたため、贈与税の納税が猶予された。

⑤　その後、持分なし医療法人への移行に向けて準備をすすめていたところ、理事長Ａが急逝。

⑥　相続が開始し（相続人はＢＣＤで、Ａの遺言はなかった。）、Ａの持分（の払戻請求権）について相続税が発生したが、移行計画の認定を受けていたことで、ＢＣＤは相続税の納税猶予を受けることができた。

⑦　その後、移行期限（認定の日から３年以内）までにＢＣの持分及びＢＣＤがＡの持分（の払戻請求権）を全て放棄し、持分なし医療法人へ移行が完了。これにより納税猶予分の贈与税及び相続税が全て免除されることとなった。

　なお、持分放棄に伴い、相続税法第 66 条第４項に該当したため、医療法人は贈与税を支払った。

【活用事例２　相続開始後において移行計画の認定を受け、相続税が納税猶予され最終的に免除されたケース】

⑴　社員の構成【理事長Ａ、妻Ｂ、長男Ｃ、長女Ｄ】
（※出資者は、理事長Ａのみ。）

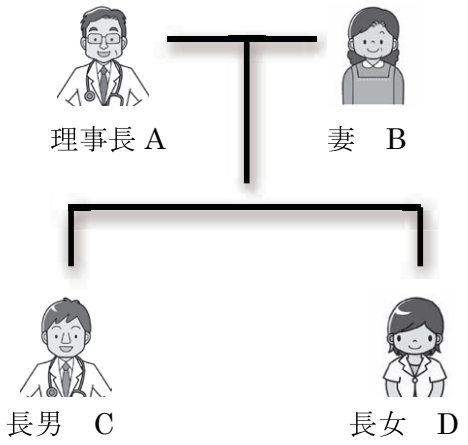

⑵　事例

①　持分なし医療法人への移行を検討している最中、理事長Ａが逝去し、相続が開始した（相続人はＢＣＤで、Ａの遺言はなかった。）。

②　相続税の期限内申告書の提出期限までに社員総会の議決を得て、移行計画を申請して、認定を受けた。

③　ＢＣＤは、Ａの持分（の払戻請求権）について相続税の納税猶予の適用を受け、相続税の納税が猶予された。

④　移行期限（認定の日から３年以内）までに、ＢＣＤが相続したＡの持分（の払戻請求権）を全て放棄し、持分なし医療法人へ移行が完了。これにより、納税猶予されていた相続税は全て免除された。

　なお、相続税法施行令第 33 条第３項の贈与税非課税基準を満たすことができたことから、医療法人に対する贈与税は非課税となった。

第２部　各法人類型別　持分なし医療法人への移行の行政手続

第１節　社会医療法人への移行を考えた場合

１　社会医療法人

医療法人の非営利性の徹底等のため、また、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）など、特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を都道府県知事が社会医療法人として認定し、継続して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るために創設されました（法第 42 条の２参照）。

都道府県知事の認定を受けると、本来業務である病院、診療所及び介護老人保健施設から生じる所得について法人税が非課税になるとともに、直接救急医療等確保事業に供する資産について固定資産税及び都市計画税が非課税になるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。また、法第 42 条の２第１項に定める収益業務を行うことも認められます。

２　社会医療法人の認定要件

①　同一親族等関係者の制限

□	役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の３分の１を超えて含まれることがないこと。
□	社団医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の３分の１を超えて含まれることがないこと。
□	財団医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の３分の１を超えて含まれることがないこと。

＊　特殊の関係がある者とは、以下のことをいう（規則第 30 条の 35）。
法第 42 条の２第１項第１号、第２号及び第３号に規定する役員、社員又は評議員（以下「社員等」という。）と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

１　親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
２　親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
３　前２号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

参照法令等：【法】第 42 条の２第１項第１号～３号
【規則】第 30 条の 35
【通知】「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日　医政発第 0331008 号）

② 救急医療等確保事業に係る業務

□	救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。
	＊ 「救急医療等確保事業」とは、以下のことをいう（法第 30 条の４第２項第５号）。 イ 救急医療 ロ 災害時における医療 ハ へき地の医療 ニ 周産期医療 ホ 小児医療（小児救急医療を含む。） ヘ イからホの医療のほか、都道府県知事がその都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療
□ □ □	救急医療等確保事業に係る業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合しているか。 ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備 ② 当該業務を行うための体制 ③ 当該業務の実績 ＊ ①～③の各基準の詳細については、「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日 医政発第 0331008 号）別添１を参照（Ｐ68～）
参照法令等：【法】第 42 条の２第１項第４号～５号、第 30 条の４第２項第５号 【通知】「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日 医政発第 0331008 号）	

③ 公的な運営に関する要件

□	理事の定数は６人以上とし、監事の定数は２人以上とすること。
□	社団医療法人である場合にあっては当該社団医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によって、財団医療法人である場合にあっては当該財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によって選任されていること。
□	財団医療法人である場合にあっては、当該医療法人の評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。
□	他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人その他これに準ずるもの（以下「公益法人等」という。）を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の３分の１を超えないものであること。監事についても、同様とすること。
□	理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
□	事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

□	事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること（ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は除く。）。
□	毎会計年度の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第 42 条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第 42 条の２第１項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えていないこと。 ＊　遊休財産額については、規則第 30 条の 35 の２第２項参照。
□	他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないものであること。（ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は除く。）。
□	当該医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。
□	社会保険診療に係る収入金額（労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超えていること。 $\frac{\text{社会保険診療＋労災保険診療＋健康診査＋助産に係る収入金額}}{\text{全収入金額（事業収益の合計額）}} > 80\%$ 出所：計算式について「医療法人の相続・事業承継と税務対策」（青木惠一著）参照
□	自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されていること。
□	医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。
参照法令等：	【法】第 42 条の２第１項第６号 【規則】第 30 条の 35 の２第１項第１号～２号、第 30 条の 35 の２第２項 【通知】「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日 医政発第 0331008 号）

④　残余財産の帰属先の制限

□	定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。
参照法令等：【法】第 42 条の２第１項７号 【通知】「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日　医政発第 0331008 号）	

別添１

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	次の基準に該当すること。 当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数が７５０件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時まで

			をいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数を３で除した件数（災害医療においても同じ。）をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、保護室、面会室等）を有していること。	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和２５年厚生省令第３１号）第５条の２第１号から第３号までに掲げる基準を満たすこと。	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した３会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口１万人対７．５件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。）において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができる再診料の件数は除

			く。②から④までにおいても同じ。） ②休日（深夜を除く。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。
災害医療	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）をすべて有していること。 (1) 集中治療室 (2) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室 (3) 備蓄倉庫 ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。 (1) 簡易ベッド (2) 携帯用医療機器 (3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資 (4) 自家発電装置 (5) トリアージタッグ (6) 救急用自動車	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 ３．厚生労働省に登録された災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を有していること。	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数が６００件以上であること。 ２．当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。 (1) 都道府県又は国が実施する防災訓練 (2) 国が実施する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）研修 ３．過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

	(7) 広域災害・救急医療情報システムの端末 ３．当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプターの離発着場を確保していること。		
へき地医療 ※　「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいう。	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院がへき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室を有していること。 　また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。 ２．当該診療所がへき地診療所（へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所をいう。）として必要な診療部門（診察室、処置室等）を有していること。 　また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。	次の基準に該当すること。 　当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 　なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該すべての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 　また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。	へき地医療施設が病院の場合、１、２又は３の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣され又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間である等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 １．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が５３人日以上であること。 ２．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が５３人日以上であること。 ３．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院（当該病院が所在する都道府県内のへき地医療拠点病院に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が１０６人日以上であること、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき

			地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。）が１０６人日以上であること、又は当該へき地医療拠点病院のへき地における巡回診療の延べ診療日数（当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が１０６人日以上であること。 この場合において、当該病院から当該へき地医療拠点病院に派遣される医師の診療科と、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所へ派遣される医師及び当該へき地における巡回診療を行う医師の診療科は同一であることが望ましい。 へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。 当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日が２０９日以上であること。
周産期医療	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設をすべて有していること。 (1) 母体胎児集中治療管理室 (2) 新生児集中治療管理室 (3) 診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら周産期患者のために使用される病床をいう。） ２．当該病院が周産期医療施設として必要	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において周産期医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において産科に係る救急患者に対し医療を提供する体制及び緊急帝王切開術を実施できる体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院において直近に終了した３会計年度における分娩実施件数を３で除した件数が５００件以上であること。 ２．当該病院において直近に終了した３会計年度における母体搬送件数を３で除した件数が１０件以上であること。 なお、「母体搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はじよく婦の搬送

	な次に掲げる設備をすべて有していること。 (1) 分娩監視装置 (2) 新生児用呼吸循環監視装置 (3) 超音波診断装置 (4) 新生児用人工換気装置 (5) 微量輸液装置 (6) 保育器		をいう。 ３．当該病院において直近に終了した３会計年度におけるハイリスク分娩管理加算の算定件数が３件以上であること。
小児救急医療	次の基準に該当すること。 当該病院が小児救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら小児救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、小児救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において小児救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において小児救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	次の基準に該当すること。 当該病院において６歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「６歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度における次に掲げる算定件数の合計の６歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。）において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数

3　社会医療法人への移行に向けた事前準備（申請時までに準備・決定すべき事項）

- 当該業務の実績基準の確認（P68 ～）
- 自費診療報酬が社会保険診療報酬に準じていること。
- 役員等の法人関係者への特別利益の供与のないこと。（P44 ～）
- 法令違反の事実、仮装隠蔽事実のないこと。
- 社員総会、理事会が法令・定款等に則り適正に運営されていること。
- 就任を承諾している理事、監事、社員の確認とその名簿
- 各種規程の整備　　等

4　持分放棄等に向けた準備

持分放棄等については、P47 ～をご参照ください。

5　定款変更に向けた準備

定款変更については、P52 ～をご参照ください。

また変更後の定款については、「社会医療法人の定款例」（P77 ～）をご参照下さい。

6　社会医療法人の認定申請手続等

社会医療法人の認定申請書とその添付書類とその証拠書類を都道府県知事に提出します。その際、定款変更認可申請書も同時に提出することになります。提出の前に、書類を揃えて事前相談を行います。

社会医療法人の認定にあたっては、医療審議会に意見を聞くこととなっていますので、その日程調整も含めて相談します。なお、その提出された資料の確認のために各都道府県の担当者が病院にて実地調査を行います。

7　社会医療法人の認定後の手続

社会医療法人の認定を受けた場合には、認定を受けた日の前日までの期間を事業年度とみなして、決算申告を行います。認定の日から社会医療法人として事業が開始されますので、注意が必要です。この認定の日は、各都道府県での話し合いによって決められますが、当然、月初にて認定を受けることが実務的には進めやすくなります。また、認定を受けた日より２週間以内に「社会医療法人〇〇会」と名称変更を登記します。さらに登記後、登記事項及び登記の年月日を遅滞なく、都道府県知事に届け出る必要があります。

同時に、認定書の写し及び新定款を添付して、所轄税務署長に「社会医療法人の認定に関する届出書」を提出します。

◆　社会医療法人の移行手続書類

手続種類	提出先	提出書類
社会医療法人認定申請	都道府県知事	1. 社会医療法人認定申請書 2. 決算届 3. 医療法第 42 条の２第１項第４号の要件に該当する旨を説明する書類（その他、添付書類も提出） 4. 医療法第 42 条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類（その他、添付書類も提出） 5. 公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（その他、添付書類も提出）
定款変更認可申請	都道府県知事	1. 定款変更認可申請書 2. 定款新旧条文対照表 3. 現行定款 4. 改正後定款案（Ｐ77 ～参照） 5. 社員総会議事録（定款変更を決議した社員総会の議事録） 6. 収益業務を行う場合には別途添付書類の他、２年間の変更事業計画書、変更予算書等を添付
社会医療法人の認定に関する届出書	所轄税務署	1. 社会医療法人の認定に関する届出書 2. 認定書の写し 3. 定款の写し　　等

＊　その他、登記の手続を行い、その後、登記事項及び登記の年月日を遅滞なく、都道府県知事に届け出る必要があります。

書式については、厚生労働省医政局「医療法人・医業経営のホームページ」より必要書式を打ち出して、利用できます。各書式に書き方が記載されています。
ホームページのアドレスは
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/igyou/

社会医療法人認定申請手続スケジュール（概要）

※　**これは一般的なスケジュール例です。実際に手続を行うにあたっては、あらかじめ所轄の都道府県等にご相談下さい。**

ポイント

①都道府県の実地調査があります。

②認定日は事業年度に合わせて設定できる場合が多いです。

③**税法上**、社会医療法人の認定日の前日をもってこれまでの医療法人が解散したものとして、所轄税務署に決算申告を行う必要があります。

【社会医療法人の認定申請フロー】

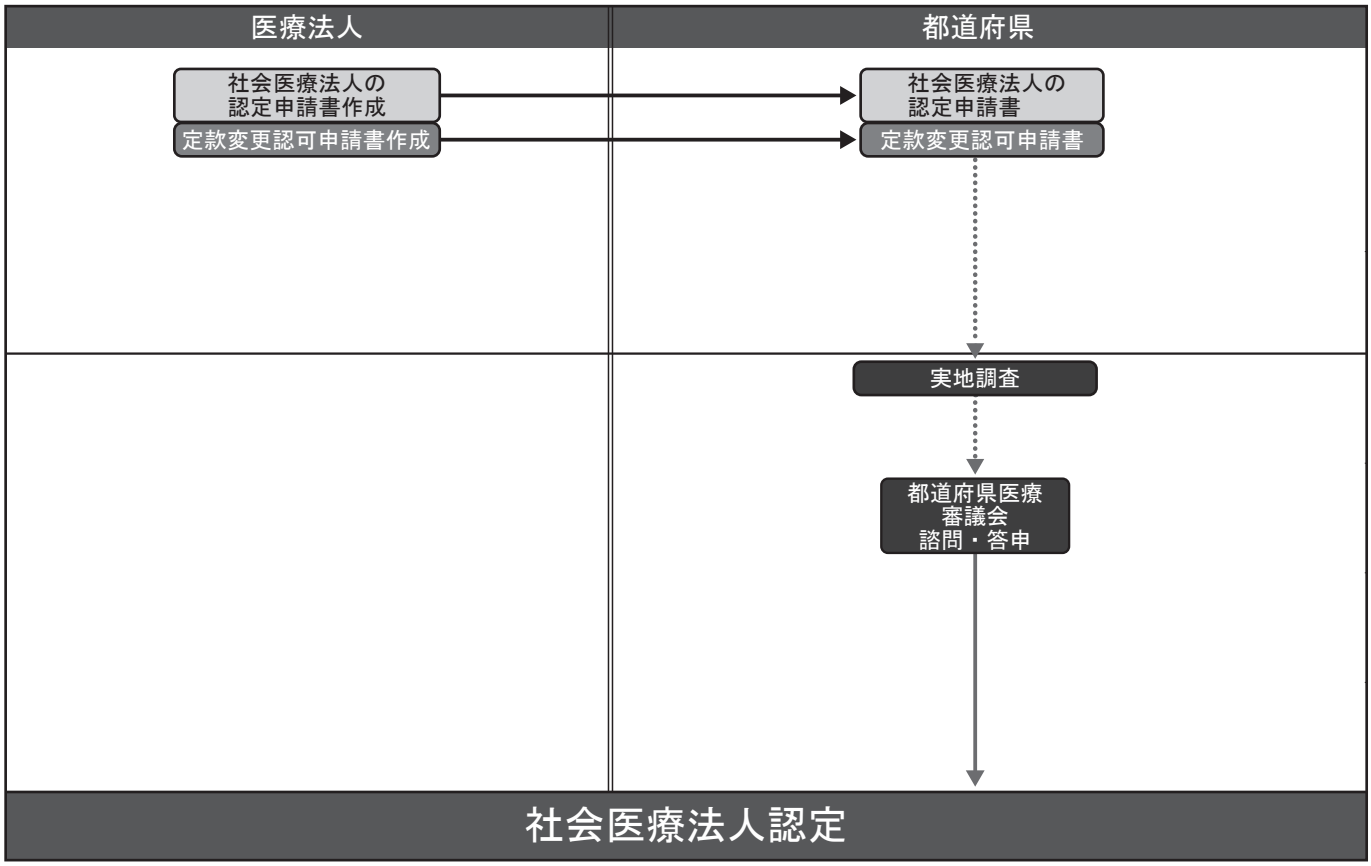

社会医療法人の定款例	備　　考
社会医療法人〇〇会定款	・社会医療法人は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の37に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。
第１章　名称及び事務所	
第１条　本社団は、社会医療法人〇〇会と称する。	・医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第６条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第５条の12参照）が必要であること。
第２条　本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第２章　目的及び事業	
第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第16条第４項において同じ。）
第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園　　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	
２　本社団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理す

(1) ○○病院　　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村）	る病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第16条第４項及び第17条第５項において同じ。）
３　本社団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院） (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院） (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所） (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）	・本項には、医療法（昭和23年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条の２第１項第４号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の２第１項第５号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で１以上）のものが、法第42条の２第１項第５号の基準に適合していることが必要であること。
第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第６条　本社団は、前２条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。 (1) 駐車場業 (2) 料理品小売業	・本条には、法第42条の２第１項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第３章　資産及び会計	
第７条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 ２　本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。	
第８条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが

(1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前２号に掲げる財産から生ずる果実 ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	望ましい。
第９条　本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。 ２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定） ３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。	・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。
第 10 条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第 11 条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。	
第 12 条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終る。 第 13 条　本社団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第 53 条参照） ・法第 54 条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類

	（以下「事業報告書等」という。）」とする。
2　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社団の定款」とする。
3　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第 14 条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。	
第４章　役員	
第 15 条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理　事　　６名以上○名以内 うち理事長１名 (2) 監　事　　２名以上○名以内	・理事は６名以上、監事は２名以上を置かなければならない。
第 16 条　理事及び監事は、社員総会において選任する。 2　本社団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の３分の１を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の３分の１を超えて含まれはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。	・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　役員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親

	族でこれらの者と生計を一にしているもの ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 ① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
3　理事長は、理事の互選によって定める。 4　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可（以下、第 33 条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 47 条参照）
5　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 6　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。 第 17 条　理事長のみが本社団を代表する。 2　理事長は本社団の業務を総理する。	・理事の職への再任を妨げるものではない。

3　理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 5　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 18 条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3　役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。 第 19 条　役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。 第５章　社員	
第 20 条　本社団の社員中、親族等の数は、社員の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。	・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　社員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持し

	ているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
第21条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ２　本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 第22条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除　名 (2) 死　亡 (3) 退　社 ２　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。	
第23条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。
第６章　会議	
第24条　会議は、理事会及び社員総会の２つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。 第25条　理事会は、理事長が招集し、その議長となる。 ２　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 ３　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。	
４　第28条第１号から第８号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の３分の２以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ５　理事は、理事会において１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 ６　理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。	・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。（法第54条の３第２項）
第26条　定時総会は、毎年○回、○月に開催する。 第27条　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。 ２　社員総会の議長は、社員総会において選任する。	
３　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、そ	・総社員の５分の１の割合については、これを下回る割合を

の請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。 第28条　次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (6) 収支予算及び決算の決定 (7) 剰余金又は損失金の処理 (8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 (10) 社員の入社及び除名 (11) 本社団の解散 (12) 他の医療法人との合併契約の締結 (13) その他重要な事項 第29条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 ２　社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。 第30条　社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 ２　社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 第31条　社員は社員総会において１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 ２　社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。 第32条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 ２　社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 第７章　定款の変更 第33条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、○○県知事の認可を得なければ変更することができない。	定めることができる。

第８章　解散及び合併 第 34 条　本社団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し ２　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。 ３　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、○○県知事の認可を受けなければならない。 第 35 条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 ２　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、○○県知事にその旨を届け出なければならない。 ３　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し 第 36 条　本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。 第 37 条　本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事の認可を得て、他の社団医療法人又は財団医療法人と合併することができる。 第９章　雑則 第 38 条　本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。 第 39 条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。	

第２節　特定医療法人への移行を考えた場合

１　特定医療法人

租税特別措置法第 67 条の２に基づき、財団医療法人又は社団医療法人で持分の定めのないもののうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき、国税庁長官の承認を受けた医療法人をいいます。特定医療法人の承認を受けると、承認後に終了する各事業年度の所得については、単体の場合で、法人税率が 19％（通常は、平成 27 年度４月１日以後に開始する事業年度について、23.9％）に軽減され、看護師等の養成施設の不動産取得税・固定資産税の免除など税制上の優遇を受けることができます。

２　特定医療法人の承認要件

①　施設要件

□	一　その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあっては（１）又は（２）に、診療所のみを開設する医療法人にあっては（３）に該当すること。 （１）40 人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあっては、30 人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。 （２）救急病院等を定める省令第２条第１項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。 （３）救急病院等を定める省令第２条第１項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
□	二　各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の 100 分の 30 以下であること。
参照法令等：租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第２号	

②　収入基準

□	一　社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること。社会保険診療等のなかには、社会保険診療報酬と同一基準で計算される労災、健診の収入を含む。
□	二　自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
□	三　医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
□	四　役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が、3,600万円を超えないこと。
参照法令等：租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第１号	

③　運営基準

□	一　その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員（※１）その他これらの者に準ずるもの（以下この項において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（以下次号において「親族等（※２）」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも３分の１以下であること。 イ　当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ロ　当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ハ　イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
□	二　その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
□	三　その寄附行為又は定款において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人（財団医療法人又は社団医療法人で持分の定めがないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。
□	四　当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。
参照法令等：租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第１項第２号～第５号	

※１　社団医療法人においても、評議員を設置する必要があります。
※２　親族とは、法人税法等に直接の定義規定がないため、民法の定義を援用し、６親等以内の血族及び３親等以内の姻族となります。

３　特定医療法人への移行に向けた事前準備

特定医療法人への移行を決めたら、申請に向けて準備を開始します。特定医療法人の申請にあたっては、事前審査が必要となりますが、事前審査の申出については、遅くとも法人税率の特例の適用を受けようとする事業年度終了日前６月前（３月決算の医療法人の場合には前年９月末）までに必要書類を添付して申し出を行います。

特定医療法人の承認は、その申請の事業年度の開始の日に遡って効力が生じるため、事業年度が始まる以前に必要事項を決定し、申請する事業年度では実行されていることが必要となります。

⑴　前事業年度までに整備し、申請する事業年度から実行されていなければならない主な項目

・　報酬上限を 3,600 万円とすること。
・　自費診療報酬が社会保険診療報酬に準じて規定され、実施されていること。
・　各医療施設ごとに特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること

・　役員等の法人関係者への特別利益の供与のないこと。（P44 ～）
・　法令違反の事実、仮装隠蔽事実のないこと。
・　社員総会、理事会が法令・定款等に則り適正に運営されていること。
・　各種規程の整備　　等

⑵　申請時までに準備・決定すべき事項

・　申請時の直近に終了した事業年度に係る「厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」を申請し、証明書を手元に準備する（スケジュール例P91 ～ 証明願A・証明願B参照）。
・　就任を承諾している理事、監事、評議員及び社員の確認とその名簿
・　事前審査に必要な提出書類や添付書類の整備

4　持分放棄等に向けた準備

持分放棄等については、P47 ～をご参照ください。

5　定款変更に向けた準備

定款変更については、P52 ～をご参照ください。
また、変更後の定款については、「特定医療法人の定款例」（P92 ～）をご参照ください。

6　事前審査時提出書類

事前審査は、その事業年度開始から６ヶ月以内に申し出を行いますが、可能な限り、意思決定をした段階で、所轄国税局の担当者にその意思を伝え、相談を重ねた上で、事前審査時に提出する書類の準備を始めることが肝要です。

7　国税局担当者による実地調査

国税局の調査においては、理事等に対する特別な利益の供与については注意深く判断されるケースが多く見られます。そうした調査が行われることを事前に想定して、証拠書類を揃えておくと、スムーズな対応ができます。

8　国税庁からの内示と定款変更認可申請

事前申請から概ね３ヶ月を経過するまでに国税庁の内示が出ます。この内示を受けて各都道府県に定款変更の認可申請を行います。国税庁は、定款変更の認可を確認後、特定医療法人として承認を行います。また、定款変更の認可後は、遅滞なく異動届出書を提出する必要があります。

◆特定医療法人への移行手続書類

手続種類	提出先	提出書類
都道府県知事の証明 次の厚生労働大臣の証明の提出書類のうち「添付資料10」(※３）に該当	その医療機関を管轄する各都道府県	1. 租税特別措置法施行令第39条の25第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第２号イに該当している旨の証明願（※２） (・付表１～３は、該当する場合に添付して下さい。) 2. 医療施設の使用許可書の写し 3. 救急病院又は救急診療所である旨を告示されていることを証する書類（都道府県公報の写し又は指定書）
厚生労働大臣の証明	その法人を所轄する地方厚生局	1. 租税特別措置法施行令第39条の25第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願（※２） 2. 付表１（証明願記１及び２に係る添付書類）(※２） 3. 付表２（証明願記３に係る添付書類）(※２） 4. 付表３（証明願記４に係る添付書類）(※２） 5. 付表４（証明願記６に係る添付書類）(※２） 6. 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十（六）が添付されているものに限る。) 7. 診療報酬規定 8. 前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書) 9. 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し 10. 証明願記５中該当する項目に関する、都道府県知事の証明書（※３） 11. 前事業年度（新規申請法人にあっては当該年度）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式５）の写し
特定医療法人制度に係る事前審査（※１）	相談窓口は所轄国税局（正式な申請書の提出先は所轄税務署長)	1. 特定医療法人としての承認を受けるための申請書（案）（※１） 2. 申請者の医療施設等の明細表(申請書付表)(※1) 3. 法人の登記簿謄本の写し 4. 設立者名簿及び社員名簿の写し 5. 出資持分の内訳が確認できる書類 6. 病院等の建物の配置図 7. 病院等の組織図 8. 病院等の概要が分かる資料（パンフレット）

		9.　寄附行為又は定款の写し 10.　申請時の直近に終了した事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書 11.　承認要件を満たす旨を説明する書類(※１) 12.　申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表（書類付表１）（※１） 13.　申請者の経理等に関する明細表(書類付表２)(※1) 14.　理事、監事及び評議員等の履歴書 15.　直前３事業年度の決算書類及び帳簿書類 16.　就業規則及び給与（退職給与を含む。）規程の写し 17.　各人別の源泉徴収簿等の給与の支給状況が確認できる書類 18.　その他承認要件を満たす旨を説明する書類
承認申請書等提出	相談窓口は所轄国税局（正式な申請書の提出先は所轄税務署長）	1.　寄附行為又は定款の写し 2.　申請時の直近に終了した事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書 3.　申請者の医療施設等の明細表(申請書付表) 4.　承認要件を満たす旨を説明する書類 5.　申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表（書類付表１） 6.　申請者の経理等に関する明細表(書類付表２)
定款変更認可申請	都道府県知事	1.　定款変更認可申請書 2.　定款新旧条文対照表 3.　現行定款 4.　改正後定款案（Ｐ92 ～参照） 5.　社員総会議事録（定款変更を決議した社員総会の議事録） ＊　その他都道府県によって履歴事項全部証明書の添付を求められる場合があります。

（※１）は、国税庁ホームページよりダウンロードができます。
（※２）は、厚生労働省医政局「医療法人･医業経営のホームページ」よりダウンロードができます。

特定医療法人承認申請手続スケジュール（概要）　３月決算法人の場合

※　これは一般的なスケジュール例です。実際に手続を行うにあたっては、あらかじめ所轄の国税局・都道府県等にご相談下さい。

※　事前準備、また実地調査に基づく審査結果によっては、承認まで数年を要するケースもあります。

ポイント

①国税局の実地調査を受け、内示を受けた後に定款変更の認可申請手続を行います。
（定款変更が認可された時点で持分は存在しないことになります。）

②法人税の軽減税率は期首に遡り、承認年度から適用されます。

③事前申請の締切は事業年度終了の日から６カ月になります。

【特定医療法人の承認申請フロー】

（＊１）「証明願Ａ」：租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第２号イに該当している旨の証明願

（＊２）「証明願Ｂ」：租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

特定医療法人の定款例

医療法人〇〇会定款 第１章　名称及び事務所 第１条　本社団は、医療法人〇〇会と称する。 第２条　本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	特定医療法人は、基金制度を採用することができないため、基金制度のある医療法人から特定医療法人になる場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要であること。
第２章　目的及び事業 第３条　本社団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第４条、第５条及び第１２条において同じ。）
第４条　本社団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） ２　本社団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	
第５条　本社団は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	本条には、医療法第４２条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。

第３章　社員 第６条　本社団の社員中、親族等の数は、社員総数の３分の１以下としなければならない。 第７条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 第８条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 ⑴　除名 ⑵　死亡 ⑶　退社 ２　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 第９条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。 第１０条　社員は、本社団の資産の分与を請求することができない。 ２　前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。 第４章　役員 第１１条　本社団に、次の役員を置く。 ⑴　理事　６名以上〇名以内 うち理事長　　１名 常務理事　〇名 ⑵　監事　　２名 ２　理事及び監事は、社員総会において本社団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。 第１２条　理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。	
２　本社団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでな	施設を２か所以上有する場合には、管理者も２名以上になるが、このうち理事になりうるものの資格を〇〇

い。 ３　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。 ４　本社団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ３分の１以下としなければならない。 第１３条　理事長のみが本社団を代表する。 ２　理事長は本社団の業務を総理する。 ３　常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 ４　理事は、本社団の常務を処理する。 ５　監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事又は社員総会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 ６　監事は、この法人の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第１４条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。	病院の管理者等と限定してもよい。

３　役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。 第５章　評議員 第１５条　本社団に評議員１２名以上〇〇名以内を置く。 第１６条　評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。 ２　評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、２倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の３分の１以下としなければならない。 ３　評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。 第１７条　評議員の任期は２年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。 第１８条　評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。 第６章　会議 第１９条　本社団の会議は、社員総会及び理事会並びに評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞれ定時会議と臨時会議に分ける。 第２０条　定時会議は、毎年２回３月及び５月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。 第２１条　会議は、理事長がこれを招集する。 ２　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。 ３　理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員の３分の１以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。 ４　社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、	本条に、各会議の定足数を定めてもよい。

評議員の互選によって定める。

第２２条　次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。

１　翌年度の事業計画及び収支予算の決定 ２　翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 ３月
３　前年度決算の決定 ４　前年度剰余金又は損失金の処理	毎年 ５月
５　定款の変更 ６　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ７　事業計画及び収支予算の重大な変更 ８　社員の入社及び除名 ９　理事、監事の選任、辞任の承認 １０　本社団の解散 １１　定款第５条に関する事項 １２　重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	随時

２　前項の会議の議事は、別段の定めがあるもののほかは、総社員の過半数が出席し、その出席者の過半数の賛成による承認を受けねばならない。

第２３条　次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

１　翌年度の事業計画及び収支予算の決定 ２　翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 ３月
３　前年度決算の決定 ４　前年度剰余金又は損失金の処理	毎年 ５月
５　定款の変更 ６　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ７　事業計画及び収支予算の重大な変更 ８　本社団の解散 ９　定款第５条に関する事項	随時

第５条の業務がなければ掲げる必要はない。

１０　重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	
２　前項の会議の議事は、総評議員の過半数が出席し、その出席者の過半数の同意を得なければならない。 第２４条　社員総会及び評議員会の招集は、期日の少なくとも５日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員及び評議員に通知しなければならない。 ２　社員総会及び評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 第２５条　社員及び評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人はそれぞれ社員又は評議員でなければならない。 ２　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 第２６条　社員は、社員総会において、評議員は評議員会において、１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第２７条　第２３条第１項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の３分の２以上が出席し、その３分の２以上の同意を得なければならない。 ２　その他の事項は、理事の総数の２分の１以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。 第２８条　社員総会及び理事会並びに評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。 ⑴　会議の日時、場所 ⑵　社員又は理事若しくは評議員の現員数	理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

⑶　出席した社員又は理事若しくは評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。） ⑷　議案の件名 ⑸　議事の経過要領及び発言者の発言要旨 ⑹　議事録署名人の選任に関する事項 ２　前項の議事録には議長及び出席社員又は出席理事若しくは出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人２名以上が署名又は記名捺印しなければならない。 第２９条　この定款に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。 第７章　資産及び会計 第３０条　本社団の資産は次のとおりとする。 ⑴　本社団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） ⑵　本社団に寄附された財産 ⑶　本社団の資産から生ずる果実 ⑷　本社団の事業に伴う収入 ⑸　その他の収入	
第３１条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 ⑴　…… ⑵　…… ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、○○県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。 第３２条　本社団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社団の経費を支弁する。 第３３条　本社団の資産は、理事会及び社員総会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。 第３４条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	不動産、運営基金等重要な資産は、なるべく基本財産とすること。

第３５条　本社団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。 第３６条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。 第３７条　本社団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 ２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。 第３８条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。 第８章　証明書等の提出 第３９条　各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から３月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。 ２　租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第２号及び第３号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。	証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第37条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注

	意すること。
第９章　定款の変更及び解散 第４０条　この定款は、第２２条、第２３条及び第２７条の手続きを経た上、かつ、○○県知事の認可を得なければ変更することができない。 第４１条　本社団は、第３条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第２２条、第２３条及び第２７条の手続きを経た上、○○県知事の認可を受けて解散することができる。 第４２条　本社団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。	
第４３条　本社団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。
第１０章　雑則 第４４条　本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。 第４５条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。	
附則 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長　○　○　○　○ 常務理事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 理事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 監事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○	本定款例により、新規に社団を設立する場合には、 「　附則 本社団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は、○○○までとする。 理事(理事長)　○○○○ 〃　(常務理事)○○○○ 監事　○○○○ 〃　○○○○」 とすること。

第３節　一般の持分なし医療法人への移行

一般の持分なし医療法人へ移行するには、医療法人が贈与税を払って移行する方法と、贈与税非課税基準を満たすことで贈与税の課税を受けることなく移行できる方法とがあります。どちらも社会医療法人や特定医療法人のように行政庁の「認定」や「承認」は必要ありません。

反面、贈与税の課税を受けることなく移行することを目指し、贈与税非課税基準を満たす準備をしていても、結果として要件を満たせなかった場合にはその医療法人に対して贈与税の課税が生じる場合があるので、注意が必要です。

贈与税の課税を受けて移行する場合

贈与税の課税を受けて移行する場合の贈与税の納税義務の発生時期や贈与財産の種類・評価方法は次のように考えられます。

納税義務の発生時期（贈与日）	一般の持分なし医療法人へ移行するための定款変更の認可日が、納税義務の発生時期（贈与日）とされています。
贈与財産の種類	出資者が持分放棄をすることにより、医療法人が「持分放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益」の贈与を受けたとされます。
贈与財産の評価方法	贈与税計算のもとになる財産評価基本通達には、個人とみなされた医療法人が個人出資者から贈与された「持分放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益の価額に相当する金額」の評価方法は、規定されていません。このような場合は、財産評価基本通達総則５項（評価方法の定めのない財産の評価）により「この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価する。」ということになります。「持分放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益」という贈与財産の種類や内容から勘案する財産評価基本通達 194 －２（医療法人の出資の評価）に準じて評価して差し支えないと考えられます。したがって持分なし医療法人へ移行した医療法人が「大会社」に該当すれば、原則評価法である「類似業種比準価額（評基通 180）」による評価も認められることになると考えられます。
申告納税	医療法人の贈与税計算は相続時精算課税制度は適用できないため、歴年課税制度が適用されることになります。申告納税の期間は、医療法人の決算に関係なく、財産の贈与を受けた年（定款変更の認可日の年）の翌年２月１日から３月 15 日の期間とされます（相続税法第 28 条第１項）。また、納税義務者となる医療法人が支払う贈与税額は法人税の計算では損金不算入とされます（法人税法第 38 条第２項）。

医療法人の贈与税計算

贈与税の課税を受けて移行する場合の贈与税の計算は、次のとおり行います。

【医療法人の贈与税計算】

（持分放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益 － 基礎控除額（110 万円））× 贈与税の累進課税 ＝ 贈与税

※　持分放棄をする社員が複数いる場合には、医療法人の贈与税計算は、「贈与により取得した財産について、その贈与をした者の異なるごとに、その贈与をした者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもって納付すべき贈与税額とする。」（相続税法第 66 条第１項）とされています。

【具体例】持分放棄をする社員が複数いる場合の贈与税額

放棄額が、社員Ａ：１億円、社員Ｂ：5,000 万円、社員Ｃ：3,000 万円のケース

社員Ａ	（1 億円－ 110 万円）× 55%－ 400 万円	＝	5,039.5 万円
社員Ｂ	（5000 万円－ 110 万円）× 55%－ 400 万円	＝	2,289.5 万円
社員Ｃ	（3,000 万円－ 110 万円）× 50%－ 250 万円	＝	1,195 万円
医療法人が納付する贈与税額の合計			8,524 万円

贈与税の税率は平成 27 年１月１日の場合。

実務上は、各贈与者の贈与税計算は贈与税申告書「第一表の付表二」の様式に沿って行い、これらを合計した金額を「第一表」に記載して申告します。納付書も各贈与者の贈与税の合計額をもとに一括して作成し納付することになります。

出所：ＭＭＰＧ「事業承継からみた医療法人の移行判断Ｑ＆Ａ」をもとに作成

贈与税の課税なく移行する場合

贈与税非課税で移行する場合には、贈与税非課税基準を満たす必要があります。詳しくは、第３章第３部（Ｐ40 ～）を参照して下さい。

［再掲］（Ｐ42 ～）

フローチャート「相続税または贈与税の負担が不当に　減少する結果となると認められるか否かの判定」

青木惠一「医療法人の相続・事業承継と税務対策」をもとに作成

1　相続税法第66条第４項

相続税又は贈与税の負担が不当減少 → Yes → 医療法人を個人とみなして贈与税課税

その判定は政令（相令33③）による（相法66⑥）。

2　相続税法施行令第33条第３項

（1）運営組織が適正であること（相令33③一）　□

＜法令解釈通達15（Ｐ236）により判定＞

①一定の事項が定款等に定められていること

A	理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。	□
B	理事及び監事の選任は、例えば、社員総会における社員の選挙により選出されるなどその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。	□
C	理事会の議事の決定は、次のEに該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。	□
D	社員総会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席社員の過半数の議決を必要とすること。	□
E	次に掲げる事項（次のFにより評議員会などに委任されている事項を除く。）の決定は、社員総会の議決を必要とすること。この場合において、次の（E）及び（F）以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の議決を必要とすること。 （A）収支予算（事業計画を含む。） （B）収支決算（事業報告を含む。） （C）基本財産の処分 （D）借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 （E）定款の変更 （F）解散及び合併 （G）当該法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項	□
F	社員総会のほかに事業の管理運営に関する事項を審議するため評議員会などの制度が設けられ、上記（E）及び（F）以外の事項の決定がこれらの機関に委任されている場合におけるこれらの機関の構成員の定数及び選任並びに議事の決定については次によること。 （A）構成員の定数は、理事の定数の2倍を超えていること。 （B）構成員の選任については、上記ハ（イ）のBに準じて定められていること。 （C）議事の決定については、原則として、構成員総数の過半数の議決を必要とすること。	□
G	上記CからFまでの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。	□
H	役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。	□
I	監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。	□

凡例　相法…相続税法　相令…相続税法施行令

Yes

②事業運営及び役員等の選任等が定款等に基づき行われていること

事業運営及び役員等の選任等が定款等に基づき行われていること　□

③その事業が社会的存在として認識される程度の規模を有していること

医療法（昭和23年法律第205号）第１条の２第２項に規定する医療提供施設を設置運営する事業を営む法人で、その事業が社会医療法人を想定した基準又は特定医療法人を想定した基準の要件を満たすもの。

社会医療法人を想定した基準を採用する場合			特定医療法人を想定した基準を採用する場合	
社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80％以上 ※社会保険診療等に介護保険・助産に係る収入金額を追加	□	又は	社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80％以上	□
自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一	□		自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一	□
医業収入が医業費用の150％以内	□		医業収入が医業費用の150％以内	□
役員及び評議員に対する報酬等の支給基準を明示	□		役職員に対する報酬等が3,600万円以下	□
病院又は診療所の名称が5疾病及び5事業並びに居宅等における医療に係る医療連携体制を担うものとして医療計画に記載	□		・（病院の場合）40床以上又は救急告示病院 ・（診療所の場合）15床以上及び救急告示診療所	□
			差額ベッドが全病床数の30％以下	□

Yes

（2）役員等（社員は含まれない）のうち親族・特殊の関係がある者は１／３以下であること（定款、寄附行為にその旨の定めがあること）（相令33③一）　□

Yes

（3）法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと（相令33③二）　□

Yes　＜法令解釈通達16（Ｐ238）により判定＞

（4）残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めのないもの）に帰属させること（定款、寄附行為にその旨の定めがあること）（相令33③三）　□

Yes

（5）法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと（相令33③四）　□

Yes

不当減少とはならず医療法人に対して贈与税の課税はされない。

＊　その他、「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」に該当しない場合として、法令解釈通達14のただし書き（Ｐ235）に該当する場合があり

第１項　移行の手続（贈与税の課税を受けて移行する場合、非課税にて移行する場合共通）

一般の持分なし医療法人への移行に際しては、以下の手続が必要になります。

⑴　持分放棄等

詳細については、Ｐ47 ～をご参照ください。

⑵　定款変更手続

詳細については、Ｐ52 ～をご参照ください。

一般の持分なし医療法人の定款については、Ｐ160 ～をご参照ください。なお、前述のとおり、贈与税非課税にて移行する場合には、贈与税非課税基準（Ｐ42 ～）を充足している定款への変更が必要となります。

⑶　税務署への届出

所轄税務署に「異動事項に関する届出書」を提出します。これまでの資本金（医療法人の出資金です。）を資本剰余金に振り替える届出をします。

※　変更時の注意点

税務上の要件を満たしているかの判断は、所轄税務署への異動事項に関する届出書が提出されて以降となります。そのため、事前に所轄税務署との相談が必要です。

◆持分なし医療法人への移行手続書類

提出先	提出書類
都道府県知事	1.　定款変更認可申請書 2.　定款新旧対照表 3.　現行定款 4.　改正後定款案 5.　社員総会議事録（定款変更を決議した社員総会の議事録） ＊　その他都道府県によって履歴事項全部証明書の添付を求められる場合があります。
所轄税務署	1.　異動事項に関する届出

第４節　基金拠出型医療法人への移行

基金拠出型医療法人とは、持分なし医療法人で基金の拠出を受けて運営される医療法人のことをいいます。

基金拠出型医療法人へ移行する場合、一般の持分なし医療法人への移行が前提となるため、第３節の一般の持分なし医療法人への移行と同様の贈与税の課税問題が生じます。

いずれの方法を採用するにせよ、基金拠出型医療法人の場合には、基金制度について新たに定款に定める必要があります。

なお、基金拠出型医療法人の場合には、原資である拠出金の返還を受けることができます。

贈与税の課税を受けて移行する場合

詳細については、第３節と同様ですので、Ｐ101 ～を参照してください。

贈与税の課税なく移行する場合

詳細については第３節と同様ですので、Ｐ103 を参照してください。

第１項　移行の手続（贈与税の課税をうけて移行する場合、非課税にて移行する場合共通）

基金拠出型医療法人は、前節で解説した一般の持分なし医療法人への定款変更の際に基金制度を採用したものとなります。したがって、要件は、前節で解説したものと同一になります。

⑴　持分放棄等

詳細については、Ｐ47 ～をご参照ください。

⑵　定款変更手続

詳細については、Ｐ52 ～、Ｐ104 ～をご参照ください。

※　基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款に、次のように「基金」の章を追加する必要があります。

第３章　基金

第○条　本社団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第○条　本社団は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第○条　基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

２　本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1) 基金（代替基金を含む。）

(2) 資本剰余金

(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

３　前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

４　前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。

５　第３項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第２項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

６　第２項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。

第○条　基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第○条　基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

２　前項の代替基金は、取り崩すことができない。

出所：「医療法人の基金について」（平成19年３月30日　医政発 0330051号）

⑶　税務署への届出

所轄税務署に「異動事項に関する届出書」を提出します。これまでの資本金（医療法人の出資金です。）を資本剰余金に振り替える届出をします。

※　変更時の注意点

税務上の要件を満たしているかの判断は、所轄税務署への異動事項に関する届出書が提出されて以降となります。そのため、事前に所轄税務署との相談が必要です。

なお、基金拠出型医療法人への移行に関する課税関係については、厚生労働省の「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Ｑ＆Ａ）」（平成 26 年 1 月 23 日事務連絡）を参考にしてください（Ｐ179 ～）。

Ｑ１．「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」に移行する際に、出資者全員が出資持分の放棄を行った場合の課税関係はどのようになるのか。

Ｑ２．基金拠出型法人に移行する際に、出資者全員が出資額部分のみを基金として振り替えた場合の課税関係はどのようになるのか。

Ｑ３．基金拠出型法人に移行する際に、利益剰余金部分も含めて基金として振り替えた場合の課税関係はどのようになるのか。

Ｑ８．「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」への移行後、死亡により退社した社員に代わってその相続人が新たに社員となったことのみをもって相続税が課税されることはあるか。

また、「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」への移行後、当該法人に対して、財産の贈与又は遺贈があった場合の課税関係はどのようになるのか。

Ｑ９．基金拠出者が死亡し、基金を相続した場合、相続税は課税されるのか。

出所：厚生労働省「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Ｑ＆Ａ）について」一部抜粋

資料編

資 料 編

（関係法令については、本報告書に関連する箇所のみの抜粋）

・医療法（平成 26 年改正後） …… 113

・医療法施行規則 …… 123

・厚生労働省「持分なし医療法人への移行に関する手引書」（平成 26 年 9 月 26 日） …… 131

・厚生労働省「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q＆A）について」（平成 26 年 1 月 26 日） …… 179

・財務省「租税特別措置法等（相続税・贈与税）の改正」解説 …… 193

・租税特別措置法 …… 210

・租税特別措置法施行規則 …… 219

・租税特別措置法施行令 …… 224

・相続税法 …… 233

・相続税法施行令 …… 233

・法令解釈通達 …… 234

【医療法(抄)】

第六章　医療法人

第一節　通則

第三十九条　病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2　前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十条　医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

第四十条の二　医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

第四十一条　医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2　前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

第四十二条　医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(当該医療法人が地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「指定管理者として管理する病院等」という。)を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一　医療関係者の養成又は再教育

二　医学又は歯学に関する研究所の設置

三　第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設

四　疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。)を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

五　疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

六　前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

七　社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項及び第三項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

八　老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置

第四十二条の二　医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの(以下「社会医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益業務」という。)を行うことができる。

一　役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

二　社団たる医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分の一を超えて含まれることが

ないこと。

三　財団たる医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

四　救急医療等確保事業(当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県(二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県)において行つていること。

五　前号の業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していること。

イ　当該業務を行う病院又は診療所の構造設備

ロ　当該業務を行うための体制

ハ　当該業務の実績

六　前各号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

七　定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

2　都道府県知事は、前項の認定をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3　収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第四十三条　医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

第二節　設立

第四十四条　医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2　医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設(地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。)の名称及び開設場所

四　事務所の所在地

五　資産及び会計に関する規定

六　役員に関する規定

七　社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定

八　財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定
九　解散に関する規定
十　定款又は寄附行為の変更に関する規定
十一　公告の方法
3　財団たる医療法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めないで死亡したときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、これを定めなければならない。
4　医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。
5　第二項第九号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。
6　この節に定めるもののほか、医療法人の設立認可の申請に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
第四十五条　都道府県知事は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四十一条の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。
2　都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
第四十六条　医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。
2　医療法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。
第三節　管理
第四十六条の二　医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くをもつて足りる。
2　次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。
一　成年被後見人又は被保佐人
二　この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
三　前号に該当する者を除くほか、禁錮こ以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
3　役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。
第四十六条の三　医療法人(次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。
2　前条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章(次条第二項を除く。)の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。
第四十六条の四　理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。
2　理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
3　医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。

4　理事は、定款若しくは寄附行為又は社員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

5　理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

6　医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

7　監事の職務は、次のとおりとする。

一　医療法人の業務を監査すること。

二　医療法人の財産の状況を監査すること。

三　医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。

四　第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。

五　社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

六　財団たる医療法人の監事にあつては、第四号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

七　医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

第四十七条　医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。

2　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第四十八条　監事は、理事又は医療法人の職員(当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第四十八条の二　理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第四十八条の三　社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

2　社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。

3　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

4　議長は、社員総会において選任する。

5　理事長は、総社員の五分の一以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができる。

6　社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

7　社団たる医療法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によつて行う。

8　社員総会においては、第六項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

9　社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

10　社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第四十八条の四　社員は、各一個の議決権を有する。

2　社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3　社団たる医療法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、議決権を有しない。

第四十九条　財団たる医療法人に、評議員会を置く。

2　評議員会は、理事の定数を超える数の評議員(第四十六条の二第一項ただし書の認可を受けた医療法人にあつては、三人以上の評議員)をもつて、組織する。

3　評議員会は、理事長が招集する。

4　評議員会に、議長を置く。

5　理事長は、総評議員の五分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一以上の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。

6　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7　評議員会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十九条の二　次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一　予算、借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

二　事業計画の決定又は変更

三　寄附行為の変更

四　合併

五　第五十五条第三項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散

六　その他医療法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2　前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十九条の三　評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2　理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第四十九条の四　評議員となる者は、次に掲げる者とする。

一　医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

二　病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

三　医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

四　前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2　評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。

第五十条　定款又は寄附行為の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四十五条に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手続が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

3　医療法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　第四十四条第五項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。

第五十条の二　医療法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第五十一条　医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。

2　理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。

3　社会医療法人(厚生労働省令で定めるものに限る。)の理事長は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出しなければならない。

第五十一条の二　医療法人(社会医療法人を除く。)は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一　事業報告書等

二　第四十六条の四第七項第三号の監査報告書(以下「監事の監査報告書」という。)

三　定款又は寄附行為

2　社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一　前項各号に掲げる書類

二　前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書(以下「公認会計士等の監査報告書」という。)

第五十二条　医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一　事業報告書等

二　監事の監査報告書

三　第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2　都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第五十三条　医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第五十四条　医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

第四節　社会医療法人債

第五十四条の二～第五十四条の八　―略―

第五節　解散及び合併

第五十五条　社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。

一　定款をもつて定めた解散事由の発生

二　目的たる業務の成功の不能

三　社員総会の決議

四　他の医療法人との合併

五　社員の欠亡

六　破産手続開始の決定

七　設立認可の取消し

2　社団たる医療法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、前項第三号の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3　財団たる医療法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一　寄附行為をもつて定めた解散事由の発生

二　第一項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

4　医療法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

5　前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

6　第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7　都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

8　清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第三項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第五十六条　解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2　前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十六条の二～第五十六条の十七　―略―

第五十七条　社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併をすることができる。

2　財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限り、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併をすることができる。

3　財団たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

4　次の各号に掲げる場合には、合併後存続する医療法人又は合併により設立する医療法人は、それぞれ当該各号に定める種類の医療法人でなければならない。

一　合併をする医療法人が社団たる医療法人のみである場合　社団たる医療法人

二　合併をする医療法人が財団たる医療法人のみである場合　財団たる医療法人

5　合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6　第五十五条第七項の規定は、前項の認可について準用する。

第五十八条　医療法人は、前条第五項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

第五十九条　医療法人は、前条の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

2　債権者が前項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

3　債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十条　合併により医療法人を設立する場合においては、定款の作製又は寄附行為その他医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならない。

第六十一条　合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務(当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

第六十二条　合併は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六節　監督

第六十三条～第六十八条の三　―略―

第六十九条から第七十一条まで　削除

第七章　雑則

第七十一条の二　～　第七十一条の六　―　略　―

第八章　罰則

第七十一条の七～第七十七条　―略―

〔附則(抄)〕

(新医療法人への円滑な移行)

第十条の二　政府は、地域において必要とされる医療を確保するため、経過措置医療法人(施行日前に設立された社団たる医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定しているものをいう。次条及び附則第十条の四において同じ。)の新医療法人(社団たる医療法人であって、その定款に残余

財産の帰属すべき者として同法第四十四条第五項に規定する者を規定しているものをいう。以下同じ。)への移行が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(移行計画の認定)

第十条の三　経過措置医療法人であって、新医療法人への移行をしようとするものは、その移行に関する計画(以下「移行計画」という。)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　移行計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　新医療法人であって、次に掲げる医療法人のうち移行をしようとするもの

イ　医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人

ロ　特定の医療法人(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十七条の二第一項の規定による国税庁長官の承認を受けた医療法人をいう。)

ハ　基金拠出型医療法人(その定款に基金(社団たる医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該社団たる医療法人が当該拠出をした者に対して返還義務(金銭以外の財産については、当該拠出をした時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負うものをいう。)を引き受ける者の募集をすることができる旨を定めた医療法人をいう。)

ニ　イからハまでに掲げる医療法人以外の医療法人

二　移行に向けた取組の内容

三　移行に向けた検討の体制

四　移行の期限

五　その他厚生労働省令で定める事項

3　移行計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　出資者名簿(各出資者の氏名又は名称及び住所、出資額並びに持分(定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利をいう。)の放棄の見込みを記載した書類をいう。)

三　その他厚生労働省令で定める書類

4　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その移行計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　移行計画が当該申請に係る経過措置医療法人の社員総会において議決されたものであること。

二　移行計画が新医療法人への移行をするために有効かつ適切なものであること。

三　移行計画に記載された第二項第四号の移行の期限が第一項の認定の日から起算して三年を超えない範囲内のものであること。

5　第一項の認定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に限り行うことができる。

(移行計画の変更等)

第十条の四　前条第一項の規定による移行計画の認定を受けた経過措置医療法人(以下「認定医療法人」という。)は、当該認定に係る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2　厚生労働大臣は、認定医療法人が前条第一項の認定に係る移行計画(前項の認定があったときは、その変更

後のもの。以下「認定移行計画」という。)に従って新医療法人への移行に向けた取組を行っていないと認めるとき、その他厚生労働省令で定めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、認定医療法人が認定移行計画に記載された前条第二項第四号の移行の期限までに新医療法人にならなかったときは、その認定を取り消すものとする。

4 前二項の規定により認定を取り消された経過措置医療法人は、更に前条第一項の認定を受けることができない。

5 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(提出期限の特例)

第十条の五 認定医療法人については、医療法第五十二条第一項中「三月以内」とあるのは、「六月以内」とする。

(認定の失効)

第十条の六 認定医療法人が新医療法人になったときは、当該認定医療法人が受けた附則第十条の三第一項の認定(附則第十条の四第一項の認定を含む。)は、その効力を失う。

(援助)

第十条の七 政府は、認定医療法人に対し、認定移行計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告)

第十条の八 認定医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、認定移行計画の実施状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。

(権限の委任)

第十条の九 附則第十条の三及び第十条の四並びに前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

【医療法施行規則（抄）】

第五章　医療法人

（医療法人の資産）

第三十条の三十四　医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

（医療法人の社員等と特殊の関係がある者）

第三十条の三十五　法第四十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に規定する役員、社員又は評議員（以下「社員等」という。）と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二　親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

三　前二号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

（社会医療法人の認定要件）

第三十条の三十五の二　法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　当該医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。

イ　当該医療法人の理事の定数は六人以上とし、監事の定数は二人以上とすること。

ロ　当該医療法人が社団である医療法人である場合にあつては当該社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によつて、当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては当該財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によつて選任されること。

ハ　当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては、当該医療法人の評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

ニ　他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人その他これに準ずるもの（以下「公益法人等」という。）を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とすること。

ホ　その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

ヘ　その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

ト　その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

チ　当該医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第四十二条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第四十二条の

二第一項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。)に係る費用の額を超えてはならないこと。

リ　他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によつて他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は、この限りでない。

ヌ　当該医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

二　当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ　社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)及び助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ　自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ　医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2　前項第一号チに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。)の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一　当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

二　法第四十二条各号に規定する業務の用に供する財産

三　法第四十二条の二第一項に規定する収益業務の用に供する財産

四　前三号の業務を行うために保有する財産(前三号に掲げる財産を除く。)

五　第一号から第三号までに定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金

六　将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金

(社会医療法人に係る認定の申請事項)

第三十条の三十六　社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が、令第五条の五に基づき、社会医療法人の要件に係る事項として申請書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該医療法人の業務のうち、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当するものが法第三十条の四

第二項第五号に掲げる医療のいずれに係るものであるかの別
二　前号の業務を行つている病院又は診療所の名称及び所在地
2　令第五条の五に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　定款又は寄附行為の写し
二　法第四十二条の二第一項第五号の厚生労働大臣が定める基準に係る会計年度について同号の要件に該当する旨を説明する書類
三　法第四十二条の二第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類
（基金）
第三十条の三十七　社団である医療法人(持分の定めのあるもの、法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する特定の医療法人を除く。社団である医療法人の設立前にあつては、設立時社員。以下この条において「社団医療法人」という。)は、基金(社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該社団医療法人が拠出者に対して本条及び次条並びに当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負うものをいう。以下同じ。)を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。
一　基金の拠出者の権利に関する規定
二　基金の返還の手続
2　前項の基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。
第三十条の三十八　基金の返還は、定時社員総会の決議によつて行わなければならない。
2　社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。
一　基金(次項の代替基金を含む。)の総額
二　資産につき時価を基準として評価を行つている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行つたことにより増加した貸借対照表上の純資産額
三　資本剰余金の価額
3　基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。
4　前項の代替基金は、取り崩すことができない。
（持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行）
第三十条の三十九　社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。
2　社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。
（設立の認可の申請）
第三十一条　法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。
一　定款又は寄附行為

二　設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
三　設立決議録
四　不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
五　当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
六　法第四十二条第四号又は第五号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
七　設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書
八　設立者の履歴書
九　設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類
十　役員の就任承諾書及び履歴書
十一　開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

（残余財産の帰属すべき者となることができる者）

第三十一条の二　法第四十四条第五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
一　法第三十一条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの
二　財団である医療法人又は社団である医療法人であつて持分の定めのないもの

（一人又は二人の理事を置く場合の認可の申請）

第三十一条の三　法第四十六条の二第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一　当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数
二　常時勤務する医師又は歯科医師の数
三　理事を一人又は二人にする理由

（医師又は歯科医師以外でない理事のうちから理事長を選出する場合の認可の申請）

第三十一条の四　法第四十六条の三第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一　当該理事の住所及び氏名
二　理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由

（管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請）

第三十一条の五　法第四十七条第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一　理事に加えない管理者の住所及び氏名並びに当該管理者の管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
二　当該管理者を理事に加えない理由

（定款等の変更の認可）

第三十二条　法第五十条第一項の規定により、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
一　定款又は寄附行為変更の内容(新旧対照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類
二　定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類

2　定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3　定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第四十二条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、第三十一条第六号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

4　定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が法第四十二条の二第一項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、収益業務の概要及び運営方法を記載した書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

第三十二条の二　法第五十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十四条第二項第四号及び第十一号に掲げる事項とする。

（法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める書類等）

第三十三条　法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は次に掲げる書類とする。

一　社会医療法人については、法第四十二条の二第一項第一号から第六号までの要件に該当する旨を説明する書類

二　社会医療法人債発行法人(法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人をいい、当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。次項及び第三項において同じ。)については次に掲げる書類

イ　前号に掲げる書類(当該社会医療法人債発行法人が社会医療法人である場合に限る。)

ロ　純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表

2　社会医療法人債発行法人は、法第五十一条第一項の規定に基づき、同項に規定する事業報告書等のうち、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前項第二号ロに掲げる書類を作成するに当たつては、別に厚生労働省令で定めるところにより作成するものとする。

3　法第五十一条第三項に規定する社会医療法人は、社会医療法人債発行法人である社会医療法人とする。

（事業報告書等の届出等）

第三十三条の二　法第五十二条第一項の規定に基づく届出を行う場合には、同項各号に掲げる書類(前条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の二第一項第一号ホに規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。)には、副本を添付しなければならない。

2　法第五十二条第二項の閲覧は、同条第一項の届出に係る書類(前条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の二第一項第一号ホに規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。)であつて過去三年間に届け出られた書類について行うものとする。

第三十三条の三～第三十三条の二十四　―略―

（解散の認可の申請）

第三十四条～第三十六条　―略―

第三十七条　削除

(医療法人台帳の記載事項)

第三十八条　令第五条の十一第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一　名称

二　事務所の所在地

三　理事長の氏名

四　開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地

五　法第四十二条各号に掲げる業務を行う場合はその業務

六　設立認可年月日及び設立登記年月日

七　設立認可当時の資産

八　役員に関する事項

九　法第四十二条の二第一項の収益業務を行う場合はその業務

十　その他必要な事項

2　前項各号の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事は、遅滞なく訂正しなければならない。

第三十九条～第三十九条の二　―略―

〔附則(抄)〕

(移行計画の認定)

第五十六条　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第十条の三第一項の規定により移行計画(同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。)が適当である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人(平成十八年改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。)は、附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　移行計画は、附則様式第二によるものとする。

3　平成十八年改正法附則第十条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　合併の見込み

二　出資者による持分の放棄又は払戻しの見込み

三　平成十八年改正法附則第十条の七の資金の融通のあつせんを受ける見込み

(移行計画に添付する書類)

第五十七条　平成十八年改正法附則第十条の三第三項第一号に掲げる定款には、同条第一項の認定を受ける旨を記載しなければならない。

2　平成十八年改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、附則様式第三によるものとする。

3　平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　社員総会の議事録

二　直近の三会計年度(法第五十三条に規定する会計年度をいう。)に係る貸借対照表及び損益計算書

(移行計画の変更)

第五十八条　平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定により移行計画の変更の認定を受けようとする認定医療法人(同項に規定する認定医療法人をいう。以下同じ。)は、附則様式第四による移行計画変更認定

申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の移行計画変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後の移行計画

二 変更前の移行計画の写し

三 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けたことを証明する書類の写し

四 社員総会の議事録

五 その他参考となる書類

3 移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、平成十八年改正法附則第十条の四第一項の変更の認定を要しないものとする。

(移行計画の認定の取消し)

第五十九条 平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けなかつたとき。

二 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。

三 認定医療法人が合併により消滅したとき。

四 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。

五 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。

六 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(厚生労働大臣への報告)

第六十条 平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定(以下この号及び次号において「認定」という。)を受けた日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して一年三月を経過する日

二 認定を受けた日以後一年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して二年三月を経過する日

2 前項に定める場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人(平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。)へ移行する旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 変更後の定款及び当該変更に係る新旧対照表

二 定款変更の認可書の写し

三 社員総会の議事録

3 前二項のほか、認定医療法人は、出資者による持分の放棄その他の処分があつた場合にあつては、当該処分のあつた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大

臣に提出するものとする。

一　出資者名簿

二　附則様式第六による出資持分の状況報告書

三　その他持分の処分の詳細を明らかにする書類

4　前項の場合において、出資者による持分の放棄があつたときは、認定医療法人は、前項各号の書類に加えて、附則様式第七による出資持分の放棄申出書も添付しなければならない。

医政支発 0926 第 10 号
平成 26 年 9 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長　　殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
（公 印 省 略）

持分なし医療法人への移行に関する計画の認定等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）の一部が本年 10 月 1 日から施行されることに伴う政省令等の整備については、平成 26 年 9 月 26 日付け医政発 0926 第 5 号で通知したところです。

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部改正のうち、持分なし医療法人への移行計画の認定に関する事項について、下記のとおり補足しますので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内医療法人に周知をお願いいたします。

また、別添のとおり「『持分なし医療法人』への移行に関する手引書」を作成したので、当該手引書についても併せて御了知いただくとともに、貴管内医療法人に周知をお願いいたします。

記

第一　移行計画の認定制度について

1　移行計画の認定を受けた場合は、税制措置又は融資制度の支援を受けることができるものであること。

なお、これらの支援が必要ない場合は、移行計画の認定を受けることなく、従来どおり定款変更により持分なし医療法人へ移行することができるものであること。

2　移行計画の認定の申請については、都道府県又は地方厚生（支）局を経由せず、直接厚生労働省医政局医療経営支援課へ提出すること。

3　移行計画の認定の申請は 1 回限りしか認められないことから、計画内容等について十分検討の上、申請すること。

４　移行計画の変更が生じたとき（合併により存続法人となったとき、融資制度の利用見込みが生じたとき等）は、速やかに移行計画の変更認定申請を行うこと。

第二　移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更について

１　認定医療法人は、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について、速やかに都道府県知事に申請すること。

２　認定医療法人が移行計画に沿って持分なし医療法人に移行した場合、定款変更について、速やかに都道府県知事に申請すること。

３　定款変更の申請を受け付けた都道府県においては、持分なし医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務処理されたいこと。

第三　移行計画の認定に伴って行う出資持分の放棄について

１　出資者等が出資持分の放棄を行う場合は、医療法施行規則附則第 60 条第４項に規定する出資持分の放棄申出書（附則様式第７）によるものとすること。

２　出資者等から「出資持分の放棄申出書」（附則様式第７）の提出があった場合、当該申出書の「６　放棄日」に記載された日において放棄の効果が生じることから、医療法人においては、当該放棄日をもって、出資者名簿の書き換えを行うこと。

第四　移行計画に関連する税制措置等について

１　納税猶予の適用を受ける出資者等による譲渡その他の持分の処分があった場合、当該出資者等が所属する認定医療法人が移行期限までに持分なし医療法人に移行できなかった場合、又は当該認定医療法人が解散若しくは合併により消滅（合併により法人が消滅するため、移行計画の認定が取り消される場合に限る。）した場合は、納税猶予の期限が確定することから、相続税又は贈与税を納付すること。

　また、これらの事象が生じた場合には、遅滞なくその旨等を納税猶予を受けた出資者等の納税地の税務署長に通知しなければならないため、その旨を速やかに厚生労働省医政局医療経営支援課あて連絡されたいこと。

2　基金拠出型医療法人へ移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されることになるので留意されたいこと。

なお、基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった日から２月を経過する日が、納税猶予の期限となるので留意されたいこと。

3　持分なし医療法人への移行にあたり、相続税法（昭和 25 年法律 73 号）第 66 条第４項の規定に該当する場合は、医療法人に対して贈与税が課されることがあることについては、従来どおりであるので留意されたいこと。

担当部署
厚生労働省医政局医療経営支援課
〒100-8916　東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL：03-5253-1111（内線 2672）
03-3595-2261（直通）
FAX：03-3580-9644

「持分なし医療法人」への

移 行 に 関 す る 手 引 書

平成２６年９月発行

厚生労働省医政局医療経営支援課

目　　次

第１章　「持分なし医療法人」への移行促進策
　第１節　持分なし医療法人への移行促進策の概要と支援・・・・・・　３

第２章　移行計画の認定制度
　第１節　持分なし医療法人への移行の検討・・・・・・・・・・・・・　４
　第２節　移行計画の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　第３節　移行計画の変更認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　第４節　移行計画の認定取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　第５節　実施状況報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　第６節　持分なし医療法人への移行完了・・・・・・・・・・・・・・　８
　　【図】認定制度の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　　【図】移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　第７節　提出書類への記載方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　　【記載例】移行計画認定申請書（附則様式第１）・・・・・・１０
　　【記載例】移行計画（附則様式第２）・・・・・・・・・・・・１１
　　【記載例】出資者名簿（附則様式第３）・・・・・・・・・・・１４
　　【記載例】事務担当者連絡先（別紙１）・・・・・・・・・・・１５
　　【記載例】移行計画変更認定申請書（附則様式第４）・・・・１６
　　【記載例】実施状況報告書（附則様式第５）・・・・・・・・１７
　　【記載例】出資持分の状況報告書（附則様式第６）・・・・・１８
　　【定款例】認定医療法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　　【定款例】持分なし医療法人・・・・・・・・・・・・・・・・２６

第３章　相続税・贈与税の納税猶予等の税制措置について
　第１節　相続税の納税猶予等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　第２節　贈与税の納税猶予等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　第３節　納税猶予の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　第４節　猶予税額免除の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
　第５節　税額計算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
　第６節　基金拠出型医療法人へ移行した場合の猶予税額の取り扱い・３５
　第７節　持分を放棄しなかった場合の猶予税額の取り扱い・・・・・３６
　第８節　放棄申出書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
　　【記載例】出資持分の放棄申出書（附則様式第７）・・・・・３７

第４章　融資制度について
　第１節　新たな経営安定化資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
　第２節　貸付限度額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
　第３節　貸付条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

第４節　審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

第５章　その他
第１節　持分なし医療法人への移行促進策の事前準備・・・・・・・３９
第２節　持分なし医療法人へ移行した場合の医療法人の課税関係・・３９
第３節　基金拠出型医療法人へ移行した場合の出資者の課税関係・・３９
【図】持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行
に関する税制について・・・・・・・・・・・・・・・・４０
【参考】持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑
応答集（Ｑ＆Ａ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
第４節　参考となる通知・解説等・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
第５節　申請・相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

第１章　「持分なし医療法人」への移行促進策

ここでは、持分なし医療法人への移行促進策の概要について説明します。

第１節　持分なし医療法人への移行促進策の概要と支援

１　概要

医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための出資持分払戻などにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し医療を継続して安定的に提供していけるようにするため、医療法人の任意の選択を前提としつつ、以下のような移行促進策を講じました。

２　移行計画の認定制度

移行について計画的な取組を行う医療法人を、国が認定する仕組みを導入することとし、この仕組みを法律に位置づけました。

移行計画の認定制度の実施期間は、法律の施行日である平成 26 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの 3 年間です。

３　移行計画の認定を受けた医療法人への支援

①税制措置

相続人が持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が相続税の申告期限までに移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、その持分に対応する相続税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、持分の全てを放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

また、移行計画の認定を受けた医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者に贈与税が課される場合、その放棄により受けた経済的利益に対応する贈与税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

※持分なし医療法人に移行した際、相続税法第 66 条第 4 項の規定に該当するときは、医療法人に対して贈与税が課される場合があることについては、従来どおりです。

Ｐ．３９の第５章第２節及びＰ．４０「持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について（贈与税非課税基準について）」を参照してください。

②融資制度

出資持分の払戻が生じ、資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸付けを受けることができます。

第２章　移行計画の認定制度

第１章に記載した移行計画の認定制度について、具体的な手続きの流れなどを整理します。

第１節　持分なし医療法人への移行の検討

１　持分なし医療法人への移行について

第１章　第１節の「１　概要」にも記載したとおり、「持分なし医療法人」への移行促進策は、医療法人の任意の選択によるものであり、移行を強制するものではありません。

また、持分なし医療法人への移行にあたって、必ずしも移行計画の認定制度を利用しなければならないものではありません。医療法人内で持分なし医療法人への移行について検討した結果、相続税・贈与税や持分払戻の問題がないのであれば、移行計画の認定は受けずに、従来どおり定款変更によって持分なし医療法人へ移行することもできます。

２　事前準備

持分なし医療法人への移行を検討される場合、十分に時間をかけて事前準備を行うことが、スムーズな移行への鍵となります。

STEP1　医療法人内での検討体制の整備

①移行検討委員会等の立ち上げ

②担当理事の選任　等

STEP2　持分なし医療法人への移行についての検討

①移行を予定する持分なし医療法人の法人類型（社会医療法人、特定医療法人、基金拠出型医療法人、その他の持分なし医療法人）の検討

②公認会計士、税理士、コンサルティング会社等を交えた各種シミュレーションの実施

・法人資産の評価

・移行する場合、しない場合の税制面等のメリット・デメリットの検討

・移行スケジュールの策定　等

※社会医療法人に移行する場合は実績要件等の基準を満たす必要があること、特定医療法人に移行する場合には国税庁の審査をクリアする必要があることなど、基金拠出型医療法人やその他の持分なし医療法人に移行する以上に、移行のハードルは高くなりますので、準備期間も含めて無理のない移行スケジュールを策定するようにしてください。

また、移行計画の認定は１回限りです。認定後に取消となることがないよう、十分検討した上で申請してください。

STEP3　医療法人関係者への事前説明

①出資者への持分なし医療法人への移行に関する事前説明と持分放棄の意向確認

第２節　移行計画の認定

１　移行計画の認定について

持分なし医療法人への移行を希望される医療法人で、税制措置や融資制度を利用される場合は、以下の手続きが必要になります。

①移行計画の申請

②移行計画の認定を受けた旨を記載した定款への変更

２　手続きのステップ

STEP1　移行計画の申請

①移行計画の申請について、社員総会で議決を得る。

※STEP2 の定款変更についても同時に議決を得る。

②厚生労働大臣あてに移行計画の申請を行う。

※都道府県は経由せず、直接厚生労働省に提出してください。

③申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。

・移行計画認定申請書（附則様式第１）

・移行計画（附則様式第２）

・出資者名簿（附則様式第３）

・定款（案）（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び新旧対照表

・社員総会の議事録

・直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。）の貸借対照表及び損益計算書

※移行計画については、税制措置を受ける場合に、Ｐ．３３の「第３章 第３節 STEP1」の 「③認定移行計画の写し」として提出する必要がありますので、理事長印を押印した移行計画の写しを保存しておいてください。

④その他

移行計画の認定にあたって、事務を円滑に進めるため、事務担当者の連絡先等について、別紙１を併せて提出してください。

STEP2　定款変更

①移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について、社員総会で議決を得る。

※STEP1 の移行計画の申請の議決と同時に社員総会の議決を得る。

②厚生労働省から移行計画の認定通知書を受理したら、速やかに都道府県知事あてに定款変更の申請を行う。

③定款変更の申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。

・定款（案）（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記

載したもの）及び新旧対照表
・社員総会の議事録
・移行計画の認定通知書の写し

④定款変更の認可を受けた場合は、厚生労働大臣あてに報告する必要があります。
詳しくは、次ページの「第６節　実施状況報告」で説明します。
※定款の作成にあたっては、Ｐ．２０の「認定医療法人の定款例」を参考としてください。

第３節　移行計画の変更認定

１　移行計画の変更認定について

以下の理由により、移行計画の内容に変更が生じた場合には、移行計画の変更認定が必要となります。

①移行期間中に認定医療法人が他の持分あり医療法人と合併し、持分あり医療法人として存続法人となった場合。
②移行計画の認定時には、融資制度の利用見込みを「無」としていたものの、融資制度の利用見込みが生じた場合。

２　手続きのステップ

STEP1　移行計画の変更について、社員総会で議決を得る。

STEP2　厚生労働大臣あてに移行計画の変更認定申請を行う。
※合併により移行計画を変更する場合は、合併後に申請する。

STEP3　変更認定申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。
・移行計画変更認定申請書（附則様式第４）
・変更後の移行計画（附則様式第２）
・移行計画の認定通知書の写し
・変更前の移行計画（附則様式第２）の写し
・社員総会の議事録
・合併に伴い移行計画を変更する場合は、上記の書類に加えて、出資者名簿（附則様式第３）、定款（合併後のもの）、定款変更認可書の写し、医療法人合併認可書の写し及び他の医療法人と合併したことを証明できる書類（社員総会の議事録、合併協議会の議事録等）

第４節　移行計画の認定取消

１　移行計画の認定取消について

以下の場合には、移行計画の認定が取り消されます。

①持分なし医療法人への移行に向けた取組を行っていないとき。
②移行計画の認定を受けた日から３ヶ月以内に、移行計画の認定を受けた旨の定款変更の認可を受けなかったとき

③認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。
④認定医療法人が他の医療法人と合併し、消滅したとき。
⑤移行計画が、偽りその他の不正行為により作成されたことが判明したとき。
⑥認定医療法人が、移行計画の変更について、厚生労働大臣の認定を受けなかったとき。
⑦移行計画の実施状況について、厚生労働大臣に報告しなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき。
⑧移行計画の認定から移行期限（３年を上限）までに持分なし医療法人に移行できなかったとき。

２　解散、合併に関する事実確認について

１の③、④に該当するときは、解散前又は合併前に以下の書類の提出をお願いします。

・解散による場合は、医療法人の解散を証明できる書類（社員総会の議事録等）
・合併により消滅する場合は、他の医療法人と合併することを証明できる書類（社員総会の議事録、合併協議会の議事録等）

第５節　実施状況報告

１　実施状況報告について

認定医療法人となった場合、厚生労働大臣に対して以下の実施状況報告が必要となります。

①移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更について、都道府県知事の認可を受けた場合。
（施行規則附則第 60 条第 2 項関係）
②認定を受けてから２年間、認定を受けた日から１年を経過するごとの、持分なし医療法人への移行の進捗状況。
（施行規則附則第 60 条第 1 項関係）
③放棄、払戻、譲渡、相続、贈与などにより、出資持分の処分が生じた場合。
（施行規則附則第 60 条第 3 項関係）
※租税特別措置法の規定により、納税猶予の特例適用者が死亡した場合には、相続人が権利を承継することから、その場合も実施状況報告をしてください。
④持分なし医療法人への移行の定款変更について、都道府県知事の認可を受けた場合。
（施行規則附則第 60 条第 2 項関係）
※④の場合については、次の第６節で説明します。

２　報告のステップ

STEP1　①～④の状況が生じてから３ヶ月以内に、厚生労働大臣あてに実施状況報告を行う。

STEP2　実施状況報告にあたっての必要書類は以下のとおりです。

・実施状況報告書（附則様式第５）

※①、④の場合は、以下の書類も必要です。

・定款および新旧対照表

・定款変更の認可書の写し

※定款の作成にあたっては、Ｐ．２６の「持分なし医療法人の定款例」を参考としてください。

※③の場合は、以下の書類も必要です。

・出資者名簿（附則様式第３）

・出資持分の状況報告書（附則様式第６）

・出資持分の放棄申出書（附則様式第７）の写し・・・持分の放棄があった場合のみ提出してください。

第６節　持分なし医療法人への移行完了

１　移行完了へ向けた手続き

持分なし医療法人への移行を完了させるために、以下の手続きが必要になります。

①都道府県知事あてに持分なし医療法人への定款変更の申請

②厚生労働大臣あてに移行完了報告

２　手続きのステップ

STEP1　移行完了のための定款変更の申請

①持分なし医療法人への移行のための定款変更について、社員総会で議決を得る。

②都道府県知事あてに定款変更の申請を行う。

③報告にあたっての必要書類は以下のとおりです。

・定款及び新旧対照表

・社員総会の議事録

STEP2　持分なし医療法人への移行完了報告

①厚生労働大臣あてに実施状況報告書（附則様式第５）を提出する。

②報告にあたっての必要書類は以下のとおりです。

・出資持分の状況報告書（附則様式第６）

・都道府県知事の定款変更認可書の写し

・定款及び新旧対照表

・社員総会の議事録

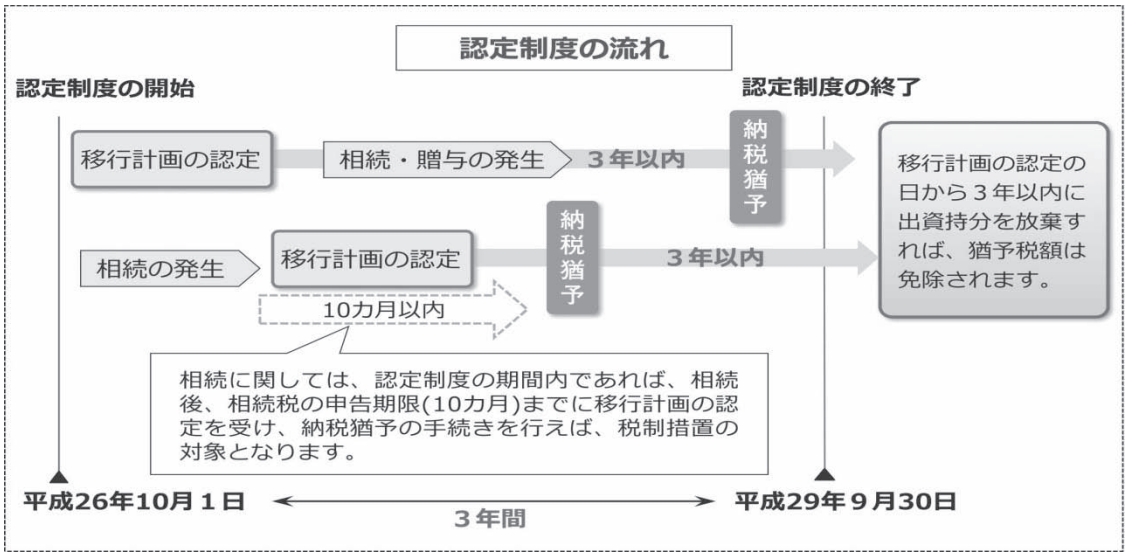
認定制度の流れ
認定制度の開始
認定制度の終了
移行計画の認定
相続・贈与の発生
3年以内
納税猶予
移行計画の認定の日から3年以内に出資持分を放棄すれば、猶予税額は免除されます。
相続の発生
移行計画の認定
納税猶予
3年以内
10カ月以内
相続に関しては、認定制度の期間内であれば、相続後、相続税の申告期限(10カ月)までに移行計画の認定を受け、納税猶予の手続きを行えば、税制措置の対象となります。
平成26年10月1日
3年間
平成29年9月30日

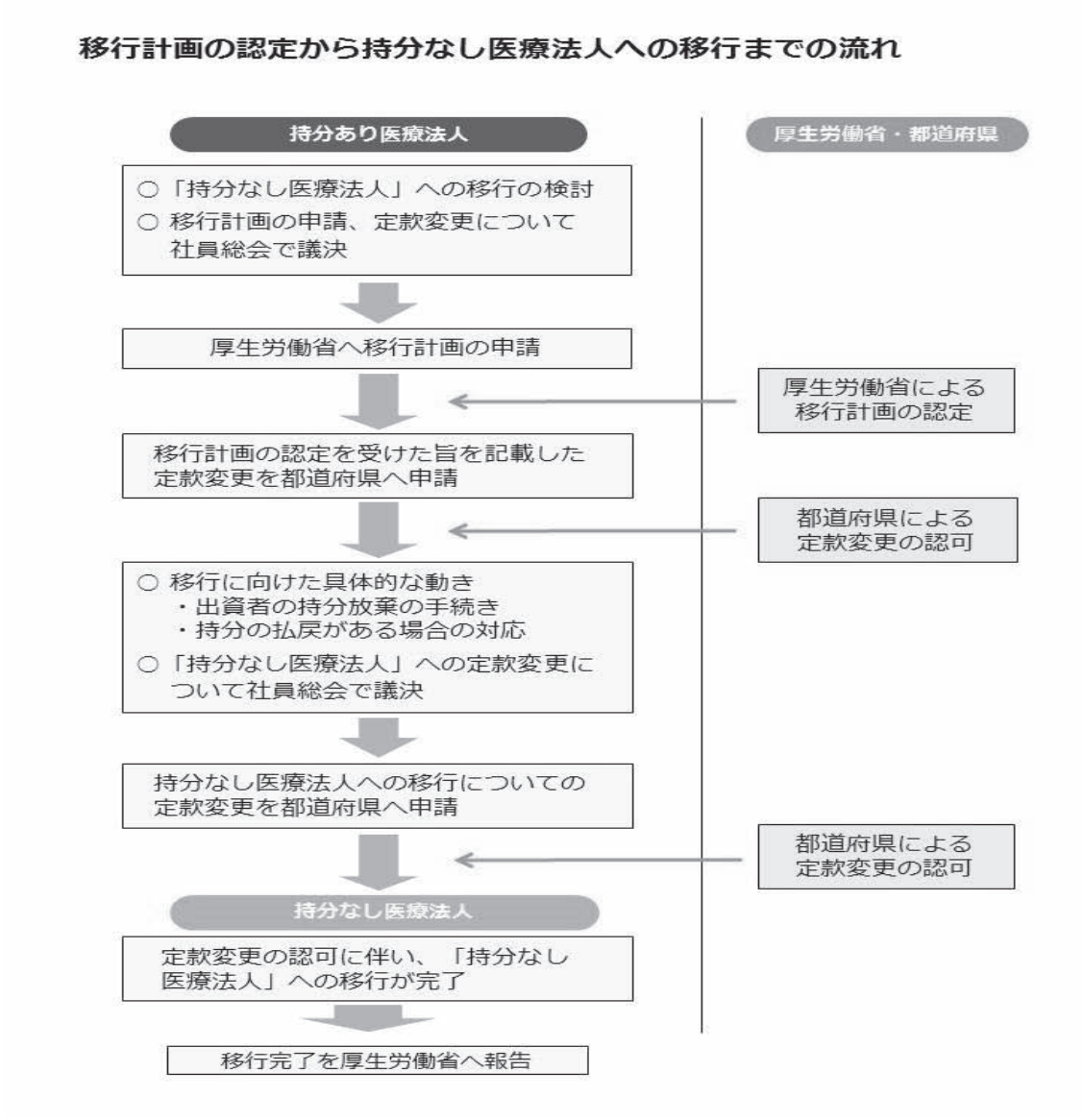
移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ
持分あり医療法人
厚生労働省・都道府県
○「持分なし医療法人」への移行の検討
○ 移行計画の申請、定款変更について社員総会で議決
厚生労働省へ移行計画の申請
厚生労働省による移行計画の認定
移行計画の認定を受けた旨を記載した定款変更を都道府県へ申請
都道府県による定款変更の認可
○ 移行に向けた具体的な動き
・出資者の持分放棄の手続き
・持分の払戻がある場合の対応
○「持分なし医療法人」への定款変更について社員総会で議決
持分なし医療法人への移行についての定款変更を都道府県へ申請
都道府県による定款変更の認可
持分なし医療法人
定款変更の認可に伴い、「持分なし医療法人」への移行が完了
移行完了を厚生労働省へ報告

第７節　提出書類への記載方法

第２～６節に係る各種書類の記載方法については、以下の【記載例】を参考としてください。

附則様式第１（附則第 56 条第１項関係）

移行計画認定申請書

平成２７年１０月　１日

厚生労働大臣　　殿

医療法人の公印を押印してください。

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1
法　人　名：医療法人　○○会
代表者の氏名：理事長　□□　□□　　印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第 10 条の 3 第１項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　法人の設立年月日　　昭和６０年　４月　１日

２　法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設名等

医療機関等の名称	所　在　地
○○病院	東京都千代田区□□1-1-1
□□診療所	東京都千代田区□□1-1-2
介護老人保健施設　△△苑	東京都千代田区□□1-1-3

３　現在の法人類型

（　　）　イ　出資額限度法人
（ ○ ）　ロ　出資額限度法人以外の医療法人

附則様式第２（附則第 56 条第２項関係）

移行計画

平成２７年１０月　１日

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1
法　　人　　名：医療法人　○○会
代表者の氏名：理事長　□□　□□　　印

医療法人の公印を押印してください。

記

１　移行しようとする法人類型
（　　）　イ　社会医療法人
（　　）　ロ　特定医療法人
（○）　ハ　基金拠出型医療法人
（　　）　ニ　イからハまでに掲げる医療法人以外の医療法人

２　移行に向けた取組の内容

・平成２６年１０月～
　移行検討委員会の立ち上げ
　法人資産と各出資者の持分の算定
　移行のメリット・デメリットについての検討　等
　相続税、贈与税等の試算
　出資者への移行の説明と持分放棄の意向確認
・平成２７年　８月
　社員総会の開催：移行計画の申請、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について議決
・平成２７年１０月
　移行計画の申請
　定款変更の申請
・平成２８年　１月～
　出資者への持分放棄の調整
　出資持分払戻の資金調達の検討
・平成２８年　７月
　経営安定化資金の申請
・平成３０年　６月
　社員総会の開催：持分なし医療法人への移行について議決
・平成３０年　７月
　定款変更の申請
・平成３０年　９月
　持分なし医療法人への移行完了

できるだけ具体的に記載してください。

3　移行に向けた検討の体制

・移行検討委員会
　社員（理事を含む）5名および顧問税理士、顧問弁護士の7名で構成
　原則月１回開催
　移行のメリット・デメリットについての検討
　出資者への移行の説明と持分放棄の意向確認（対応者：担当理事、顧問税理士、顧問弁護士）
　検討内容の社員総会への報告

・担当理事：○○　○○

4　出資持分の放棄又は払戻の見込み

出資者数　　：　１０人
持分放棄の見込み：　９人（全部放棄：　９人、一部放棄：　　人）
持分払戻の見込み：　１人（全部払戻：　１人、一部払戻：　　人）
持分払戻見込み額：　１億５，０００万円

基金拠出型医療法人へ移行する場合
　基金拠出予定者数：　９人
　基金拠出予定総額：　１，５００万円

※1）持分の一部を放棄し、一部を払戻する出資者については「持分放棄の見込み」及び「持分払戻の見込み」の「一部払戻」の欄に、それぞれ記載すること。

申請時点での、見込み人数、見込み金額等を記載してください。

5　移行の期限

平成３０年　９月３０日まで

6　融資制度利用の見込み

利用の見込み	（ ○ ）有　・　（　　）無
融資申請予定額：	１億５，０００万円

7　合併の見込み

合併の見込み	（ ○ ）有　・　（　　）無	
合併の方式	（ ○ ）吸収合併　・　（　　）新設合併	
吸収合併の場合の法人の状況	（ ○ ）存続　・　（　　）消滅	
合併の相手方	法人所在地	東京都千代田区△△3-4-5-6
	法　人　名	医療法人社団　▼▼会
	代表者の氏名	◇◇　◇◇
合併の時期	平成３０年　４月頃	

出資者名簿の書き換えを行った場合、日付も必ず更新してください。
放棄を行った場合は、放棄申出書に記載された日とするなど、適切な日付としてください。

附則様式第３（附則第 57 条第２項関係）

出　資　者　名　簿

法　人　名：医療法人　○○会
代表者の氏名：理事長　□□　□□

平成２７年１０月　１日現在

No.	出資者の氏名又は名称	住　所	出資年月日	出資金額	持分放棄の見込み
1	△△　△△	東京都千代田区□□1-2-3	昭和 60 年２月１日	3,000,000 円	有・無
2	△△　○○	東京都千代田区□□1-2-3	昭和 60 年２月１日	1,000,000 円	有・無
3	△△　□□	東京都千代田区□□4-5-6	昭和 60 年２月１日	1,000,000 円	有・無
4	△△　◇◇	東京都千代田区□□4-5-7	昭和 60 年２月１日	1,000,000 円	有・無
5	○○　○○	東京都千代田区□□5-6-7	昭和 60 年２月１日	1,000,000 円	有・無
6	○○　△△	東京都千代田区□□5-6-7	昭和 60 年２月１日	2,000,000 円	有・無
7	○○　□□	東京都千代田区□□5-6-8	昭和 60 年２月１日	2,000,000 円	有・無
8	□□　□□	東京都千代田区□□6-7-8	昭和 60 年２月１日	2,000,000 円	有・無
9	□□　○○	東京都千代田区□□6-7-8	昭和 60 年２月１日	2,000,000 円	有・無
10	▼▼　▼▼	東京都千代田区□□9-8-7	昭和 60 年２月１日	3,000,000 円	有・無
11				円	有・無
12				円	有・無
13				円	有・無
14				円	有・無
15				円	有・無
16				円	有・無
17				円	有・無
18				円	有・無
19				円	有・無
20				円	有・無
	合　計			18,000,000 円	

放棄等が生じた場合は、必ず出資者名簿の書き換えを行ってください。

注　出資持分の放棄、払戻、譲渡、相続、贈与があった場合は、出資者名簿の書き換えを行うこと。

別紙１

持分なし医療法人への移行促進策に係る事務担当者連絡先

１　医療法人名：医療法人　○○会

２　担当者職名：△△病院　事務長

３　担当者氏名：◇◇　◇◇

４　電 話 番 号：０３－＊＊＊＊－＊＊＊＊（内線＊＊＊＊）
　　０３－＊＊＊＊－＊＊＊＊（直通）

５　FAX 番 号：０３－＊＊＊＊－＊＊＊＊

６　メールアドレス：******-**********@***. **. **

７　その他特記事項：

附則様式第４（附則第 58 条第１項関係）

移行計画変更認定申請書

平成２８年１０月　１日

厚生労働大臣　　殿

医療法人の公印を押印してください。

法 人 所 在 地：東京都千代田区□□1-1-1
法　　人　　名：医療法人　○○会
代表者の氏名：理事長　□□　□□　　印

平成２７年１１月１日付け番○○○○号の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第 10 条の 3 第 1 項の認定について、下記のとおり変更したいので、同法附則第 10 条の 4 第 1 項の認定を申請します。

記

《記載例１》

移行計画申請時は、融資制度の利用見込みは無としていたが、出資者の１名に持分払戻の意向があり、その資金調達方法として融資制度の利用を申請したいため。

融資申請予定額：１億５，０００万円

《記載例２》

移行計画申請時は、医療法人間の合併の見込みは無としていたが、医療法人○○○会と吸収合併を行い、当法人が存続法人となる予定のため。

合併の相手方等については、別添移行計画のとおり。

附則様式第５（附則第 60 条第１項から第３項まで関係）

実施状況報告書

平成２８年１２月　１日

厚生労働大臣　　殿

医療法人の公印を押印してください。

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1
法　　人　　名：医療法人　○○会
代表者の氏名：理事長　□□　□□　　印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第 10 条の８の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。

記

１　実施状況報告の種別　（ ○ ）医療法施行規則附則第 60 条第１項に基づく報告
（　　）同条第２項に基づく報告
（移行計画の認定を受けた旨の定款変更）
（　　）同条第２項に基づく報告
（新医療法人へ移行する旨の定款変更）
（　　）同条第３項に基づく報告

２　報告が必要となった理由が生じた日　　平成２８年１１月　１日

３　新医療法人への移行の進捗状況等

・平成２８年　１月～
出資者への持分放棄の調整中
出資持分払戻の資金調達の検討中
・平成２８年　７月
経営安定化資金の申請

第 60 条第１項
認定を受けた日から２年間、１年を経過するごとの報告

第 60 条第３項
出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与があった場合の報告

持分なし医療法人へ移行した際の記入例

基金に拠出した額については、「持分払戻額 C」欄ではなく「基金拠出額 G」欄に記入してください。

附則様式第 6（附則第 60 条第 3 項第 2 号関係）

法　人　名：医療法人○○会

出　資　持　分　の　状　況　報　告　書

No.	出資者名	出資額 A	出資持分評価額 B	出資割合 (%)C	持分放棄額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合計 D+E+F+G=H
1	△△　△△	3,000,000 円	150,000,000 円	16.67%	147,000,000 円	円	円	3,000,000 円	150,000,000 円
2	△△　○○	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	49,000,000 円	円	円	1,000,000 円	50,000,000 円
3	△△　□□	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	49,000,000 円	円	円	1,000,000 円	50,000,000 円
4	△△　◇◇	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	49,000,000 円	円	円	1,000,000 円	50,000,000 円
5	○○　○○	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	49,000,000 円	円	円	1,000,000 円	50,000,000 円
6	○○　△△	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	98,000,000 円	円	円	2,000,000 円	100,000,000 円
7	○○　□□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	98,000,000 円	円	円	2,000,000 円	100,000,000 円
8	□□　□□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	98,000,000 円	円	円	2,000,000 円	100,000,000 円
9	□□　○○	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	98,000,000 円	円	円	2,000,000 円	100,000,000 円
10	▼▼　▼▼	3,000,000 円	150,000,000 円	16.67%	円	150,000,000 円	円	円	150,000,000 円
～　（　省　略　）　～									
計		18,000,000 円	900,000,000 円	100.00%	735,000,000 円	150,000,000 円	円	15,000,000 円	900,000,000 円

「出資持分評価額 B」欄の合計と、「合計 D+E+F+G+=H」欄の合計は金額が合致するようしてください。

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等

出資者 9 名については、持分放棄に同意し、出資額部分を基金に振り替えた。
出資者▼▼　▼▼については、持分放棄に同意せず、平成 28 年 12 月 20 日に退社し持分払戻を行った。

注意書きに記載のとおり、できるだけ詳細に記載してください。

注　「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、日付、内容、理由等について具体的に記載すること。

相続が生じた場合の記入例

附則様式第６（附則第 60 条第３項第２号関係）

法　人　名：医療法人○○会

出　資　持　分　の　状　況　報　告　書

No.	出資者名	出資額 A	出資持分評価額 B	出資割合 (%)C	持分放棄額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合計 D+E+F+G=H
1	△△　○○	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
2	△△　□□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
3	△△　◇◇	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
4	○○　○○	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	円	円	円	円	円
5	○○　△△	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
6	○○　□□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
7	□□　□□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
8	□□　○○	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
9	▼▼　▼▼	3,000,000 円	150,000,000 円	16.67%	円	円	円	円	円
10		円	円	%	円	円	円	円	円

～　（　省　略　）　～

計		18,000,000 円	900,000,000 円	100.00%	円	円	円	円	円

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等

出資者：△△　△△が平成＊＊年＊月＊＊日に死去したことに伴い、子である△△　○○、△△　□□、△△　◇◇の３名が△△　△△の出資持分（出資額：3,000,000 円）を１／３ずつ相続した。

これにより、相続人の出資額は以下のとおり変更となった。なお、出資持分評価額については上記 B 欄のとおりとなる。

△△　○○　自己保有分 1,000,000 円＋相続分 1,000,000 円＝2,000,000 円

△△　□□　自己保有分 1,000,000 円＋相続分 1,000,000 円＝2,000,000 円

△△　◇◇　自己保有分 1,000,000 円＋相続分 1,000,000 円＝2,000,000 円

注意書きに記載のとおり、できるだけ詳細に記載してください。

注　「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、日付、内容、理由等について具体的に記載すること

認定医療法人の定款例

《参照》厚生労働省 HP：従前の「持分の定めのある社団医療法人定款例」を引用

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyoukeiei/shusshigaku03.pdf

社団医療法人の定款例	備　　考
医療法人○○会定款 第１章　名称及び事務所 第１条　本社団は、医療法人○○会と称する。 第２条　本社団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。 第２章　目的及び事業 第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） ２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） 第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営 第３章　社員 第６条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ２　本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 第７条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除　名 (2) 死　亡 (3) 退　社 ２　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。	

第８条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。 第９条　社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。 第４章　資産及び会計 第10条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) ・・・ (2) ・・・ (3) ・・・ ２ 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。 第 11 条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。 第 12 条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第 13 条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。 第 14 条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。 第 15 条　本社団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 ２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。 第 16 条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。 第５章　役員 第 17 条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事　○名以上○名以内 うち理事長１名 (2) 監事　○名	

第 18 条　理事及び監事は、社員総会において選任する。 2　理事長は、理事の互選によって定める。 3　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 4　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 5　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。 第 19 条　理事長のみが本社団を代表する。 2　理事長は本社団の業務を総理する。 3　理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 5　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 20 条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3　役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。 第６章　会議 第 21 条　会議は、社員総会及び理事会の２つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。	

第 22 条　定時総会は、毎年○回、○月及び○月に開催する。 第 23 条　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 ２　社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。 ３　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。 ４　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 第 24 条　次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結 (10) その他重要な事項 第 25 条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 ２　社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。 第 26 条　社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 ２　社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 第 27 条　社員は、社員総会において１個の議決権及び選挙権を有する。	

第 28 条　社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 ２　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 第 29 条　会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第 30 条　社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 ２　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 第７章　定款の変更 第 31 条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、○○県知事の認可を得なければ変更することができない。 第８章　解散及び合併 第 32 条　本社団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し ２　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。 ３　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、○○県知事の認可を受けなければならない。 第 33 条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 ２　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、○○県知事にその旨を届け出なければならない。 ３　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し 第 34 条　本社団が解散した場合の残余財産は、払	

込済出資額に応じて分配するものとする。 第 35 条　本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。 第 9 章　持分の定めのない医療法人への移行 第 36 条　本社団は、移行計画の認定を受けた認定医療法人である。 2　租税特別措置法に基づく相続税・贈与税の納税猶予を受けていた社員（本社団の出資持分を当該納税猶予等に係る担保として提供している者に限る。）について、納税猶予分の税額の猶予期限が確定し、納付義務が生じたにも関わらず、これを履行しなかった場合、第 9 条の規定に関わらず、本社団は担保権者の払戻し請求に応じるものとする。 第 10 章　雑則 第 37 条　本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。 第 38 条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。 附　則 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理 事 長　○　○　○　○ 理　　事　○　○　○　○ 同　　○　○　○　○ 同　　○　○　○　○ 同　　○　○　○　○ 同　　○　○　○　○ 監　　事　○　○　○　○ 同　　○　○　○　○ 附　則 この定款の変更は、平成○○年○○月○○日から施行する。	・移行計画の認定を受けた医療法人である旨を定款に規定する。 ・相続税・贈与税の納税猶予を受けていた出資者等が、納付義務を果たさない場合は、医療法人は担保権者の払戻請求に応じることを規定する。 ・施行日は、定款変更についての都道府県知事の認可があった日とする。

持分なし医療法人の定款例

《参照》厚生労働省 HP :「制度改正後、新たに設立する社団医療法人定款例」を引用

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyoukeiei/ruikei/ruikei17.pdf

社団医療法人の定款例	備　　考
医療法人○○会定款 第１章　名称及び事務所 第１条　本社団は、医療法人○○会と称する。 第２条　本社団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第２章　目的及び事業 第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条及び第 18 条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。
第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	
２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 18 条第３項及び第 19 条第５項において同じ。）
第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

第３章　社員 第６条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ２　本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 第７条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除　名 (2) 死　亡 (3) 退　社 ２　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。	
第８条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。
第４章　資産及び会計 第９条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 ２　本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。	
第 10 条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) ・・・ (2) ・・・ (3) ・・・	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	・社員総会のみの議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとすることが望ましい。（以下、第 13 条及び第 16 条において同じ。）
第 11 条　本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。 第 12 条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第 13 条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。	

第 14 条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第 53 条参照）
第 15 条　本社団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 ２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	
３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第 16 条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。	
第５章　役員	
第 17 条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事　○名以上○名以内 うち理事長１名 (2) 監事　○名	・原則として、理事は３名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、１名又は２名でも差し支えない。（法第 46 条の２参照）なお、理事を１名又は２名置くこととした場合でも、社員は３名以上置くことが望ましい。 ・役員の同族要件については、P. 39 の「第５章 第２節 ③」を参照してください。
第 18 条　理事及び監事は、社員総会において選任する。 ２　理事長は、理事の互選によって定める。	
３　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認可（以下、第 31 条に

4　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 5　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。 第 19 条　理事長のみが本社団を代表する。 2　理事長は本社団の業務を総理する。 3　理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事又は社員総会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 5　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 20 条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3　役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。 第６章　会議 第 21 条　会議は、社員総会及び理事会の２つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。	おいて同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 47 条参照） ・理事の職への再任を妨げるものではない。

第 22 条　定時総会は、毎年○回、○月及び○月に開催する。	・定時総会は、場合によっては年１回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定のため年２回開催することが望ましい。
第 23 条　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 ２　社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。 ３　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。 ４　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。	・総社員の５分の１の割合については、これを下回る割合を定めることができる。
第 24 条　次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結 (10) その他重要な事項	
第 25 条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 ２　社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。	・法第 48 条の３第 10 項参照。
第 26 条　社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 ２　社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではな	

い。
第 27 条　社員は、社員総会において１個の議決権及び選挙権を有する。
第 28 条　社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。
２　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
第 29 条　会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
第 30 条　社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。
２　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第７章　定款の変更
第 31 条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、○○県知事の認可を得なければ変更することができない。

第８章　解散及び合併
第 32 条　本社団は、次の事由によって解散する。
(1) 目的たる業務の成功の不能
(2) 社員総会の決議
(3) 社員の欠亡
(4) 他の医療法人との合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 設立認可の取消し
２　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。
３　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、○○県知事の認可を受けなければならない。
第 33 条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。
２　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、○○県知事にその旨を届け出なければならない。
３　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をする

ことができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し	
第34 条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第31 条に定める公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。） (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの	・持分なし医療法人の定款であるため、残余財産の帰属先から出資者を除くこと。
第 35 条　本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事の認可を得て、他の社団医療法人又は財団医療法人と合併することができる。	
第 9 章　雑則 第 36 条　本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。 第 37 条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。	・認定医療法人の定款例の「第 9 章 持分の定めのない医療法人への移行」を削除する。
附　則 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理 事 長　○　○　○　○ 理　　事　○　○　○　○ 同　　○　○　○　○ 同　　○　○　○　○ 同　　○　○　○　○ 同　　○　○　○　○ 監　　事　○　○　○　○ 同　　○　○　○　○	・法第 44 条第 4 項参照。
附　則 この定款の変更は、平成○○年○○月○○日から施行する。	・施行日は、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について、都道府県知事の認可のあった日とする。
附　則 この定款の変更は、平成○○年○○月○○日から施行する。	・施行日は、持分なし医療法人の定款への変更について、都道府県知事の認可があった日とする。

第３章　相続税・贈与税の納税猶予等の税制措置について

認定医療法人において相続や贈与が発生した場合の、相続税・贈与税の納税猶予及び税額控除（以下、「納税猶予等」という。）の税制措置について、その内容や具体的な手続きについては、財務省のホームページの、トップページ＞税制＞毎年度の税制改正＞税制改正の概要＞平成２６年度＞平成２６年度税制改正の解説の「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」において、詳細な改正内容が記載されていますので、参考としてください。

《参照先：財務省ホームページ》
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/explanation/pdf/p0615_0647.pdf

なお、主な手続きの流れは以下のとおりです。

第１節　相続税の納税猶予等

認定医療法人において、出資者の死亡により相続が発生した場合、出資者の相続人は相続税の納税猶予等を受けることができます。

なお、医療法人が、相続税の期限内申告書の提出期限までに移行計画の認定を受け、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更の認可を受けた上で、相続人が納税猶予等の手続きを行った場合も対象となります。

第２節　贈与税の納税猶予等

認定医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者に贈与税が課される場合、贈与税の納税猶予等を受けることができます。

なお、出資者が持分を放棄する時に、認定医療法人である必要がある点が、相続税の納税猶予等と異なるので注意してください。

第３節　納税猶予等の手続き

相続税･贈与税の納税猶予等を受けようとする相続人や出資者の方は、医療法人および税務署において、以下の手続きが必要となります。

STEP1　医療法人から、以下の書類を交付してもらってください。

①移行計画の認定通知の写し　又は　②定款（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び都道府県の認可通知

③認定移行計画の写し

④出資者名簿の写し（放棄の直前及び放棄の後のもの）

⑤出資者の持分の放棄又は相続があった直前及びその後の出資持分の評価額を計算するための書類

※①､②については､いずれかの書類を交付してもらってください。

STEP2　税務署への納税猶予等申告手続きに必要な書類等

①相続税・贈与税の申告書

※納税猶予等の適用を受けるためには、申告書を期限内に提出するとともに、猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

この手続きが期限内に行われないと、納税猶予等の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

②STEP1 で医療法人から交付された書類

③担保提供に必要な書類等

※出資持分を担保として提供する場合は、質権設定承諾書等の提出が必要になります。質権設定承諾書の詳細については、「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」の P.620～621 を参照していただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

第４節　猶予税額免除の手続き

持分なし医療法人への移行期限までに持分を放棄した場合、猶予税額の免除の手続きを行うことができます。

STEP1　医療法人での書類交付の手続き

①放棄申出書（医療法人に提出したもの）の写し

②出資者名簿の写し（放棄の直前及び放棄の後のもの）

③基金拠出型医療法人へ移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されます。この場合、上記の書類に加え、基金拠出型医療法人の定款の写し、基金拠出の直前において有していた持分の時価評価の評価書を医療法人から交付してもらってください。

STEP2　税務署への猶予税額免除の申請手続きに必要な書類等

①免除の届出書

②STEP1 で医療法人から交付された書類

③猶予税額免除の手続きの際に、納税猶予時に担保提供した持分や資産について、担保権解除の手続きも併せて行いますが、その際に必要な書類や手続き等については、「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」の P.620 を参照していただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

第５節　税額計算の具体例

相続人が、出資持分：２億円（出資額：1,000 万円、利益剰余分：1 億 9,000 万円）、その他財産：１億円、合計３億円を相続（法定相続人は１人とする）した場合で、出資持分：２億円の相続について納税猶予の手続を行い、出資持分を全て放棄して移行期間内に持分なし医療法人

に移行したケースについての税額計算は以下のとおりとなります。

○平成 26 年 12 月 31 日までの相続に係るもの

① 全ての相続財産から税額を算出

1) 課税遺産 3 億円－（5,000 万円＋1,000 万円×1 人）
基礎控除 ＝ 2 億 4,000 万円

2) 税額計算 2 億 4,000 万円×40% －1,700 万円＝ 7,900 万円
税率 控除額

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

1) 課税遺産 2 億円－（5,000 万円＋1,000 万円×1 人）
基礎控除 ＝ 1 億 4,000 万円

2) 税額計算 1 億 4,000 万円×40% －1,700 万円＝ 3,900 万円
税率 控除額 （猶予税額）

③ 納税額 7,900 万円－ 3,900 万円＝ 4,000 万円

○平成 27 年 1 月 1 日からの相続に係るもの

① 全ての相続財産から税額を算出

1) 課税遺産 3 億円－（3,000 万円＋600 万円×1 人）
基礎控除 ＝ 2 億 6,400 万円

2) 税額計算 2 億 6,400 万円×45% －2,700 万円＝ 9,180 万円
税率 控除額

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

1) 課税遺産 2 億円－（3,000 万円＋600 万円×1 人）
基礎控除 ＝ 1 億 6,400 万円

2) 税額計算 1 億 6,400 万円×40% －1,700 万円＝ 4,860 万円
税率 控除額 （猶予税額）

③ 納税額 9,180 万円－ 4,860 万円＝ 4,320 万円

第６節 基金拠出型医療法人へ移行した場合の猶予税額の取り扱い

持分なし医療法人の一類型である「基金拠出型医療法人」に移行した場合の猶予税額の取り扱いは以下のとおりとなります。

①第４節の STEP1 の③にも記載したとおり、基金拠出型医療法人へ移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されることになります。

②基金拠出型医療法人へ移行した場合の税額計算の詳細については、「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」のP.622～623を参照してください。

③なお、税額計算にあたって、出資持分評価額は時価評価に基づき算出されますので、移行完了報告の際に提出いただく出資持分の状況報告書（附則様式第６）の「出資持分評価額　Ｂ」欄には、これにより算出した額を記載してください。

第７節　持分を放棄しなかった場合の猶予税額の取り扱い

持分を放棄する見込みで、納税猶予の申告を行ったにもかかわらず、以下の項目に該当した場合は、猶予税額は免除されず、猶予税額と利子税を合わせて納付しなければなりません。

①持分の全部または一部の払戻を受けた場合。

②持分の譲渡をした場合。

③出資者や相続人が持分を放棄せず、認定医療法人が移行期限までに持分なし医療法人に移行しなかった場合。

④認定医療法人が解散した場合。

⑤認定医療法人が合併により消滅した場合。

⑥上記③、④または⑤以外の理由で認定医療法人の移行計画が取り消された場合。

※納税猶予分の税額の納付および認定医療法人に合併があった場合の納税猶予の継続の適否については、租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正のP.622を参考にしてください。

⑦上記①～⑥に該当した場合は、Ｐ．７の「第２章第５節　実施状況報告」に該当しますので、速やかに厚生労働大臣あてに報告してください。

なお、報告の際には、納税猶予を受けている税務署名についても併せて報告してください。

第８節　放棄申出書等

①認定医療法人において、持分放棄の手続きを行う場合は、必ず別添の「放棄申出書」（附則様式第７）を使用してください。

②持分なし医療法人への移行に賛同して持分を放棄する出資者、相続人だけでなく、移行期間中に他の出資者より先に放棄する出資者の方も、「放棄申出書」を必ず使用してください。

③後のトラブルを避けるため、払戻や譲渡についても、当事者間で払戻請求書や譲渡契約書等の書面を交わすようにしてください。

附則様式第７

出資持分の放棄申出書

平成２８年　７月　１日

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1
法　　人　　名：医療法人　○○会
代表者の氏名：理事長　□□　□□　　殿

印鑑登録された印鑑を
押印してください。

住　所：東京都千代田区□□1-2-3
氏　名：△△　△△　　印

私は、下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。

記

１　出 資 先：(法人名) 医療法人　○○会
２　出資者名：△△　△△
３　出資時期：昭和６０年　２月　１日
４　出 資 額：金　３，０００，０００　円
５　放棄の内容：
【全部放棄の場合の記載例】
・出資持分の全て及びこれに基づく一切の請求権
【一部放棄の場合】
・払戻請求を行う、金３，０００，０００円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権
・基金として拠出する、金３，０００，０００円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権
６　放 棄 日：持分なし医療法人への移行に係る定款変更についての都道府県知事の認可のあった日

第４章　融資制度について

第４章では、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸し付けについて説明します。

なお、融資制度については、福祉医療機構のホームページにおいて、詳細な貸付内容等が記載されていますので、参考としてください。

《参照先：福祉医療機構ホームページ》

http://hp.wam.go.jp/guide/iryokashitsuke/tabid/163/Default.aspx

第１節　新たな経営安定化資金

認定医療法人において出資者や相続人から払戻請求が生じ、医療法人の自己資金だけでは対応できず資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸し付けを受けることができます。

第２節　貸付限度額等

①貸付限度額：病院、診療所、介護老人保健施設ともに
２億５，０００万円

②償 還 期 間：８年（うち据置期間１年以内）

第３節　貸付条件

①移行計画の申請時に、融資制度の利用見込みを「有」として認定を受け、持分なし医療法人への移行期間中の医療法人であること。

②移行計画の認定時において、融資制度の利用見込みを「無」としていたものの、その後、融資制度の利用見込みが生じた場合については、厚生労働省あてに移行計画の変更申請を行って認定を受けてください。

③資金の貸付けにあたっては、事前審査および本審査を受けていただく必要があります。

④原則として、担保提供していただきます。

⑤保証については、次のいずれかを選択していただきます。

・保証人不要制度（貸付利率に一定の利率を上乗せします。）

・法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる。

⑥通常の「経営安定化資金」との併用はできません。

第４節　審査

①審査については、事前審査と本審査の２回受けていただく必要があります。

②事前審査

・収支改善計画書、財務諸表等を提出いただき、事前審査を行います。

③本審査

・借入申込前に「経営診断」を受けていただく必要があります。

・医療法人関係者に対して面接を実施し、収支改善計画の内容を確認します。
・提出書類は、収支改善計画書、財務諸表等です。

第５章　その他

第５章では、持分なし医療法人への移行促進策を利用するにあたっての留意事項等について説明します。

第１節　持分なし医療法人への移行促進策の事前準備

第２章の第１節でも説明しましたが、持分なし医療法人への移行促進策の利用にあたっては、事前準備に時間をかけることが重要です。

移行計画の認定は平成 26 年 10 月 1 日から 3 年間であり、移行期限については移行計画の認定を受けた日から 3 年以内としていることから、時間的には十分な準備期間を設けることができます。

移行を急ぐあまり医療法人内での合意が得られなかった、移行計画を十分検討せずに策定したため取り下げざるを得なくなったなどの結果とならないよう、十分な事前準備をお願いします。

第２節　持分なし医療法人へ移行した際の医療法人の課税関係

①持分なし医療法人へ移行した際、相続税法第６６条第４項の規定に該当するときには、医療法人に対して贈与税が課される場合があります。

②医療法人に対する贈与税が非課税となる基準については、次ページの「持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について（贈与税非課税基準について）」を参考としてください。

③なお、上記基準の②中の「役員等（社員は含まれない）」については、「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Ｑ＆Ａ）」のＱ４、５（Ｐ．４２参照）を参考にしてください。

第３節　基金拠出型医療法人へ移行した場合の出資者の課税関係

①出資額部分のみを基金として振り替えた場合は、出資者に対して所得税は課税されません。

②利益剰余分も含めて基金として振り替えた場合は、出資者に対して利益剰余部分に対する額について、みなし配当として所得税が課税されます。（所得税法第 25 条第 1 項第 5 号）

※基金拠出型医療法人へ移行した場合の課税関係については、「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Ｑ＆Ａ）のＱ２、Ｑ３（Ｐ．４１参照）を参考にしてください。

持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について（贈与税非課税基準について）

◎相続税法施行令第33条第3項に基づき、以下の基準に該当する場合には、贈与税は非課税。
（なお、税務当局の個別判断により課税される場合がある。）

① 運営組織が適正であること（医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号の規定による）
- 社会保険診療（租税特別措置法第26条第2項に定める給付、医療、介護、助産、サービス）、健診、助産に係る収入金額が全収入金額の80％超
- 自費患者に対する請求金額が社会保険診療報酬と同一基準
- 医業収入が医業費用の150％以内
- 役員、評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を規定
- 病院、診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載

※医療法第30条の4第2項第2号：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地医療周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）、在宅医療、都道府県知事が特に必要と認める医療

② 役員等（社員は含まれない）のうち親族・特殊の関係がある者は1／3以下であること（定款、寄附行為にその旨の定めがあること）

③ 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと

④ 残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めのないもの）に帰属させること（定款、寄附行為にその旨の定めがあること）

⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと

※ このほか、理事・監事・評議員の定数や選任、理事会・社員総会・評議員会の運営等に関する要件がある。

《参考》持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Ｑ＆Ａ）（抜粋）

Ｑ２．基金拠出型法人に移行する際に、出資者全員が出資額部分のみを基金として振り替えた場合の課税関係はどのようになるのか。

Ａ２．この場合における課税関係は、以下のとおり。

１　各出資者に対する贈与税の課税関係
　各出資者に対して、贈与税は課税されない。

２　各出資者に対する所得税の課税関係
　各出資者に対して、所得税は課税されない。

３　医療法人に対する贈与税の課税関係
医療法人に対して、出資持分（出資額部分＋利益剰余金部分）のうち利益剰余金部分の放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある（相続税法第 66 条第４項）。

４　医療法人に対する法人税の課税関係
医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなかったことにより生じる利益について、法人税は課税されない（法人税法施行令第 136 条の４第２項）。

Ｑ３．基金拠出型法人に移行する際に、利益剰余金部分も含めて基金として振り替えた場合の課税関係はどのようになるのか。

Ａ３．この場合における課税関係は、以下のとおり。

１　各出資者に対する贈与税の課税関係
　各出資者に対して、贈与税は課税されない。

２　各出資者に対する所得税の課税関係
出資持分の払戻しを受けた出資者に対して、利益剰余金部分に相当する額について、みなし配当として所得税が課税される（所得税法第 25 条第１項第５号）。

３　医療法人に対する贈与税の課税関係
　医療法人に対して、贈与税は課税されない。

４　医療法人に対する法人税の課税関係
　医療法人に対して、法人税は課税されない。

Ｑ４．相続税法施行令第 33 条第３項第１号において、いわゆる「同族要件」として、「役員等のうち親族等が占める割合が３分の１以下である」旨規定されているが、ここにいう「役員等」に医療法人の社員は含まれるのか。

Ａ４．含まれない。

（理由）

役員等は、「理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの」と規定されている（相続税法施行令第 32 条）。

医療法人の場合にあっては、業務執行機関を指し、基本的意思決定機関の構成員たる「社員」は役員等に含まれない。

Ｑ５．「同族要件」の判定はいつの時点でなされるのか。

Ａ５．原則として、贈与時点で判定する。ただし、贈与のタイミングに限って「３分の１要件」を満たすように定款変更を行っている場合など、租税回避目的と認められるような事例については、贈与時点のみならず、その前後を通じて判定する場合もある。

（注）「同族要件」を満たす定款の定めがあった場合であっても、実際には、「同族要件」を満たさない役員の選任がなされているときには、運営組織が適正であると認められない場合もある。

なお、国税庁の通達では、判定時期について、贈与時点で要件を満たしていなくても、申告期限までに要件を満たしていればよいものとして取り扱われている。

第４節　参考となる通知・解説等

今般の、持分なし医療法人への移行促進策の利用にあたって参考となる通知、解説、マニュアル等のＨＰのＵＲＬを記載しておきますので、ご活用ください。

１　持分なし医療法人への移行促進策のご案内【厚生労働省】
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/dl/ikousokushin.pdf

２　出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル【厚生労働省】
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyoukeiei/dl/houkokusho_shusshi_07.pdf

３　持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Ｑ＆Ａ）【厚生労働省】
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000035432.pdf

４　租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正（P.616～631）【財務省】
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/explanation/pdf/p0615_0647.pdf

５　融資制度：経営安定化資金【福祉医療機構】
http://hp.wam.go.jp/guide/iryokashitsuke/tabid/163/Default.aspx

第５節　申請・相談窓口

持分なし医療法人への移行促進策に関する各種申請・相談の窓口は以下のとおりです。

①移行計画の申請、報告および制度全般に関する相談の窓口
厚生労働省医政局医療経営支援課
〒100-8916　東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL：03-5253-1111（代表）（内線 2672）
03-3595-2261（直通）
FAX：03-3580-9644

②融資制度の相談窓口
〈施設の開設地が東日本の場合〉
独立行政法人　福祉医療機構　医療貸付部医療審査課
〒105-8486　東京都港区虎ノ門 4-3-13　ﾋｭｰﾘｯｸ神谷町ﾋﾞﾙ 9F
TEL：03-3438-9940
FAX：03-3438-0659

〈施設の開設地が西日本の場合〉
独立行政法人　福祉医療機構　大阪支店医療審査課
〒541-0054　大阪市中央区南本町 3-6-14　ｲﾄｳﾋﾞﾙ 3F
TEL：06-6252-0219
FAX：06-6252-0240

〈施設の開設地が沖縄県の場合〉
沖縄振興開発金融公庫　本店融資第一部産業開発融資班
〒900-8520　沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26
TEL：098-941-1765
FAX：098-941-1915

③移行の具体的な進め方などの相談窓口
公益社団法人　日本医業経営コンサルタント協会　事業第二課
〒102-0075　東京都千代田区三番町 9-15　ﾎｽﾋﾟﾀﾙﾌﾟﾗｻﾞﾋﾞﾙ 5F
TEL：03-5275-6996
FAX：03-5275-6991
※個々の医療法人の事情に特化した継続的な相談については、対応できない場合があります。

④納税猶予等の手続きについて
所轄の税務署へお問い合わせください。

事　務　連　絡
平成２６年１月２３日

各都道府県医務主管課
各地方厚生（支）局管理課
御中

厚生労働省医政局指導課

持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Ｑ＆Ａ）について

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行に関して、今般、移行に係る質疑応答集（Ｑ＆Ａ）を取りまとめたので、御了知の上、貴管内の医療法人に対して周知等お願いしたい。

なお、本質疑応答集については、財務省（主税局）と協議済みであるので、念のため申し添える。

連絡先
〒100-8916　東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省医政局指導課
北川　肇
TEL：03-5253-1111（内 4133）
03-3595-2194（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
FAX：03-3503-8562
E-mail：kitagawa-hajime@mhlw.go.jp

Ｑ１.「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」に移行する際に、出資者全員が出資持分の放棄を行った場合の課税関係はどのようになるのか。

Ａ１．この場合における課税関係は、以下のとおり。

１　各出資者に対する贈与税の課税関係（出資者全員が同時に放棄する場合）

各出資者は何ら経済的利益を受けないため、贈与税は課税されない。

２　各出資者に対する所得税の課税関係

各出資者に対して、所得税は課税されない。

３　医療法人に対する贈与税の課税関係

医療法人に対して、出資持分（出資額部分＋利益剰余金部分）の放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある（相続税法第 66 条第４項）。

４　医療法人に対する法人税の課税関係

医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなかったことにより生じる利益について、法人税は課税されない（法人税法施行令第 136 条の４第２項）。

（注）各出資者に対する贈与税の課税関係（出資者の１人が放棄する場合）

残存出資者に対して、出資持分の放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される（相続税法第９条）。

（理由）

１　「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」に移行する際、出資者全員が、同時に出資持分の放棄を行うと、当該放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益は、結果として、医療法人に帰属することとなる。（各出資者間においては、出資持分の移動はない。）

２　出資持分の払戻しが行われないため、配当とみなされる額はなく、各出資者にはみなし配当課税の課税関係は生じない。

３　一方、医療法人の立場からすると、当該放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益を、各出資者から贈与により取得したものとみなされるため、相続税法第 66 条第４項の規定により贈与税が課税される場合がある。

４　また、持分あり医療法人は、出資者の退社時の出資払戻請求権又は解散時の残余財産分配請求権に応じる義務を負っているが、出資持分の放棄により、当該医療法人は、これらの義務を免れるという経済的利益が生じる。この経済的利益については、法人税法施行令第 136 条の４第２項の規定により、当該医療法人の益金の額に算入しないこととされているため、法人税は課税されない。

（注）出資者の１人が出資持分の放棄を行う場合には、当該放棄に伴う当該出資者の権利の消滅に係る経済的利益は、残存出資者に帰属することとなるため、出

資持分の放棄をした当該出資者から残存出資者への贈与があったものとみなされる。

【Ｑ１の別紙①】

出資持分100%を保有する者がすべての出資持分を放棄し、「基金拠出型法人でない持分なし医療法人」に移行する場合

【課税関係】
１　甲は何ら経済的利益を受けないため、贈与税は課税されない。
２　甲に対して、所得税は課税されない。
３　医療法人に対して、出資持分の放棄に伴う甲の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある（相続税法第66条第４項）。
４　医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなかったことにより生じる利益について、法人税は課税されない（法人税法施行令第136条の４第２項）。

甲

出資持分の100%を保有

【持分あり医療法人】

出資持分を放棄
（持分なし医療法人への移行）

甲

出　資　な　し

【持分なし医療法人】

【上記課税関係の理由】
１…放棄に伴う甲の権利の消滅に係る経済的利益は、医療法人に帰属する。
２…出資持分の払戻しは行われないため、配当とみなされる額はない。
３…医療法人は、放棄に伴う甲の権利の消滅に係る経済的利益を、甲からの贈与により取得したものとみなされる。
４…移行前において、医療法人は、甲の退社時の出資払戻請求権又は解散時の残余財産分配請求権に応じる義務を負っているが、出資持分の放棄により、当該医療法人には、これらの義務を免れるという経済的利益が生じる。

【課税関係３について】
○　不当減少要件（相続税法施行令第33条第３項各号）を満たさない場合には、医療法人に対して、贈与税が課税される。
○　不当減少要件の１つである同族要件を判定する際の基礎となる「役員等」には、医療法人の「社員」は含まれない。（Ｑ４参考）
○　不当減少要件は、原則として贈与時点を基準として判定するが、租税回避目的と認められるような事例については、贈与時点のみならず、その前後を通じて判定する場合もある。なお、国税庁の通達では、判定時期について、贈与時点で要件を満たしていなくても、申告期限までに要件を満たしていれば良いものとして取り扱われている（Ｑ５参照）。

各出資者が出資持分を一斉に放棄し、「基金拠出型法人でない持分なし医療法人」に移行する場合

【課税関係】
１　甲・乙・丙は何ら経済的利益を受けないため、贈与税は課税されない。
２　甲・乙・丙に対して、所得税は課税されない。
３　医療法人に対して、出資持分の放棄に伴う甲・乙・丙の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある（相続税法第66条第４項）。
４　医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなかったことにより生じる利益について、法人税は課税されない（法人税法施行令第136条の４第２項）。

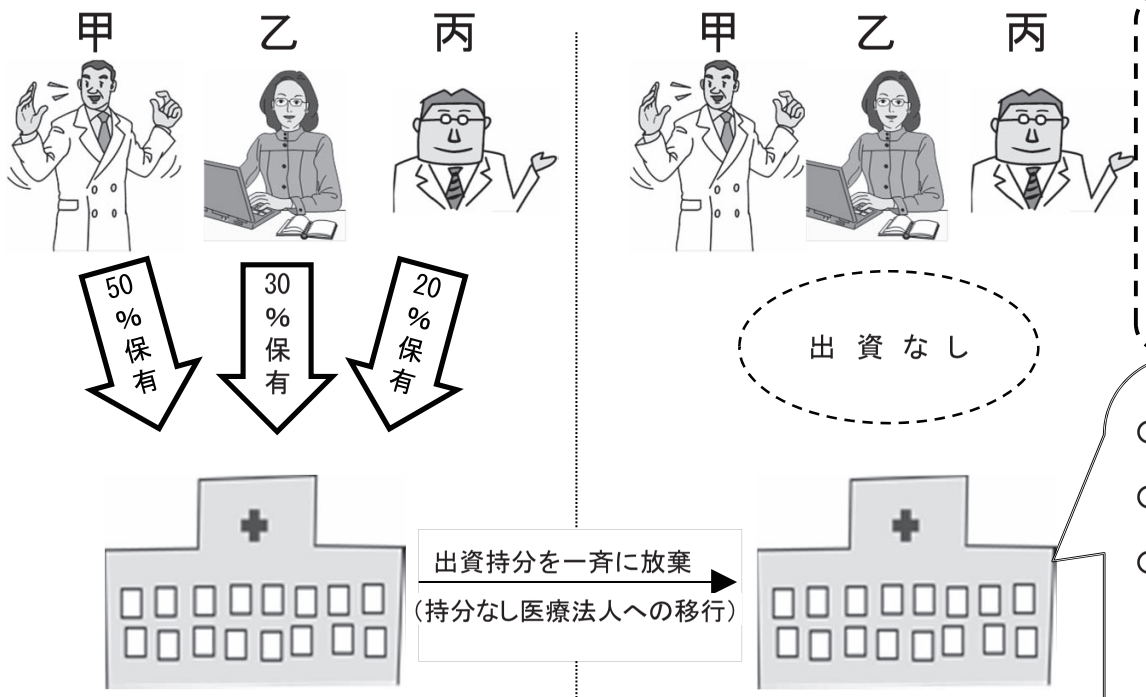

【持分あり医療法人】　【持分なし医療法人】

【上記課税関係の理由】
１…放棄に伴う甲乙丙の権利の消滅　に係る経済的利益は、医療法人に帰属する。（甲乙丙間においては、出資持分の移動はない。）
２…出資持分の払戻しは行われないため、配当とみなされる額はない。
３…医療法人は、放棄に伴う甲乙丙の権利の消滅に係る経済的利益を、甲乙丙からの贈与により取得したものとみなされる。
４…移行前において、医療法人は、甲乙丙の退社時の出資払戻請求権又は解散時の残余財産分配請求権に応じる義務を負っているが、出資持分の放棄により、当該医療法人には、これらの義務を免れるという経済的利益が生じる。

【課税関係３について】
○　不当減少要件（相続税法施行令第33条第３項各号）を満たさない場合には、医療法人に対して、贈与税が課税される。
○　不当減少要件の１つである同族要件を判定する際の基礎となる「役員等」には、医療法人の「社員」は含まれない。（Ｑ４参考）
○　不当減少要件は、原則として贈与時点を基準として判定するが、租税回避目的と認められるような事例については、贈与時点のみならず、その前後を通じて判定する場合もある。なお、国税庁の通達では、判定時期について、贈与時点で要件を満たしていなくても、申告期限までに要件を満たしていれば良いものとして取り扱われている（Ｑ５参照）。
○　この場合の贈与税額は、甲乙丙ごとに、各一人のみから経済的利益を取得したものとみなして算出した贈与税額の合計額となる。

Ｑ２．基金拠出型法人に移行する際に、出資者全員が出資額部分のみを基金として振り替えた場合の課税関係はどのようになるのか。

Ａ２．この場合における課税関係は、以下のとおり。

１　各出資者に対する贈与税の課税関係

各出資者に対して、贈与税は課税されない。

２　各出資者に対する所得税の課税関係

各出資者に対して、所得税は課税されない。

３　医療法人に対する贈与税の課税関係

医療法人に対して、出資持分（出資額部分＋利益剰余金部分）のうち利益剰余金部分の放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある（相続税法第 66 条第４項）。

４　医療法人に対する法人税の課税関係

医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなかったことにより生じる利益について、法人税は課税されない（法人税法施行令第 136 条の４第２項）。

（理由）

１　基金拠出型法人に移行する際、出資額部分のみを基金として振り替えることで、各出資者は利益剰余金部分を放棄することとなり、各出資者が贈与により取得したものとみなされるものはない。

２　基金拠出型法人への移行に際し、「出資額部分のみを基金に振り替える」こととは、出資者の立場からすると、各出資者が有していた「出資持分」のうち出資額部分が、「基金（医療法人に対する債権）」という財産に変わることを意味する。この場合、課税上は、

①出資額部分（Ｘ円）に対し、Ｘ円の払戻しを受け、

②当該Ｘ円を基金として拠出する。

という手続きを踏むものとして取り扱われるため、所得税法上、配当とみなされる額はなく、各出資者にはみなし配当課税の課税関係は生じない。

３　一方、医療法人の立場からすると、出資者全員が出資持分のうち利益剰余金部分の放棄をすることに伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益を、各出資者から贈与により取得したものとみなされるため、相続税法第 66 条第４項の規定により贈与税が課税される場合がある。

４　また、持分あり医療法人は、出資者の退社時の出資払戻請求権又は解散時の残余財産分配請求権に応じる義務を負っているが、利益剰余金部分の放棄により、当該医療法人は、その部分について、これらの義務を免れるという経済的利益が生じる。この経済的利益については、法人税法施行令第 136 条の４第２項の規定により、当該医療法人の益金の額に算入しないこととされているため、法人税は課税されない。

Ｑ３．基金拠出型法人に移行する際に、利益剰余金部分も含めて基金として振り替えた場合の課税関係はどのようになるのか。

Ａ３．この場合における課税関係は、以下のとおり。

１　各出資者に対する贈与税の課税関係

各出資者に対して、贈与税は課税されない。

２　各出資者に対する所得税の課税関係

出資持分の払戻しを受けた出資者に対して、利益剰余金部分に相当する額について、みなし配当として所得税が課税される（所得税法第 25 条第１項第５号）。

３　医療法人に対する贈与税の課税関係

医療法人に対して、贈与税は課税されない。

４　医療法人に対する法人税の課税関係

医療法人に対して、法人税は課税されない。

（理由）

１　基金拠出型法人に移行する際、出資額すべてを基金に振り替えることにより、「出資持分（出資額部分＋利益剰余金部分）」が「基金」に変わるが、各出資者が贈与により取得したものとみなされるものはない。

２　基金拠出型法人への移行に際し、「利益剰余金分も含めて基金に振り替える」とは、出資者の立場からすると、各出資者が有していた「出資持分」のすべてが、「基金（医療法人に対する債権）」に変わることを意味する。この場合、課税上、

①　出資額部分（Ｘ円）に対し、「Ｘ円＋利益剰余金部分」に相当する額の払戻しを受け、

②　当該「Ｘ円＋利益剰余金部分」に相当する額を基金として拠出する。

という手続きを踏むものとして取り扱われる。

①については、所得税法第 25 条第１項第５号の規定により、出資額部分を超える部分（利益剰余金部分）に相当する額の配当があったものとして、みなし配当課税が生じる。

３　一方、医療法人の立場からすると、（Ｑ２とは異なり、）移行に際し、何ら経済的利益を受けないため、相続税法第 66 条第４項の規定による贈与税の課税関係は生じない。

４　上記３と同様、医療法人は何ら経済的利益を受けていないため、法人税の課税関係も生じない。

Ｑ４．相続税法施行令第 33 条第３項第１号において、いわゆる「同族要件」として、「役員等のうち親族等が占める割合が３分の１以下である」旨規定されているが、ここにいう「役員等」に医療法人の社員は含まれるのか。

Ａ４．含まれない。

（理由）

役員等は、「理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの」と規定されている（相続税法施行令第 32 条）。

医療法人の場合にあっては、業務執行機関を指し、基本的意思決定機関の構成員たる「社員」は役員等に含まれない。

Ｑ５．「同族要件」の判定はいつの時点でなされるのか。

Ａ５．原則として、贈与時点で判定する。ただし、贈与のタイミングに限って「３分の１要件」を満たすように定款変更を行っている場合など、租税回避目的と認められるような事例については、贈与時点のみならず、その前後を通じて判定する場合もある。

（注）「同族要件」を満たす定款の定めがあった場合であっても、実際には、「同族要件」を満たさない役員の選任がなされているときには、運営組織が適正であると認められない場合もある。

なお、国税庁の通達では、判定時期について、贈与時点で要件を満たしていなくても、申告期限までに要件を満たしていればよいものとして取り扱われている。

〔参考〕贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて（昭和 39 年６月９日付直審(資)24、直資 77）（抄）

（判定の時期等）

17　法第 66 条第 4 項の規定を適用すべきかどうかの判定は、贈与等の時を基準としてその後に生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、贈与等により財産を取得した法人が、財産を取得した時には法施行令第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしていない場合においても、当該財産に係る贈与税の申告書の提出期限又は更正若しくは決定の時までに、当該法人の組織、定款、寄附行為又は規則を変更すること等により同項各号に掲げる要件を満たすこととなったときは、当該贈与等については法第 66 条第 4 項の規定を適用しないこととして取り扱う。

Ｑ６．医療法人の役員がＭＳ法人（メディカル・サービス法人）を設立している場合は、相続税法施行令第 33 条第３項第２号に規定されている「特別の利益を与えない」との要件を満たさないこととなるのか。

Ａ６．医療法人の役員がＭＳ法人を設立していることのみをもって、「特別の利益を与えない」との要件を満たさないこととはならないものと思われる。

なお、「特別の利益を与えること」について、国税庁の通達にその例が示されている。

例えば、医療法人とＭＳ法人との間に取引がある場合において、その取引が「特別の利益を与えること」に該当するかどうかは、個別の事案に応じて、その対価の適正性など、様々な事情を勘案して総合的に判断するものと思われる。

〔参考〕贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて（昭和 39 年６月９日付直審(資)24、直資 77）（抄）

（特別の利益を与えること）

16　法施行令第 33 条第 3 項第 2 号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合がこれに該当するものとして取り扱う。

(1)　贈与等を受けた法人の定款、寄附行為若しくは規則又は贈与契約書等において、次に掲げる者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合

イ　贈与等をした者

ロ　当該法人の設立者、社員若しくは役員等

ハ　贈与等をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等（以下 16 において「贈与等をした者等」という。）の親族

ニ　贈与等をした者等と次に掲げる特殊の関係がある者（次の(2)において「特殊の関係がある者」という。）

(イ)　贈与等をした者等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ロ)　贈与等をした者等の使用人及び使用人以外の者で贈与等をした者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ハ)　上記(イ)又は(ロ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(ニ)　贈与等をした者等が会社役員となっている他の会社

(ホ)　贈与等をした者等、その親族、上記(イ)から(ハ)までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第 2 条第 10 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(ヘ)　上記(ニ)又は(ホ)に掲げる法人の会社役員又は使用人

(2)　贈与等を受けた法人が、贈与等をした者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合

イ　当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
ロ　当該法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
ハ　当該法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
ニ　当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
ホ　これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
ヘ　これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
ト　これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
チ　これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。
リ　契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
ヌ　事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

Ｑ７．相続税法施行令第 33 条第３項第４号に規定されている「公益に反する事実」とは、具体的にどのような事実か。例えば、脱税行為や診療報酬の不正請求は、これに当たるのか。

Ａ７．「公益に反する事実」というのは、個別の事案の事情により、いろいろな角度から検討されるべきものである。

　例えば、一般的に脱税行為や診療報酬の不正請求はこれに当たるものと考えられるが、最終的には、個別の事案に応じて、その行為の違法性など、様々な事情を勘案して総合的に判断するものと思われる。

Ｑ８.「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」への移行後、死亡により退社した社員に代わってその相続人が新たに社員となったことのみをもって相続税が課税されることはあるか。
　また、「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」への移行後、当該法人に対して、財産の贈与又は遺贈があった場合の課税関係はどのようになるのか。

Ａ８．出資持分（出資額部分＋利益剰余金部分）は、移行時において放棄されており、移行後の相続時において相続財産として存在しないため、相続税の課税財産とはならない。
　ただし、移行後の医療法人に対して新たな贈与又は遺贈があった場合には、医療法人から特別の利益を受ける者又は医療法人に対して、贈与税又は相続税が課税される場合がある（相続税法第 65 条第１項、第 66 条第４項）。

（理由）
「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」へ移行すると、各出資者は当該医療法人に対する出資持分を有しないことになる。
そのため、移行後に社員の代替わりが生じたとしても、社員の死亡により相続される相続財産（出資持分）そのものがないため、相続税の課税価格に算入されるものはない。
ただし、「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」への移行後においても、持分なし法人一般に対する贈与・遺贈に関する規定の適用はあるため、当該医療法人に対して、新たな財産の贈与又は遺贈があった場合には、以下の①又は②の課税関係が生じる場合がある。

①　当該贈与又は遺贈により、贈与者等の親族等の贈与税又は相続税の負担が不当に減少すると認められる場合
　⇒　相続税法第 66 条第４項の規定により、医療法人に対して、贈与税又は相続税を課税。

②　当該贈与又は遺贈を受けた医療法人が、贈与者等の親族等に対して、特別の利益を与えるものである場合
　⇒　相続税法第 65 条第１項の規定により、特別の利益を受ける当該親族等に対して、贈与税又は相続税を課税。

（上記①又は②が競合する場合の適用関係については、①が優先して適用される。）

Ｑ９．基金拠出者が死亡し、基金を相続した場合、相続税は課税されるのか。

Ａ９．基金の相続人に対し、相続税が課税される。

（理由）

「基金」は、基金拠出者の立場からすると、医療法人に対する債権という財産であり、基金拠出者が死亡し、その相続人に相続される場合には、当該相続人に相続税が課税される。「基金」の評価は、財産評価基本通達 204（貸付金債権の評価）に準じて、医療法人から返還されるべき金額によって評価することとなる。

租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正

目　　次

一　医療法人の持分に係る相続税及び贈与税の納税猶予等の創設…… 616
Ⅰ　医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除（措法70の７の５）…… 618
Ⅱ　医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除（措法70の７の６）…… 624
Ⅲ　個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（措法70の７の７）…… 626
Ⅳ　医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除（措法70の７の８）… 627
Ⅴ　医療法人の持分についての相続税の税額控除（措法70の７の９）…… 629
二　農地等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の改正…… 631
三　農地等についての納税猶予等に係る利子税の特例の改正…… 639
四　住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の改正…… 640
五　国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税措置の改正…… 645
六　国立公園特別保護地区等内の土地に係る相続税の物納の特例の廃止…… 647

はじめに

本稿では、平成26年度税制改正に盛り込まれた改正事項のうち、相続税・贈与税の特例関係の改正の概要について説明します。

これらの改正事項が盛り込まれた所得税法等の一部を改正する法律は、去る３月20日に可決・成立し、同月31日に平成26年法律第10号として公布されています。また、関係政省令告示もそれぞれ公布・制定されています。

・　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）
・　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第149号）
・　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年財務省令第28号）
・　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第31号）
・　租税特別措置法第41条第24項等の規定の適用を受けようとする場合の申請書の様式を定める件（平成26年国土交通省告示第430号）
・　租税特別措置法第41条第24項等の規定の適用を受けようとする場合の要耐震改修住宅が耐震基準に適合することについての証明書の様式を定める件（平成26年国土交通省告示第431号）
・　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２第９項の規定の適用を受けようとする場合の申請書の様式を定める件（平成26年国土交通省告示第438号）
・　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２第９項の規定の適用を受けようとする場合の要耐震改修住宅が耐震基準に適合することについての証明書の様式を定める件（平成26年国土交通省告示第439号）

一　医療法人の持分に係る相続税及び贈与税の納税猶予等の創設

制度創設の背景等

医療法人については、医療法の規定により従来から剰余金の配当は禁止されていますが、平成18年の医療法改正前は解散時における残余財産を出資者に対して分配することは特に禁止されていませんでした（医療法人の財産に対する出資者の出資割合に応じた持分を認めている、いわゆる「持分あり医療法人」）。それにより、持分あり医療法人については、退社時の持分払戻しと解散時の残余財産分配が可能であり、これらは実質的には剰余金の配当にあたるとも考えられることから、医療法人における非営利性の確保に抵触するのではないかとの疑義も生じていました。

上記のとおり医療法人は剰余金の配当ができないことなどから、長年の経営により医療法人内部に積み上げられた剰余金が多額となる傾向があります。そのため、持分の払戻請求があった場合には払戻額が高額になり、医療法人の存続が脅かされる事態が生じることも指摘されていました。また、持分あり医療法人の出資社員が死亡し、相続人に対して持分に係る相続税が課税される場合は、医療法人の財産状態によっては、その納税額が高額になることもあり得ます。相続税支払いのために持分の払戻請求が行われると医業継続に支障を来す場合もあるとの指摘もありました。

このため、平成18年の医療法改正においては、医療法人の非営利性の徹底を図るとともに、地域医療の安定性を確保するため、残余財産の帰属先を国又は地方公共団体等に限定し、出資者に分配できないこととされ、持分あり医療法人の新設ができなくなりました（いわゆる「持分なし医療法人」）（医療法第44条第５項の改正）。持分なし医療法人であれば、（基金部分を除き）相続税負担は発生せず、医療法人の経営も安定するものと考えられます。

ただし、この改正は既存の医療法人には適用されず、新法適用への移行は自主的な取組みと位置

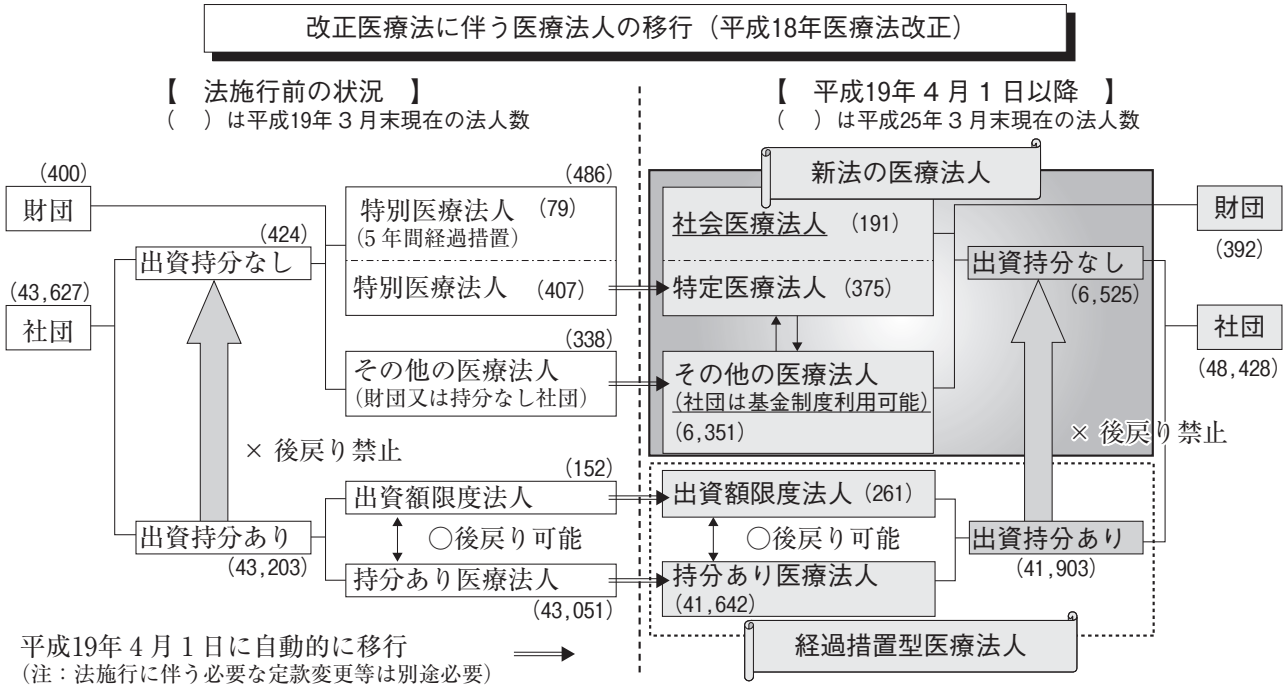

平成19年４月以降設立できる医療法人は、新法の医療法人のみ
・経過措置型医療法人（旧法の医療法人）を平成19年４月以降設立することは不可
・持分あり医療法人から出資額限度法人への定款変更は平成19年４月以降も可能

付けられたため、当分の間、経過措置型医療法人（法令上の名称は「経過措置医療法人」といいます。）として存続することとされました。

平成26年の医療法改正においては、平成18年の医療法改正後も持分なし医療法人への移行が進んでいないことを踏まえ、持分なし医療法人への移行を促進することとし、「政府は、地域において必要とされる医療を確保するため、経過措置医療法人（＝持分あり医療法人）の新医療法人（＝持分なし医療法人）への移行が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする」旨を法定（注）するとともに、厚生労働大臣による移行計画の認定制度を創設し、一定の期間内（平成26年10月１日から３年間）に認定を受けた医療法人に対し各種の支援を行うこととしています。

具体的支援として、認定を受けた医療法人に対しては、本税制措置のほか、持分の払戻し請求があった場合にも医業継続に支障が出ないようにするための経営安定化資金を独立行政法人福祉医療機構が融資する制度、既存の移行マニュアルの活用といった支援をパッケージで講ずることとされています。

（注）「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」により「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）」が改正され、その附則に上記規定が追加されました。

上記の移行促進という政策に則って移行計画の認定を受け、移行に向けた調整を行っている中で相続が発生した場合には、被相続人は持分の移行計画期間内の放棄を予定していたにもかかわらず、その相続人とすれば当該持分に係る相続税の支払いが必要となり、納税資金確保のため、払戻し請求を行う可能性があります。そのような事態が生じた場合には、移行計画の達成が困難になり、地域医療の安定性の確保も危うくなることから、払戻しリスクを除去することにより相続税が移行の達成の障害となることを防止し、関係者間の合意形成、持分の放棄までの時間を確保し、移行を円滑に進めることを可能とするため、移行計画の認定を受けて持分なし医療法人への移行を進めようとする経過措置型医療法人を対象とした相続税の納税猶予制度を創設することとされました。

こうした制度は、医療法上の移行計画認定スキームを前提として、持分なし医療法人に移行しようとする過程で偶然相続税負担が発生することに伴う払戻しによる経営資源の流出の回避につながるものといえます。また、移行計画の認定を受けるべく策定作業を進める中で相続が発生した場合にも同様の問題が生じるため、相続後申告期限までに認定を受けた医療法人についても本制度の対象とされました。

ところで、相続以外の局面においても税負担が発生する場合があります。移行計画の認定を受け、移行に向けて持分の放棄があった場合には、出資者全員が同時に放棄をすれば出資者間に贈与税の課税関係は生じないものの、経営に関心のない者などが移行計画期間中に先行的に持分を放棄した場合や出資額限度法人において出資額相当の払戻しがあった場合など、持分又は出資額を超える剰余金部分の放棄が順次生じる場合があります。このような場合には、放棄された持分が他の出資者に帰属することとなりますが、その経済的利益の帰属は「みなし贈与」として贈与税の課税対象とされています。

贈与税が課税されると、相続税が課される場合と同様に、移行計画期間内に持分放棄をする予定であるにもかかわらず納税資金の確保が必要となり、移行計画の達成が困難になるおそれがあることから、相続税の場合と同様に、経過措置型医療法人を対象とした贈与税の納税猶予制度を創設することとされました。

なお、贈与税の場合は、相続税の場合と異なり出資者の死亡による課税のような突発的な課税が生じる可能性は低いことから、みなし贈与発生後に移行計画の認定を受けた医療法人の場合は対象とされていません。

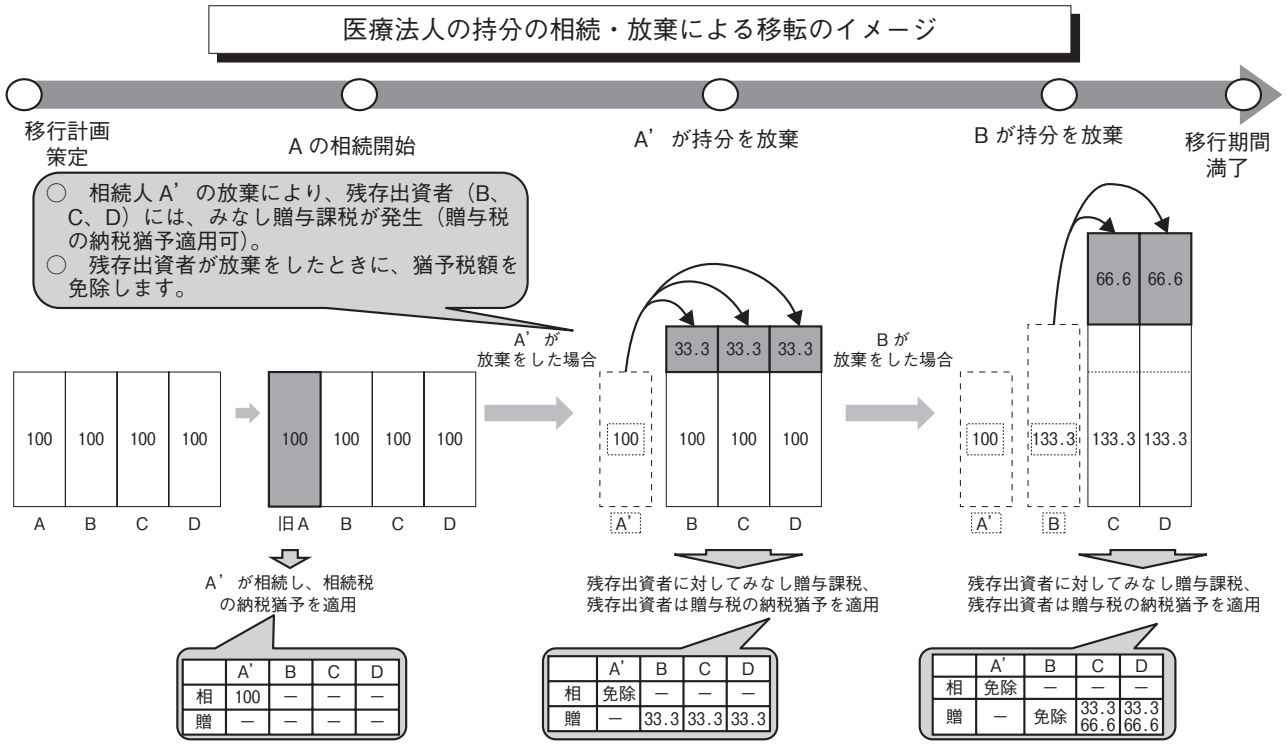

以下、具体的な制度の内容について説明します。

Ⅰ　医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除（措法70の７の５）

１　創設された制度の概要

⑴　概要

認定医療法人の持分を有する個人（以下「贈与者」といいます。）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その持分がその認定医療法人の持分を有する他の個人（以下「受贈者」といいます。）に帰属することとなり、その持分の増加という経済的利益について受贈者に対して贈与税が課される場合には、その放棄があった日の属する年分の贈与税で贈与税の申告書の提出により納付すべきものの額のうち、その放棄により受けた経済的利益の価額でその贈与税の申告書にこの特例の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、贈与税の申告期限までにその納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、認定移行計画に記載された移行期限まで、納税が猶予されます（措法70の７の５①）。

（注１）「認定医療法人」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（平成26年10月１日の予定）から起算して３年を経過する日までの間に、持分なし医療法人に移行する計画を作成し、その計画について厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。

（注２）「納税猶予分の贈与税額」とは、次の⑵②により計算した税額をいいます。

（注３）「認定移行計画」とは、持分なし医療法人に移行するための取組みの内容などが記載された計画で厚生労働大臣の認定を受けたものをいいます。

（注４）「移行期限」とは、認定移行計画に記載された持分なし医療法人に移行する期限をいい、認定の日から３年以内とされています。

（注５）　この納税猶予制度においては、認定を受けることができる医療法人、適用を受けることができる受贈者に関する要件はありま

せんが、受贈者が、贈与者による放棄の時から贈与税の申告期限までの間に認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又はその持分の譲渡をした場合には、経営資源の流出につながり、医業経営の安定という政策目的と相容れないことから、この特例の適用を受けることはできないこととされています。また、後述の税額控除制度（措法70の７の６）の適用を受ける場合には、この特例の適用はありません（措法70の７の５④）。

なお、この納税猶予制度の適用を受ける経済的利益については、相続時精算課税制度は適用できないこととされています（措法70の７の５③）。

経済的利益についての贈与税の納税猶予又は税額控除のイメージ

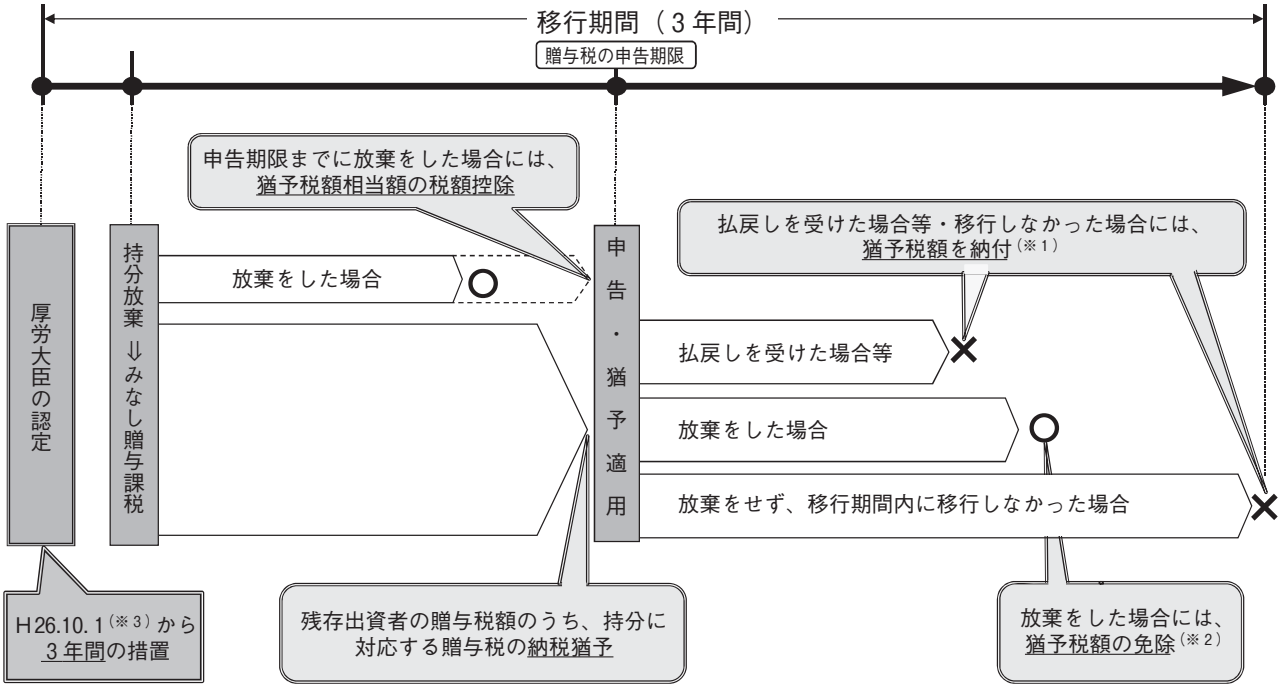

※１　猶予税額に併せて、利子税（年率6.6％（特例適用後1.7％））を納付。
※２　「基金拠出型医療法人」へ移行した場合には、基金として拠出した額に対応する猶予税額及び利子税を納付。
※３　「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）」の一部改正の施行の日

⑵　税額の計算

納税猶予分の贈与税額と納付税額の計算は以下のとおりです（措法70の７の５①）。

①　上記⑴の経済的利益及びそれ以外の受贈財産について通常の贈与税額を算出します。

②　上記⑴の経済的利益の価額を受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第21条の５及び第21条の７並びに租税特別措置法第70条の２の３の規定（平成27年１月１日以後は、これらの規定に加え、同法第70条の２の４の規定）を適用して計算した金額が納税猶予分の贈与税額となります。

③　上記①の贈与税額から上記②の猶予税額を控除した金額が受贈者が贈与税の申告期限までに納付すべき贈与税額となります。

（注）　贈与者又は認定医療法人が２以上ある場合における納税猶予分の贈与税額は、経済的利益に係る受贈者がその年中において贈与者による放棄により受けた全ての認定医療法人の経済的利益の価額の合計額を当該受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして計算することとされています（措

令40の８の４⑤)。

この場合、それぞれの贈与者又は認定医療法人ごとの納税猶予分の贈与税額は、上記の納税猶予分の贈与税額に、贈与者及び認定医療法人の異なるものごとの経済的利益の価額が上記のみなされたその年分の贈与税の課税価格に占める割合を乗じて計算した金額となります（措令40の８の４⑥)。

納税猶予期限の確定、納付、免除などについては、それぞれの贈与者又は認定医療法人ごとの納税猶予分の贈与税額について適用されます（措令40の８の４⑦)。

(3) 担保

この特例の適用を受けるためには、その経済的利益に係る贈与税の申告期限までに納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供する必要があります。

担保の提供は、国税通則法の規定に従って提供することが原則ですが、本特例においては、受贈者が有する特例の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供する場合には、国税通則法の規定では国税の担保として提供することができない医療法人の持分を担保として提供することができることとされるとともに、爾後の価額変動によりその持分の価額が納税猶予分の贈与税額に満たなくなったときであっても、納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなすこととされています（措法70の７の５⑦)。

なお、認定医療法人の持分を担保として提供する場合には、次の書類を税務署長に提出することとされています（措令40の８の４①、措規23の12の２①)。

① 受贈者がその有する認定医療法人の持分に質権を設定することについて承諾した旨を記載した書類及び受贈者の印鑑証明書

② 認定医療法人が質権の設定について承諾したことを証する次のいずれかの書類

イ 公正証書

ロ 私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印が押されたもの及び認定医療法人の印鑑証明書

ハ 内容証明郵便及び認定医療法人の印鑑証明書

（備考） その認定医療法人について受贈者が既に

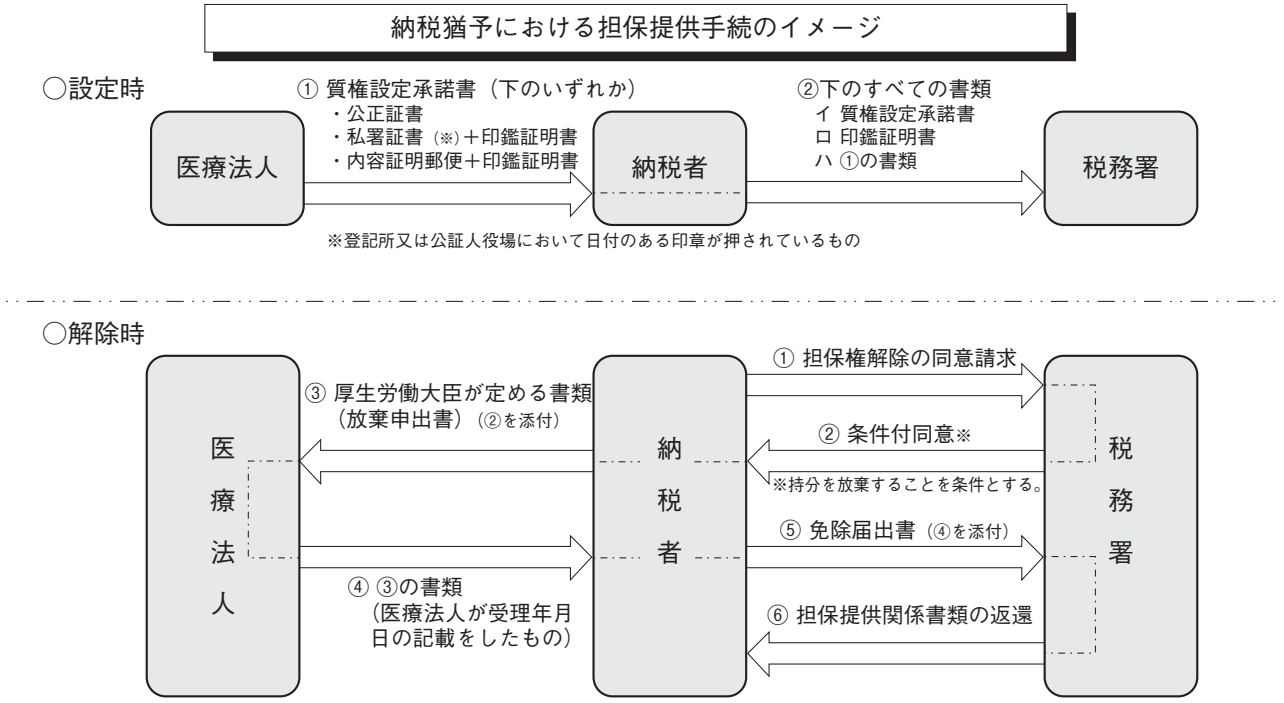

この特例又は相続税の納税猶予の特例（措法70の７の８）を適用し、その認定医療法人の持分を担保として提供している場合であっても、その認定医療法人の持分を重ねて担保として提供することができます（措令40の８の４③）。

⑷　申告手続

この納税猶予制度の適用を受けようとする受贈者は、経済的利益に係る贈与税の期限内申告書に、その経済的利益につきこの納税猶予制度の適用を受けようとする旨を記載し、その経済的利益に係る持分の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他一定の書類を添付しなければなりません（措法70の７の５⑧、措規23の12の２④）。

⑸　免除

移行期限までに次の①又は②に該当することとなった場合には、次の①又は②の金額に相当する贈与税は、免除されます（措法70の７の５⑪）。

① 受贈者が有している認定医療法人の持分の全てを放棄した場合には、納税猶予分の贈与税額の全額

② 認定医療法人が基金拠出型医療法人へ移行する場合において、受贈者が有しているその認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときは、納税猶予分の贈与税額から次の⑹②で納付することとなる金額を控除した残額

（注１） 認定医療法人の持分の放棄は、厚生労働大臣が定める所定の様式による書類を医療法人に提出することによって行われる必要があります（措規23の12の２③）。

（注２） 基金拠出型医療法人とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の３第２項第１号ハに規定する医療法人をいいますが、具体的には、持分なし医療法人であって基金（医療法人に拠出された金銭等であって、当該医療法人が拠出をした者に対して返還義務を負うものをいいます。）を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款に定めたものをいいます。

（注３） 納税猶予分の贈与税額の免除を受けようとする受贈者は、次の記載事項を記載した届出書に、次のイからニまでの書類（上記①の場合には、イ及びロのみ）を添付して、免除事由に該当した日後遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（措令40の８の４⑪、措規23の12の２⑤）。

【記載事項】

・ 届出書を提出する者の氏名及び住所
・ 贈与税の免除を受けようとする旨
・ 免除を受ける贈与税の額（次の⑹②に該当する場合には、計算の明細を含みます。）
・ その他参考となるべき事項

【添付書類】

イ 受贈者が持分の放棄をする際に認定医療法人に提出した上記（注１）の書類（その認定医療法人が受理した年月日の記載があるものに限ります。）の写し

ロ 受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及び放棄の時における出資者名簿の写し

ハ 基金拠出型医療法人の定款（都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

ニ 免除を受ける贈与税の額及びその計算の明細の根拠を明らかにする書類

※ 具体的には、受贈者の持分の価額を評価するためのその認定医療法人の基金拠出時における貸借対照表などの書類が考えられます。

⑹　**納付**

①　納税猶予分の贈与税額の全額の猶予期限が確定する場合

次のイからへまでに該当する場合には、それぞれイからへまでの日から２か月を経過する日が納税猶予に係る猶予期限となり、猶予税額の全額を納付しなければなりません（措法70の７の５⑤）。

イ　受贈者が贈与税の申告期限から移行期限までの間に認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合には、その払戻しの日

ロ　受贈者が贈与税の申告期限から移行期限までの間に認定医療法人の持分の譲渡をした場合には、その譲渡の日

ハ　移行期限までに持分なし医療法人に移行しなかった場合には、その移行期限

ニ　認定移行計画の認定が取り消された場合には、その取消しの日

ホ　認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除きます。）には、その解散の日

へ　認定医療法人が合併により消滅をした場合には、その消滅の日

（注）　ただし、次の場合を除きます（措令40の８の４⑧）。

㈠　合併により医療法人を設立する場合において受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないとき。

㈡　合併後存続する医療法人がその合併により持分なし医療法人となる場合において受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないとき。

②　納税猶予分の贈与税額の一部の猶予期限が確定する場合

認定医療法人が基金拠出型医療法人に移行する場合において、受贈者が有するその認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときは、納税猶予分の贈与税額のうち基金として拠出した金額に対応する部分の税額に相当する贈与税については、基金拠出型医療法人への移行に関する都道府県知事の認可があった日から２か月を経過する日が納

認定医療法人に合併があった場合の納税猶予の継続の適否

凡例
- 持分あり 認定なし：あり
- 持分あり 認定あり：あり
- 持分あり 認定あり 納税猶予あり：あり
- 持分なし：なし

	存続法人		消滅法人			
○ 吸収合併 ⇒ 期限確定するケース						
1	あり	＋	あり	⇒	あり	納付（適用法人が消滅法人となるため）
2	あり	＋	あり	⇒	あり	納付（適用法人が消滅法人となるため）
○ 吸収合併 ⇒ 期限確定しないケース						
3	あり	＋	あり	⇒	あり	継続（存続法人であり、影響がないため）
4	あり	＋	あり	⇒	あり	継続（存続法人であり、影響がないため）
5	あり	＋	あり or あり or なし	⇒	なし	継続＋免除（実務上、持分なし法人への移行と同時に、持分が放棄されるため）
○ 吸収合併 ⇒ 期限確定しないケース						
6	あり or なし	＋	あり	⇒	なし	継続＋免除（同上）
○ 新設合併 ⇒ 期限確定しないケース						
7	あり	＋	あり or あり	⇒	なし	継続＋免除（実務上、持分なし法人の設立と同時に、持分が放棄されるため）
8	あり	＋	なし	⇒	なし	継続＋免除（同上）

※払戻しを受けた場合には、全ての類型について猶予税額を納付

税猶予に係る猶予期限となり、納税猶与分の贈与税額のうち基金として拠出した金額に対応する部分の税額を納付しなければなりません（措法70の７の５⑥）。

（注）　基金として拠出した金額に対応する部分の税額は、次のとおり計算します（措令40の８の４⑨）。

$$\text{納税猶予分の贈与税額} \times \frac{\text{基金拠出額} - \text{拠出時の持分の価額} \times \left(1 - \text{納税猶予割合}\right)}{\text{拠出時の持分の価額} \times \text{納税猶予割合}}$$

※１　「納税猶予割合」とは、贈与者による放棄があった時（≒納税猶予適用開始時）において受贈者が有していた持分のうち納税猶予の対象となる経済的利益の割合を表すもので、贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額がその経済的利益の価額と贈与者による放棄の直前において受贈者が自ら有していた認定医療法人の持分の価額との合計額に占める割合をいいます（措令40の８の４⑩）。

※２　基金拠出額が少ない場合など分子がマイナスとなる場合には、持分のうち納税猶予の対象となる経済的利益以外の受贈者が自ら有していた持分（自己所有持分）から基金が拠出されたものと考え、確定税額はゼロ（＝全額免除）となります。

具体的な計算例で示すと以下のとおりです。

［みなし贈与時］

①　自己所有持分：1,000万円

②　受贈分（経済的利益）：1,500万円

③　持分の価額（①＋②）：2,500万円

④　贈与税額（納税猶予分の贈与税額）：470万円（上記②に対応する税額）

⑤　納税猶予割合：3/5（1,500万円／（1,000万円＋1,500万円））

［基金拠出時］

①　自己所有持分：1,200万円　（持分の価値は1.2倍）

②　受贈分（経済的利益）：1,800万円　（〃）

③　持分の価額（①＋②）：3,000万円

④　基金拠出額：1,500万円（基金拠出時の持分の価額（3,000万円）の２分の１を拠出）

【確定税額の計算】

$$470\text{万円} \times \frac{1{,}500\text{万円} - 3{,}000\text{万円} \times (1 - 3/5)}{3{,}000\text{万円} \times 3/5}$$

$$= 470\text{万円} \times \frac{300\text{万円}}{1{,}800\text{万円}}$$

$$\fallingdotseq 78\text{万円}$$

※　基金拠出額1,500万円のうち、基金拠出額1,500万円から拠出時の自己所有持分1,200万円を控除した残額（300万円）に対応する税額が確定税額となります。

③　担保の変更命令に従わない場合

税務署長は、上記(3)の担保について受贈者が国税通則法第51条第１項の規定による変更の命令に応じない場合には、納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税に係る納税の猶予に係る期限を繰り上げ、納付を求めることができることとされています（措法70の７の５⑨）。

(7)　利子税

上記(6)により納税猶予分の贈与税額の全部又は一部を納付する受贈者は、その納付する贈与税額を基礎とし、贈与税の申告期限の翌日から上記(6)の納税の猶予に係る期限までの期間に応じ、年6.6％の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、上記(6)の贈与税と併せて納付しなければなりません（措法70の７の５⑫）。

（注）　上記の利子税の割合（6.6％）は、利子税の割合の特例の適用後は、1.7％（貸出約定平均金利の年平均が0.9％の場合）となります（措法93）。

⑻　その他

①　納付義務の承継

移行期限までに受贈者が死亡した場合には、その受贈者に係る納税猶予分の贈与税額に係る納付の義務は、その受贈者の相続人に承継されます（措法70の７の５⑬）。

相続人が複数いる場合に各相続人が承継する割合は次のとおりです（措令40の８の４⑫）。

イ　上記⑸又は⑹に該当することとなった時までに死亡した受贈者が有していた認定医療法人の持分が共同相続人又は包括受遺者によって分割されている場合には、その共同相続人又は包括受遺者が相続又は遺贈により取得した認定医療法人の持分の価額が死亡した受贈者が有していた認定医療法人の持分の価額のうちに占める割合

ロ　未だ分割されていない場合には、民法第900条から第902条まで（法定相続分、代襲相続人の相続分、遺言による相続分の指定）の規定による相続分の割合により承継することとされています。

②　通知規定

厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長（以下「厚生労働大臣等」といいます。）は、受贈者又は認定医療法人について、納税の猶予に係る期限の確定に係る事実があったことを知った場合には、国税庁長官又は受贈者の納税地の所轄税務署長に対し、その事実が生じた旨その他一定の事項を書面により通知することとされています（措法70の７の５⑭）。また、税務署長も、厚生労働大臣等の事務処理のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣等に対し、受贈者がこの特例の適用を受ける旨その他一定の事項を通知することができることとされています（措法70の７の５⑮）。

③　３年加算

贈与者が上記⑴の贈与者による認定医療法人の持分の放棄の時から３年以内に死亡した場合には、この納税猶予制度の適用を受ける経済的利益の価額については、いわゆる３年加算（相続税法第19条第１項）の規定は、適用されません（措令40の８の４⑭）。

2　適用関係

上記１の特例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（平成26年10月１日の予定）以後に認定医療法人の持分の放棄があった場合の経済的利益に係る贈与税について適用されます（改正法附則１二十二、128⑬）。

Ⅱ　医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除（措法70の７の６）

1　創設された制度の概要

⑴　概要

認定医療法人の持分を有する個人（以下「贈与者」といいます。）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その持分がその認定医療法人の持分を有する他の個人（以下「受贈者」といいます。）に帰属することとなり、その持分の増加という経済的利益について受贈者に対して贈与税が課される場合において、受贈者が贈与者による放棄の時から経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄したときは、その受贈者の贈与税については、通常の計算による贈与税額（経済的利益及びそれ以外の受贈財産について相続税法第21条の５から第21条の８まで及び租税特別措置法第70条の２の３の規定（平成27年１月１日以後は、これらの規定に加え、同法第70条の２の４の規定）を適用して計算した金額）から放棄相当贈与税額を控除した残額を申告期限までに納付すべき贈与税額とします（措法70の７の６①）。

（注１）　この税額控除制度においては、認定を受けることができる医療法人、適用を受ける

申告期限までに持分を放棄した場合 [贈与税]

○ 出資者の持分放棄により、経済的利益を受けた者（残存出資者）の課税関係

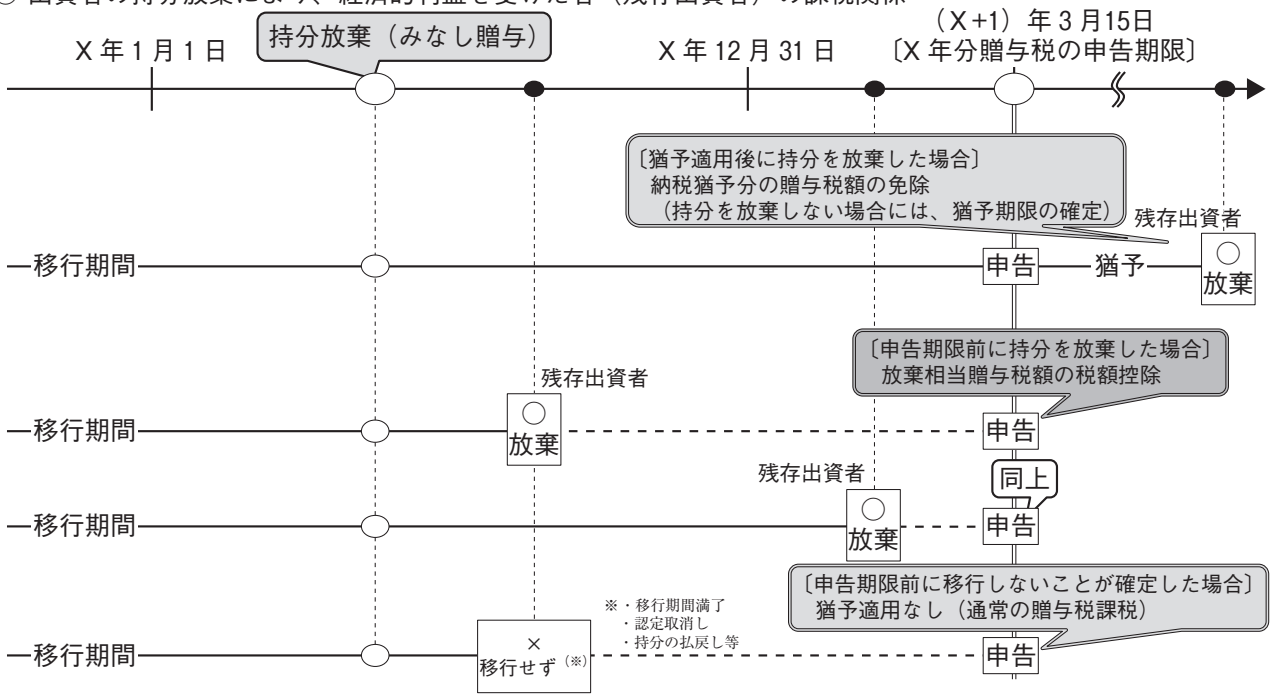

ことができる受贈者に関する要件はありませんが、受贈者が贈与者による放棄の時から贈与税の申告期限までの間に認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又はその持分の譲渡をした場合には、経営資源の流出につながり、医業経営の安定という政策目的と相容れないことから、この特例の適用を受けることはできないこととされています（措法70の７の６④）。

なお、この特例の適用を受ける経済的利益については、相続時精算課税制度は適用できないこととされています（措法70の７の６③）。

（注２） 受贈者による認定医療法人の持分の放棄は、厚生労働大臣が定める所定の様式による書類を医療法人に提出することによって行われる必要があります（措規23の12の３①）。

⑵ 放棄相当贈与税額

放棄相当贈与税額は、上記Ⅰ１⑸の納税猶予適用後に免除される税額と同様の税額となりますが、具体的には次のとおりです（措法70の７の６②、措令40の８の５①②）。

① 受贈者が有している認定医療法人の持分の全てを放棄した場合には、経済的利益の価額を受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第21条の５及び第21条の７並びに租税特別措置法第70条の２の３の規定（平成27年１月１日以後は、これらの規定に加え、同法第70条の２の４の規定）を適用して計算した金額となります。

② 認定医療法人が基金拠出型医療法人へ移行する場合において、受贈者が有しているその認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときは、上記①の方法により計算した金額のうち、認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当する金額となります。

（注） 放棄がされた部分に相当する金額は、次のとおり計算します。

$$\text{上記①の方法により計算した金額} \times \frac{イ}{ロ}$$

イ　認定医療法人の持分のうち受贈者が放棄をした部分に対応する部分のその放棄の直前における金額

ロ　受贈者による放棄の直前においてその受贈者が有していた認定医療法人の持分の価額に相当する金額に、㈠に掲げる価額が㈠と㈡の合計額に占める割合を乗じて計算した金額

㈠　贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額

㈡　㈠の放棄の直前において受贈者が自ら有していた認定医療法人の持分の価額

※　イの金額がロの金額を上回る場合には、上記①の方法により計算した金額となります。

⑶　申告手続

この特例の適用を受けようとする受贈者は、経済的利益に係る贈与税の期限内申告書に、その経済的利益につきこの特例の適用を受けようとする旨を記載し、その経済的利益に係る持分の明細及び放棄相当贈与税額の計算に関する明細その他一定の書類を添付しなければなりません（措法70の７の６⑤、措規23の12の３②）。

⑷　その他

贈与者が上記⑴の贈与者による認定医療法人の持分の放棄の時から３年以内に死亡した場合には、この特例の適用を受ける経済的利益の価額については、いわゆる３年加算（相続税法第19条第１項）の規定は、適用されません（措令40の８の５③）。

2　適用関係

上記Ⅰ２と同様です（改正法附則１二十二、128⑬）。

Ⅲ　個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（措法70の７の７）

1　創設された制度の概要

例えば、出資額限度法人である医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い、相続人が出資額を払い出した場合には、出資額を超える部分は、その医療法人に帰属することから、他の出資者は経済的利益を受けることとなります。

この場合、現在の課税実務では、相続税法第９条及び第19条第１項の規定により贈与税ではなく相続税が課税される場合があります。

（備考）　遺言により持分を放棄した場合も同様に経済的利益について相続税が課される場合があります。

この特例においては、そのような場合であっても、その経済的利益については相続税ではなく贈与税を課税することとし、上記Ⅰ又はⅡの特例の適用を受けることができることとされます。

すなわち、経過措置医療法人（贈与税の申告期限において認定医療法人である法人に限ります。）の持分を有する個人の死亡に伴い他の個人の持分の価額が増加した場合には、その持分の価額の増加による経済的利益に係る相続税法第９条本文の規定の適用については、同条本文中「贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）」とあるのは「贈与」と読み替えられ、遺言により経済的利益を受けた場合であっても贈与税が課税されるとともに、その経済的利益については、相続税法第19条第１項の規定は適用されず、相続税の課税対象ではなく贈与税の課税対象となります（措法70の７の７①）。

（注１）「出資額限度法人」とは、持分あり医療法人であって、社員の退社時における持分払戻請求権及び解散時における残余財産分配請求権に関し、その法人財産に及ぶ範囲を実際の払込出資額を限度とすることを定款上明らかにしたものをいいます。

（注２）「経過措置医療法人」とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の２に規定する経過措置医療法人をいい、具体的には持分あり医療法人を指します。

（注３） この規定は、経済的利益を受けた他の出資者が上記Ⅰ又はⅡの特例の適用を選択する場合のみ適用され、これらの特例の適用を受けない場合には従来どおりの課税関係となります（措法70の７の７③）。

（注４） この特例の適用を受けようとする受贈者は、上記Ⅰ又はⅡの特例の適用を受ける旨をこれらの規定の適用に係る贈与税の申告書に記載しなければなりません（措令40の８の６③）。

２　適用関係

上記Ⅰ２と同様です（改正法附則１二十二、128⑬）。

Ⅳ　医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除（措法70の７の８）

１　創設された制度の概要

⑴　概要

個人が経過措置医療法人の持分を有していた他の個人（以下「被相続人」といいます。）から相続又は遺贈によりその経過措置医療法人の持分を取得した場合において、その経過措置医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、その持分を取得した個人（以下「相続人等」といいます。）が相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、その持分の価額で相続税の申告書にこの特例の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、相続税の申告期限までにその納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます（措法70の７の８①）。

（注１）「認定医療法人」、「認定移行計画」及び「移行期限」とは、それぞれ上記Ⅰ１⑴の（注１）、（注３）及び（注４）に記載されているものと同じ意義です。また、「経過措置医療法人」とは、上記Ⅲ１（注２）と同じ意義です。

（注２）「納税猶予分の相続税額」とは、次の⑵②により計算した税額をいいます。

（注３） この納税猶予制度においては、認定を受けることができる医療法人、適用を受けることができる相続人等に関する要件はありませんが、相続人等が被相続人の死亡の時から相続税の申告期限までの間に経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又はその持分の譲渡をした場合には、経営資源の流出につながり、医業経営の安定という政策目的と相容れないことから、この特例の適用を受けることはできないこととされています。また、後述の税額控除制度（措法70の７の９）の適用を受ける場合には、この特例の適用はありません（措法70の７の８③）。

⑵　税額の計算

納税猶予分の相続税額及び相続人等の納付税額の計算は以下のとおりです（措法70の７の８②、措令40の８の７④～⑪）。

① 相続人等が相続又は遺贈により取得した医療法人の持分と持分以外の財産につき、通常の相続税額の計算を行い、その相続人等の相続税額を算出します。

② 医療法人の持分を取得した相続人等以外の者の取得財産は不変とした上で、その相続人等がその医療法人の持分のみを相続したものとして相続税法第13条から第19条まで並びに第21条の15第１項及び第２項の規定を適用して相続税額の計算を行い、その相続人等の相続税額を算出します。その金額がその相続人

持分についての相続税の納税猶予又は税額控除のイメージ

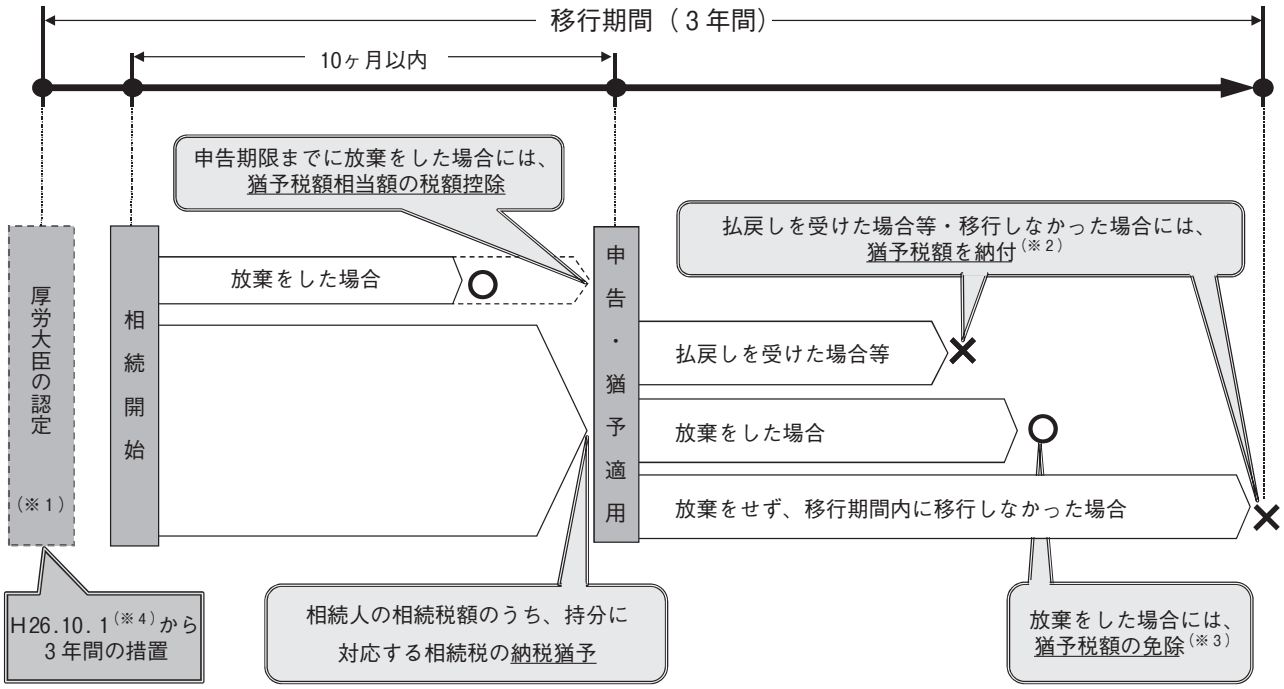

※１　①相続開始前、又は②相続開始後申告期限までに「厚労大臣の認定」を受ける必要があります。
※２　猶予税額に併せて、利子税（年率6.6%（特例適用後1.7%））を納付。
※３　「基金拠出型医療法人」へ移行した場合には、基金として拠出した額に対応する猶予税額及び利子税を納付。
※４　「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）」の一部改正の施行の日

等に係る納税猶予分の相続税額となります。

③　上記①の相続税額から上記②の納税猶予分の相続税額を控除した金額がその相続人等が相続税の申告期限までに納付すべき相続税額となります。

（注１）　認定医療法人が２以上ある場合における納税猶予分の相続税額は、相続人等が被相続人から相続又は遺贈により取得した全ての認定医療法人の持分の価額の合計額を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなして計算することとされています（措令40の８の７⑦）。

この場合、それぞれの認定医療法人ごとの納税猶予分の相続税額は、上記の納税猶予分の相続税額に、認定医療法人の異なるものごとの持分の価額が上記の全ての認定医療法人の持分の価額の合計額に占める割合を乗じて計算した金額となります（措令40の８の７⑧）。

納税猶予期限の確定、納付、免除などについては、それぞれの認定医療法人ごとの納税猶予分の相続税額について適用されます（措令40の８の７⑪）。

（注２）　納税猶予分の相続税額を計算する場合において、被相続人から相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに農地等についての相続税の納税猶予（措法70の６）の適用を受ける者がいるときは、その財産の取得をした全ての者に係る相続税の課税価格は、農地等の価額について農業投資価格を基にした価額により計算される相続税の課税価格となります（措令40の８の７⑨）。

（注３）　この特例の適用を受ける相続人等が「農地等についての相続税の納税猶予（措法70の６）」、「山林についての相続税の納税猶予（措法70の６の４）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予（措法70の７の２、70の７の４）」の適用を受ける者である場合

において、調整前持分猶予税額、調整前農地等猶予税額、調整前山林猶予税額又は調整前株式等猶予税額の合計額が猶予可能税額を超えるときは、納税猶予分の相続税額は、猶予可能税額に調整前持分猶予税額がその合計額に占める割合を乗じて計算した金額となります（措令40の８の７⑩）。

⑶　分割要件

相続税の申告期限までに相続又は遺贈により取得した経過措置医療法人の持分の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない場合には、その分割されていない持分については、この特例の適用を受けることはできません（措法70の７の８④）。

⑷　その他

担保の提供、申告手続、免除、納付、利子税については、上記Ⅰの贈与税の納税猶予の１⑶から⑺までと同様とされています（措法70の７の８⑤～⑫、措令40の８の７⑫～⑮）。

また、納付義務の承継や通知規定についても上記Ⅰの贈与税の納税猶予の１⑻の①、②と同様とされています（措法70の７の８⑬～⑮、措令40の８の７⑯）。

２　適用関係

上記１の特例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（平成26年10月１日の予定）以後に相続又は遺贈により取得する医療法人の持分に係る相続税について適用されます（改正法附則１二十二、128⑮）。

Ⅴ　医療法人の持分についての相続税の税額控除（措法70の７の９）

１　創設された制度の概要

⑴　概要

個人（以下「相続人等」といいます。）が経過措置医療法人の持分を有していた他の個人（以下「被相続人」といいます。）から相続又は遺贈によりその経過措置医療法人の持分を取得した場合において、その経過措置医療法人が相続の開始の時において認定医療法人（相続税の申告期限又は平成26年改正医療法施行日から起算して３年を経過する日のいずれか早い日までに厚生労働大臣の認定を受けた経過措置医療法人を含みます。）であり、かつ、その持分を取得した相続人等が相続の開始の時から相続税の申告期限までの間に厚生労働大臣の認定を受けた経過措置医療法人の持分の全部又は一部を放棄したときは、その相続人等については、通常の計算による相続税額（持分及び持分以外の財産について相続税法第15条から第20条の２まで及び第21条の15第３項の規定により計算した金額）から放棄相当相続税額を控除した残額が、相続税の申告期限までに納付すべき相続税額となります（措法70の７の９①）。

（注１）　平成26年改正医療法施行日とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日をいい、平成26年10月１日の予定です。

（注２）　相続人等が相続の開始の時から相続税の申告期限までの間に認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又はその持分の譲渡をした場合には、経営資源の流出につながり、医業経営の安定という政策目的と相容れないことから、この特例の適用を受けることはできないこととされています（措法70の７の９③）。

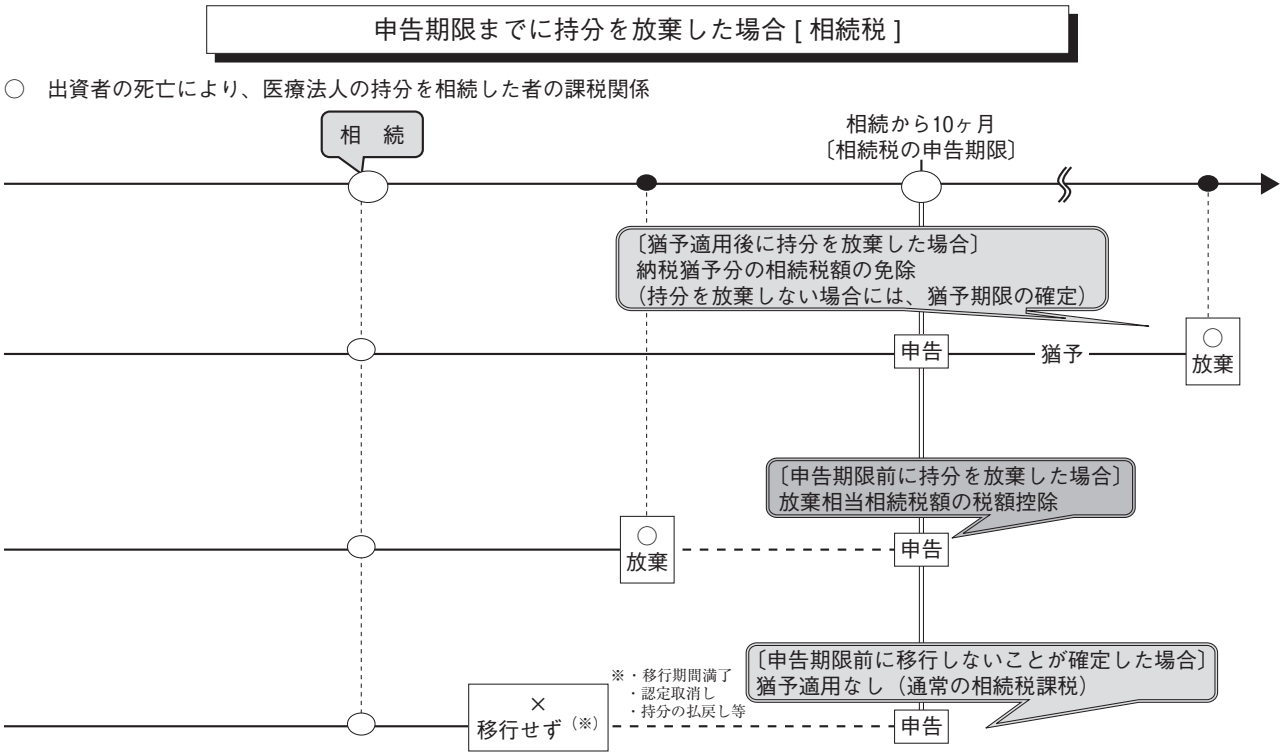

（注３）　厚生労働大臣の認定を受けた経過措置医療法人の持分の放棄は、厚生労働大臣が定める所定の様式による書類を医療法人に提出することによって行われる必要があります（措規23の12の５①）。

⑵　放棄相当相続税額

放棄相当相続税額は、上記Ⅳ１の納税猶予適用後に免除される税額と同様の税額となりますが、具体的には次のとおりです（措法70の７の９②、措令40の８の８①②）。

①　相続人等が有している認定医療法人の持分の全てを放棄した場合には、上記Ⅳの納税猶予分の相続税額と同様の方法（Ⅳ１⑵②）により計算した金額となります。

②　認定医療法人が基金拠出型医療法人へ移行する場合において、相続人等が有しているその認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときは、上記①の方法により計算した金額のうち、認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当する金額となります。

（注）　放棄がされた部分に相当する金額は、次のとおり計算します。

$$\text{上記①の方法により計算した金額} \times \frac{\text{イ}}{\text{ロ}}$$

イ　認定医療法人の持分のうち放棄をした部分に対応する部分のその放棄の直前における金額

ロ　放棄の直前においてその相続人等が有していた認定医療法人の持分の価額に相当する金額に、㈠に掲げる価額が㈠と㈡の合計額に占める割合を乗じて計算した金額

㈠　相続又は遺贈により取得した持分の価額

㈡　㈠の相続又は遺贈の直前において相続人等が有していた認定医療法人の持分の価額

※　イの金額がロの金額を上回る場合には、上記①の方法により計算した金額となります。

⑶　申告手続

この特例の適用を受けようとする相続人等は、

相続又は遺贈により取得した持分に係る相続税の期限内申告書に、その持分につきこの特例の適用を受けようとする旨を記載し、その持分の明細及び放棄相当相続税額の計算に関する明細その他一定の書類を添付しなければなりません（措法70の７の９④、措規23の12の５②）。

2　適用関係

上記Ⅳ２と同様です（改正法附則１二十二、128⑮）。

【租税特別措置法（抄）】

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）

第七十条の七の五　認定医療法人（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の九までにおいて「平成二十六年改正医療法 施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）の持分を有する個人（第四項において「贈与者」という。）が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下この条において「受贈者」という。）に対して贈与税が課される場合には、当該受贈者の当該放棄があつた日の属する年分の贈与税で相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書（当該期限内申告書の提出期限前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が提出する同法第二十八条第二項の規定による期限内申告書を含む。以下第七十条の七の七までにおいて「贈与税の申告書」という。）の提出により納付すべきものの額のうち、当該放棄により受けた利益（以下第七十条の七の七までにおいて「経済的利益」という。）の価額で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の贈与税額（当該経済的利益の価額を当該受贈者に係る当該年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の五 及び第二十一条の七 の規定（第七十条の二の三及び第七十条の二の四の規定を含む。）を適用して計算した金額をいう。以下この条において同じ。）に相当する贈与税については、政令で定めるところにより当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条 の規定にかかわらず、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税を猶予する。

2　この条から第七十条の七の九までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　認定医療法人　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号。以下この条及び第七十条の七の八第二項において「平成十八年医療法等改正法」という。）附則第十条の四第一項に規定する認定医療法人をいう。

二　持分　平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する持分をいう。

三　認定移行計画　平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項に規定する認定移行計画をいう。

四　厚生労働大臣認定　平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第一項の規定による厚生労働大臣の認定をいう。

五　移行期限　平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項の規定により認定移行計画に記載された移行の期限をいう。

六　基金拠出型医療法人　平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項第一号ハに規定する基金拠出型医療法人をいう。

3　次に掲げる者が、その者に係る相続税法第二十一条の九第五項 に規定する特定贈与者が認定医療法人の持分を放棄したことにより経済的利益について第一項 の規定の適用を受ける場合には、当該経済的利益については、同法第二章第三節 の規定は、適用しない。

一　相続税法第二十一条の九第五項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二　第一項の規定の適用に係る認定医療法人の持分について当該特定贈与者による放棄があつた日の属する年中において、当該特定贈与者から贈与を受けた同項の規定の適用を受ける経済的利益以外の財産について相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の二の五第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

4　第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に同項の認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合若しくは当該持分の譲渡をした場合又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、第一項の規定は、適用しない。

5　第一項の規定の適用を受ける受贈者又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定の適用を受ける納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合　当該払戻しを受けた日

二　当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分の譲渡をした場合　当該譲渡をした日

三　当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに平成十八年医療法等改正法附則第十条の二に規定する新医療法人への移行をしなかつた場合　当該移行期限

四　当該認定医療法人の認定移行計画について平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項の規定により厚生労働大臣認定が取り消された場合　当該厚生労働大臣認定が取り消された日

五　当該認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除く。）　当該解散をした日

六　当該認定医療法人が合併により消滅をした場合（合併により医療法人を設立する場合において当該受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときその他の政令で定める場合を除く。）　当該消滅をした日

6　第一項の規定の適用に係る認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに基金拠出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける受贈者が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の平成十八年医療法 等改正法附則第十条の三第二項第一号ハに規定する基金（以下この項及び第十一項第二号において「基金」という。）として拠出したときは、当該受贈者の納税猶予分の贈与税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更に係る医療法第五十条第一項の規定による都道府県知事の認可があつた日から二月を経過する日（当該認可があつた日から当該二月を経過する日までの間に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項 の規定による納税の猶予に係る期限とする。

7　第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が納税猶予分の贈与税額につきその有する同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合には、当該持分の価額が当該納税猶予分の贈与税額に満たないときであつても、同項の規定の適用については、当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなす。ただし、その後において、その提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合には、この限りでない。

8　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

9　税務署長は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項 の規定による命令に応じない場合には、納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

10　受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法 、国税徴収法 及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二　第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が第七項本文の規定によりその有する認定医療法人の持分の全てを担保として提供する場合には、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び租税特別措置法第七十条の七の五第二項第二号（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）に規定する持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

三　前号の場合において、第七項ただし書の規定の適用があるときは、同号の規定は、適用しない。

四　第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一項中「延納」とあるのは「延納（租税特別措置法第七十条の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。）」と、同法第七十三条第四項中「延納、」とあるのは「延納（租税特別措置法第七十条の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。以下この項において同じ。）、」とする。

五　第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第五項、第六項又は前項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法 及び国税徴収法 中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法 の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

六　第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七の五第一項（医

療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る同項の認定医療法人の持分が提供された場合には、当該認めるとき又は当該認定医療法人の持分を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第三十五条第一項中「一年以上前」とあるのは「一年以上前（当該滞納に係る国税が贈与税である場合にあつては、当該贈与税に係る贈与の前）」と、同法第四十八条第一項中「財産は」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る同項の認定医療法人の持分が提供された場合において、当該認定医療法人の持分を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同項に規定する受贈者の他の財産を除く。）は」とする。

七　第五項、第六項又は前項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項 の規定は、適用しない。

11　第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に、第五項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第九項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する贈与税は、政令で定めるところにより、免除する。

一　第一項の規定の適用を受ける受贈者が有している同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを財務省令で定めるところにより放棄した場合　納税猶予分の贈与税額

二　当該認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、第一項の規定の適用を受ける受贈者が有している当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき　納税猶予分の贈与税額から第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

12　第一項の規定の適用を受ける受贈者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する贈与税に相当する金額を基礎とし、当該贈与税に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に定める納税の猶予に係る期限までの期間に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号に規定する贈与税に併せて納付しなければならない。

一　第五項の規定の適用があつた場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　同項に規定する贈与税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

二　第六項の規定の適用があつた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三　第九項の規定の適用があつた場合　同項に規定する贈与税に係る同項の規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限

13　第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに同項の規定の適用を受ける受贈者が死亡した場合には、当該受贈者に係る納税猶予分の贈与税額に係る納付の義務は、当該受贈者の相続人が承継する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

14　厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長は、第一項の規定の適用を受ける受贈者

又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について、第五項又は第六項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該受贈者又は当該認定医療法人について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

15　税務署長は、第一項の場合において厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長の事務（同項の規定の適用を受ける受贈者に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は当該地方厚生局長若しくは当該地方厚生支局長に対し、当該受贈者が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

16　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除）

第七十条の七の六　認定医療法人（平成二十六年改正医療法 施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）の持分を有する個人（第四項において「贈与者」という。）が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下この条において「受贈者」という。）に対して贈与税が課される場合において、当該受贈者が当該放棄の時から当該放棄による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間にその有する当該認定医療法人の持分の全部又は一部を財務省令で定めるところにより放棄したときは、当該受贈者については、相続税法第二十一条の五 から第二十一条の八までの規定（第七十条の二の三及び第七十条の二の四の規定を含む。）により計算した金額から放棄相当贈与税額を控除した残額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。

2　前項に規定する放棄相当贈与税額とは、同項の経済的利益の価額を同項の受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該受贈者による同項の認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3　前条第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経済的利益について準用する。

4　第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に、当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

5　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び同項の放棄相当贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

6　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例）

第七十条の七の七　次条第二項に規定する経過措置医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い当該経過措置医療法人の持分を有する他の個人の当該持分の価額が増加した場合には、当該持分の価額の増加　による経済的利益に係る相続税法第九条 本文の規定の適用については、同条 本文中「贈与（当該行為が遺言に

よりなされた場合には、遺贈）」とあるのは、「贈与」とする。この場合において、当該経済的利益については、同法第十九条第一項 の規定は、適用しない。

2　前項前段に規定する場合において、同項の経過措置医療法人が同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（平成二十六年改正医療法 施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であるときは、同項の他の個人は、当該経済的利益について、前二条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項の死亡した個人は第七十条の七の五第一項又は前条第一項に規定する贈与者と、当該他の個人はこれらの規定に規定する受贈者とみなす。

3　第一項の規定は、同項の他の個人が前項の規定により前二条の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

4　第二項の規定により前二条の規定を適用する場合に必要な技術的読替えその他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）

第七十条の七の八　個人が経過措置医療法人の持分を有していた他の個人（第八項において「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該経過措置医療法人の持分を取得した場合において、当該経過措置医療法人が当該相続に係る相続税法第二十七条第一項 の規定による期限内申告書（当該期限内申告書の提出期限前に当該持分を取得した個人（以下この条において「相続人等」という。）が死亡した場合には、当該相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が提出する同法第二十七条第二項 の規定による期限内申告書を含む。以下この条及び次条において「相続税の申告書」という。）の提出期限において認定医療法人（平成二十六年改正医療法 施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であるときは、当該相続人等が当該相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該持分の価額で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条 の規定にかかわらず、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税を猶予する。

2　この条において、経過措置医療法人とは平成十八年医療法 等改正法附則第十条の二 に規定する経過措置医療法人をいい、納税猶予分の相続税額とは前項の規定の適用に係る持分の価額を同項の相続人等に係る相続税の課税価格とみなして相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該相続人等の相続税の額をいう。

3　第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が、同項の相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に同項の経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合若しくは当該持分の譲渡をした場合又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、第一項の規定は、適用しない。

4　第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得した経過措置医療法人の持分の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における同項の規定の適用については、その分割されていない持分は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

5　第七十条の七の五第五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等の同項の規定の適用を受ける

相続税に関する納税の猶予に係る期限について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税」とあるのは「納税猶予分の相続税額に相当する相続税」と、「贈与税の申告書」とあるのは「相続税の申告書」と読み替えるものとする。

6　第七十条の七の五第六項の規定は、第一項の規定の適用に係る認定医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに基金拠出型医療法人への移行をする場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の規定の」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「贈与税については、第一項」とあるのは「相続税については、第七十条の七の八第一項」と、「もつて第一項」とあるのは「もつて第七十条の七の八第一項」と読み替えるものとする。

7　第七十条の七の五第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が納税猶予分の相続税額につきその有する同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と読み替えるものとする。

8　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得した同項の認定医療法人の持分に係る相続税の申告書に、当該持分につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該持分の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

9　第七十条の七の五第九項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。この場合において、同条第九項中「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の規定の」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「贈与税に係る第一項」とあるのは「相続税に係る第七十条の七の八第一項」と読み替えるものとする。

10　相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法 、国税徴収法 及び相続税法 の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第七十条の七の五第十項第一号から第六号までの規定は、相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法 及び国税徴収法 の規定の適用について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二　第五項において準用する第七十条の七の五第五項の規定、第六項において準用する同条第六項の規定又は前項において準用する同条第九項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項 及び第四十一条第一項 の規定は、適用しない。

三　第一項の規定の適用を受ける相続人等が同項の相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該相続人等が取得した同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額は零であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項 において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項又は第五十二条第一項（同法第五十三条第四項第二号 ロ において準じて算出する場合を含む。）の規定を適用する。

11　第七十条の七の五第十一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける納税猶予分の相続税額に相当する相続税の免除について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第七十条

の七の八第一項」と、「第五項各号」とあるのは「同条第五項において準用する第五項各号」と、「第九項」とあるのは「同条第九項において準用する第九項」と、「相当する贈与税」とあるのは「相当する相続税」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「第六項」とあるのは「同条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

12　第七十条の七の五第十二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等が第五項において準用する同条第五項の規定、第六項において準用する同条第六項の規定又は第九項において準用する同条第九項の規定により第一項の納税猶予分の相続税額の全部又は一部に相当する相続税を納付する場合の利子税について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「贈与税に」とあるのは「相続税に」と、「贈与税の申告書」とあるのは「相続税の申告書」と、「第五項」とあるのは「第七十条の七の八第五項において準用する第五項」と、「第六項」とあるのは「第七十条の七の八第六項において準用する第六項」と、「第九項」とあるのは「第七十条の七の八第九項において準用する第九項」と読み替えるものとする。

13　第七十条の七の五第十三項の規定は、第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに同項の規定の適用を受ける相続人等が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と読み替えるものとする。

14　第七十条の七の五第十四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が同条第十四項に規定する行為をしたことにより同項に規定する事実があつたことを知つた場合について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「第五項又は第六項」とあるのは「同条第五項において準用する第五項又は同条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

15　第七十条の七の五第十五項の規定は、税務署長が、前項において準用する同条第十四項の規定による厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長の通知の事務に関し必要があると認める場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第一項の場合」とあるのは「第七十条の七の八第一項の場合」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「第一項の規定」とあるのは「同条第一項の規定」と読み替えるものとする。

16　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（医療法人の持分についての相続税の税額控除）

第七十条の七の九　個人（以下この条において「相続人等」という。）が前条第二項に規定する経過措置医療法人（以下この項及び第三項において「経過措置医療法人」という。）の持分を有していた他の個人（第四項において「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該経過措置医療法人の持分を取得した場合において、当該経過措置医療法人が当該相続の開始の時において認定医療法人（当該相続に係る相続税の申告書の提出期限又は平成二十六年改正医療法 施行日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日までに厚生労働大臣認定を受けた経過措置医療法人を含む。）であり、かつ、当該持分を取得した相続人等が当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間にその有する当該経過措置医療法人

で厚生労働大臣認定を受けたものの持分の全部又は一部を財務省令で定めるところにより放棄したときは、当該相続人等については、相続税法第十五条 から第二十条の二 まで及び第二十一条の十五第三項 の規定により計算した金額から放棄相当相続税額を控除した残額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項に規定する放棄相当相続税額とは、同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額を同項の相続人等に係る相続税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該相続人等により放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が、同項の相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得した同項の持分に係る相続税の申告書に、当該持分について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該持分の明細及び同項の放棄相当相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

【租税特別措置規則（抄）】

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）

第二十三条の十二の二　施行令第四十条の八の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第七十条の七の五第一項に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）がその有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の法第七十条の七の五第二項第二号に規定する持分（以下第二十三条の十二の五までにおいて「持分」という。）に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該受贈者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）

二　前号の受贈者の印に係る印鑑証明書

三　第一号の認定医療法人が同号の質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの

イ　当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書

ロ　当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印が押されているもの（当該認定医療法人の印を押しているものに限る。）及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書

ハ　当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該認定医療法人の印を押しているものに限る。）で郵便法第四十八条第一項の規定により内容証明を受けたもの及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書

2　施行令第四十条の八の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号及び第三号に掲げる書類とする。

3　法第七十条の七の五第六項及び第十一項の認定医療法人の持分の全部又は一部の放棄は、厚生労働大臣が定める書類を同条第一項の規定の適用に係る認定医療法人に提出してするものとする。

4　法第七十条の七の五第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）による認定医療法人の持分の放棄の時における当該認定医療法人の定款の写しその他の書類で当該認定医療法人が厚生労働大臣認定（法第七十条の七の五第二項第四号 に規定する厚生労働大臣認定をいう。第二十三条の十二の四第四項第一号において同じ。）を受けたことを証するもの

二　認定医療法人の認定移行計画（法第七十条の七の五第二項第三号に規定する認定移行計画をいう。第二十三条の十二の四第四項第二号において同じ。）の写し

三　第一号の贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時における当該認定医療法人の出資者名簿（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿をいう。以下第二十三条の十二の五までにおいて同じ。）の写し

四　法第七十条の七の五第四項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類

五　その他参考となるべき書類

5　施行令第四十条の八の四第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法第七十条の七の五第十一項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合　次に掲げる書類

イ　法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の放棄をする際に当該認定医療法人に提出した第三項の書類（当該認定医療法人が当該書類を受理した年月日の記載があるものに限る。）の写し

ロ　法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時における当該認定医療法人の出資者名簿の写し

二　法第七十条の七の五第十一項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合　次に掲げる書類

イ　前号に定める書類

ロ　法第七十条の七の五第十一項第二号 の基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から当該基金拠出型医療法人への移行のための医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限る。）の写し

ハ　免除を受ける贈与税の額及びその計算の明細の根拠を明らかにする書類

6　法第七十条の七の五第十三項 の規定により納付の義務の承継をした同項の相続人が施行令第四十条の八の四第十一項 の規定により同項の届出書を提出する場合には、当該届出書に同条第十二項第一号 に定める割合を記載するとともに、遺言書の写し、財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該承継に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写し（当該自己の印に係る印鑑証明書が添付されているものに限る。）その他の財産の取得の状況を証する書類を添付しなければならない。

7　施行令第四十条の八の四第十三項の規定により法第七十条の七の五第一項の受贈者とみなされた同条第十三項 の相続人については、第一項第一号に規定する受贈者とみなして、この条の規定を適用する。

8　法第七十条の七の五第十四項 に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者又は認定医療法人について、法第七十条の七の五第十四項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨

二　受贈者及び当該受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所並びに認定医療法人の名称及び主たる事務所の所在地

三　法第七十条の七の五第十四項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実の詳細及び当該事実の生じた年月日並びに当該事実に係る報告の受理その他の行為の内容

四　その他参考となるべき事項

9　法第七十条の七の五第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者及び当該受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所

二　前号の受贈者が同号の贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る同項に規定する経済的利益に係る同項に規定する贈与税の申告書が提出

された日

三　その他法第七十条の七の五第十五項の通知の事務に関し税務署長が必要と認める事項

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除）

第二十三条の十二の三　法第七十条の七の六第一項及び施行令第四十条の八の五第二項各号の認定医療法人（法第七十条の七の六第一項に規定する認定医療法人をいう。次項において同じ。）の持分の全部又は一部の放棄は、厚生労働大臣が定める書類を当該認定医療法人に提出してするものとする。

２　法第七十条の七の六第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　施行令第四十条の八の五第二項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合　次に掲げる書類

イ　前条第四項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる書類

ロ　法第七十条の七の六第四項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類

ハ　法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の放棄をする際に当該認定医療法人に提出した前項の書類（当該認定医療法人が当該書類を受理した年月日の記載があるものに限る。）の写し

ニ　法第七十条の七の六第一項 の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時における当該認定医療法人の出資者名簿の写し

二　施行令第四十条の八の五第二項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合　次に掲げる書類

イ　前号に定める書類

ロ　施行令第四十条の八の五第二項第二号の基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から当該基金拠出型医療法人への移行のための医療法第五十条第一項 の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限る。）の写し

ハ　法第七十条の七の六第一項 の放棄相当贈与税額の計算の明細の根拠を明らかにする書類

（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）

第二十三条の十二の四　施行令第四十条の八の七第一項 に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第七十条の七の八第一項に規定する相続人等がその有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（第三号及び第四項において「認定医療法人」という。）の持分に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該相続人等が自署し、自己の印を押しているものに限る。）

二　前号の相続人等の印に係る印鑑証明書

三　第一号の認定医療法人が同号の質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの

イ　当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書

ロ　当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印が押されているもの（当該認定医療法人の印を押しているものに限る。）及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書

ハ　当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該認定医療法人の印を押しているものに限る。）で郵便法第四十八条第一項の規定により内容証明を受けたもの及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書

2　施行令第四十条の八の七第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号及び第三号に掲げる書類とする。

3　第二十三条の十二の二第三項の規定は、法第七十条の七の八第六項において法第七十条の七の五第六項の規定を準用する場合及び法第七十条の七の八第十一項において法第七十条の七の五第十一項 の規定を準用する場合について準用する。

4　法第七十条の七の八第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る認定医療法人の定款の写しその他の書類で当該認定医療法人が厚生労働大臣認定を受けたことを証するもの

二　認定医療法人の認定移行計画の写し

三　法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る相続の開始の直前及び当該相続の開始の時における認定医療法人の出資者名簿の写し

四　法第七十条の七の八第三項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類

五　遺言書の写し、財産の分割の協議に関する書類（当該書類に法第七十条の七の八第一項の相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写し（当該自己の印に係る印鑑証明書が添付されているものに限る。）その他の財産の取得の状況を証する書類

六　その他参考となるべき書類

5　第二十三条の十二の二第五項の規定は、施行令第四十条の八の七第十五項において施行令第四十条の八の四第十一項の規定を準用する場合について準用する。

6　第二十三条の十二の二第六項及び第七項の規定は、法第七十条の七の八第十三項において法第七十条の七の五第十三項の規定を準用する場合について準用する。

7　第二十三条の十二の二第八項の規定は、法第七十条の七の八第十四項において法第七十条の七の五第十四項の規定を準用する場合について準用する。

8　第二十三条の十二の二第九項の規定は、法第七十条の七の八第十五項において法第七十条の七の五第十五項の規定を準用する場合について準用する。

（医療法人の持分についての相続税の税額控除）

第二十三条の十二の五　法第七十条の七の九第一項及び施行令第四十条の八の八第二項各号の認定医療法人（法第七十条の七の九第一項に規定する認定医療法人をいう。次項において同じ。）の持分の全部又は一部の放棄は、厚生労働大臣が定める書類を当該認定医療法人に提出してするものとする。

2　法第七十条の七の九第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　施行令第四十条の八の八第二項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合　次に掲げる書類

イ　前条第四項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる書類

ロ　法第七十条の七の九第三項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類

ハ　法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人等が同項の規定の適用

に係る認定医療法人の持分の放棄をする際に当該認定医療法人に提出した前項の書類（当該認定医療法人が当該書類を受理した年月日の記載があるものに限る。）の写し

ニ　法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人等による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時における当該認定医療法人の出資者名簿の写し

二　施行令第四十条の八の八第二項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合　次に掲げる書類

イ　前号に定める書類

ロ　施行令第四十条の八の八第二項第二号の基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から当該基金拠出型医療法人への移行のための医療法第五十条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限る。）の写し

ハ　法第七十条の七の九第一項の放棄相当相続税額の計算の明細の根拠を明らかにする書類

【租税特別措置令（抄）】

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）

第四十条の八の四　法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）が行う担保の提供については、国税通則法施行令第十六条 に定める手続によるほか、同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の法第七十条の七の五第二項第二号に規定する持分（以下第四十条の八の八までにおいて「持分」という。）を担保として提供する場合には、当該受贈者が当該持分を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。

2　税務署長は、前項の規定により認定医療法人の持分が担保として提供されている場合において、当該担保を解除したときは、法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該持分を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を当該受贈者に返還しなければならない。

3　法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分（既に当該受贈者が同条第七項本文又は法第七十条の七の八第七項において準用する法第七十条の七の五第七項 本文の規定の適用に係る担保として提供している場合における当該持分に限る。）を担保として提供する場合における同条第十項第二号の規定の適用については、同号中「担保権」とあるのは、「担保権（同条第七項本文又は同法第七十条の七の八第七項（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）において準用する同法第七十条の七の五第七項本文の規定の適用に係るものを除く。）」とする。

4　法第七十条の七の五第一項に規定する納税猶予分の贈与税額（以下この条において「納税猶予分の贈与税額」という。）に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5　法第七十条の七の五第一項 の規定の適用に係る同項に規定する経済的利益（以下第四十条の八の六までにおいて「経済的利益」という。）に係る同項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）又は当該経済的利益に係る認定医療法人が二以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算においては、当該経済的利益に係る受贈者がその年中において同項の規定の適用に係る贈与者による放棄により受けた全ての認定医療法人の経済的利益の価額の合計額を当該受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなす。

6　前項の場合において、法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る経済的利益に係る贈与者及び認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

一　前項の規定を適用して計算した納税猶予分の贈与税額

二　法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る経済的利益に係る贈与者及び認定医療法人の異なるものごとの経済的利益の価額が前項の規定によりみなされたその年分の贈与税の課税価格に占める割合

7　第五項の場合において、法第七十条の七の五第五項から第七項まで、第九項及び第十一項の規定は、同条第一項の規定の適用に係る経済的利益に係る贈与者及び認定医療法人の異なるものごとに適用するものとする。

8　法第七十条の七の五第五項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　合併により医療法人を設立する場合において、法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者が当該合併により消滅する認定医療法人の持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないとき。

二　合併後存続する医療法人が当該合併により良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の二に規定する新医療法人となる場合において、法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者が当該合併により消滅する認定医療法人の持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないとき。

9　法第七十条の七の五第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、納税猶予分の贈与税額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第七十条の七の五第六項に規定する基金（次条第二項第二号及び第四十条の八の八第二項第二号において「基金」という。）として拠出をした金額から自己所有持分相当額（当該拠出の直前において受贈者が有していた法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額に一から納税猶予割合を控除した割合を乗じて計算した価額をいう。）を控除した残額

二　前号の拠出の直前において受贈者が有していた同号の持分の価額に納税猶予割合を乗じて計算した金額

１０　前項の「納税猶予割合」とは、法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額が当該経済的利益の価額と当該贈与者による放棄の直前において受贈者が有していた同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額との合計額に占める割合をいう。

１１　法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者が同条第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した届出書に、同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として財務省令で定めるものを添付して、これを、同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた日後遅滞なく、同項の規定の適用に係る贈与税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　届出書を提出する者の氏名及び住所

二　法第七十条の七の五第十一項の規定による贈与税の免除を受けようとする旨

三　免除を受ける贈与税の額（法第七十条の七の五第十一項第二号 に掲げる場合にあつては、当該免除を受ける贈与税の額及びその計算の明細）

四　その他参考となるべき事項

１２　法第七十条の七の五第十三項の規定により同項の相続人が承継する納付の義務は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合に応じて承継するものとする。

一　法第七十条の七の五第十一項各号のいずれかに掲げる場合又は同条第十二項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたときにおいて、当該該当することとなつたときまでに同条第十三項の受贈者が有していた同条第一項の規定の適用に係る認定医療法人の持分が共同相続人

又は包括受遺者によつて分割されている場合　当該共同相続人又は包括受遺者が相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により取得した当該認定医療法人の持分の価額が当該受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額のうちに占める割合

二　前号に掲げる場合以外の場合　国税通則法第五条第二項に規定する相続分

１３　法第七十条の七の五第十三項の規定により納付の義務を承継した同項 の相続人については、同条第一項の受贈者とみなして同条（第二項から第四項まで及び第八項を除く。）及びこの条の規定を適用する。

１４　法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与者が同項の規定の適用に係る当該贈与者による認定医療法人の持分の放棄の時から三年以内に死亡した場合には、同項の規定の適用に係る経済的利益の価額については、相続税法第十九条第一項の規定は、適用しない。

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除）

第四十条の八の五　法第七十条の七の六第二項に規定する贈与税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額は、同条第一項に規定する贈与者の同項の放棄による経済的利益の価額を同項に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五 及び第二十一条の七の規定（法第七十条の二の三 及び第七十条の二の四 の規定を含む。）を適用して計算した金額とする。この場合においては、前条第四項から第六項までの規定を準用する。

２　法第七十条の七の六第二項に規定する持分の放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける受贈者が有する同項の規定の適用に係る同項 に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の持分の全てを財務省令で定めるところにより放棄をした場合　前項の規定により計算した金額

二　法第七十条の七の六第一項 の規定の適用に係る認定医療法人が法第七十条の七の五第二項第六号に規定する基金拠出型医療法人（以下この号及び第四十条の八の八第二項第二号において「基金拠出型医療法人」という。）への移行をする場合において、法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける受贈者が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄をし、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき　前項の規定により計算した金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合（当該割合が一を超える場合には、一とする。）を乗じて計算した金額

イ　当該認定医療法人の持分のうち当該放棄をした部分に対応する部分の当該放棄の直前における金額

ロ　当該放棄の直前において当該受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額に相当する金額に（１）に掲げる価額が（１）に掲げる価額と（２）に掲げる価額との合計額に占める割合を乗じて計算した金額

（１）　法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る同項の贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額

（２）　（１）の放棄の直前において当該受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額

３　法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与者が同項の規定の適用に係る当

該贈与者による認定医療法人の持分の放棄の時から三年以内に死亡した場合には、同項の規定の適用に係る経済的利益の価額については、相続税法第十九条第一項の規定は、適用しない。

4　法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の規定の適用に係る同項の贈与者による放棄があつた日の属する年中において、同項の規定の適用を受ける経済的利益以外の財産について相続税法第二章第三節の規定の適用を受ける者である場合における同項の規定の適用については、同項中「第二十一条の八 」とあるのは「第二十一条の七 」と、「）により」とあるのは「）又は同法第二十一条の十三 の規定及び同法第二十一条の八 の規定により」とする。

（個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例）

第四十条の八の六　法第七十条の七の七第二項の規定により同項の経済的利益について法第七十条の七の五又は第七十条の七の六の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第七十条の七の五第一項	認定医療法人（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の九までにおいて「平成二十六年改正医療法施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）	第七十条の七の八第二項に規定する経過措置医療法人（第四項において「経過措置医療法人」という。）
	当該持分の全部又は一部の放棄をした	死亡した
	当該認定医療法人	当該経過措置医療法人
	放棄があつた	贈与者の死亡の
	放棄により	贈与者の死亡により
	ついては	ついては、当該経過措置医療法人が当該贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の九までにおいて「平成二十六年改正医療法施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であり、かつ
	同法第三十三条	相続税法第三十三条
法第七十条の	による認定医療法人の持分の放棄があつた	の死亡の
	同項の認定医療法人	同項の経過措置医療法人

五第四項		
法第七十条の七の六第一項	認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）	第七十条の七の八第二項に規定する経過措置医療法人
	当該持分の全部又は一部の放棄をした	死亡した
	、当該認定医療法人	、当該経過措置医療法人
	おいて、	おいて、当該経過措置医療法人が当該贈与者の死亡による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であり、かつ、
	当該放棄	当該贈与者の死亡
法第七十条の七の六第四項	による認定医療法人の持分の放棄があつた	の死亡の
	、当該	、同項の

2　前二条の規定は、法第七十条の七の七第二項 の規定により同項の経済的利益について法第七十条の七の五又は第七十条の七の六 の規定を適用する場合について準用する。

3　法第七十条の七の七第二項後段の規定により法第七十条の七の五第一項又は第七十条の七の六第一項に規定する受贈者とみなされる法第七十条の七の七第一項の他の個人は、同条第二項の規定により法第七十条の七の五又は第七十条の七の六の規定の適用を選択する旨をこれらの規定の適用に係る法第七十条の七の五第一項に規定する贈与税の申告書に記載しなければならない。

（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）

第四十条の八の七　法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する相続人等（以下この条において「相続人等」という。）が行う担保の提供については、国税通則法施行令第十六条に定める手続によるほか、同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の持分を担保として提供する場合には、当該相続人等が当該持分を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。

2　税務署長は、前項の規定により認定医療法人の持分が担保として提供されている場合において、当該担保を解除したときは、法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けている相続人等が当該持分を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を当該相続人等に返還しなければならない。

3　法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分（既に当該相続人等が法第七十条の七の五第七項 本文又は法第七十条の七の八第七項

において準用する法第七十条の七の五第七項本文の規定の適用に係る担保として提供している場合における当該持分に限る。）を担保として提供する場合における法第七十条の七の八第十項第一号において準用する法第七十条の七の五第十項第二号の規定の適用については、同号中「担保権」とあるのは、「担保権（同条第七項本文又は同法第七十条の七の八第七項（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）において準用する同法第七十条の七の五第七項本文の規定の適用に係るものを除く。）」とする。

4　法第七十条の七の八第二項 に規定する相続人等の相続税の額は、同条第一項 の規定の適用に係る持分の価額（相続税法第十三条の規定により控除すべき債務がある場合において、控除未済債務額があるときは、当該持分の価額から当該控除未済債務額を控除した残額。第二号において「特定価額」という。）を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条 から第十九条まで並びに第二十一条の十五第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該相続人等の相続税の額（当該相続人等が同法第十九条の二から第二十条の二まで又は第二十一条の十五の規定の適用を受ける者である場合において、当該相続人等に係る法第七十条の七の八第一項に規定する納付すべき相続税の額の計算上これらの規定により控除された金額の合計額が第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した残額）とする。

一　相続税法第十一条 から第十九条 まで並びに第二十一条の十五第一項 及び第二項の規定を適用して計算した当該相続人等の相続税の額

二　特定価額を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条まで並びに第二十一条の十五第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該相続人等の相続税の額

5　前項の「控除未済債務額」とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。

一　相続税法第十三条 の規定により控除すべき相続人等の負担に属する部分の金額

二　前号の相続人等が法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈（当該相続又は遺贈に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る当該被相続人からの贈与及び贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により取得した財産の価額から法第七十条の七の八第一項 の規定の適用に係る持分の価額を控除した残額

6　法第七十条の七の八第二項 に規定する納税猶予分の相続税額（以下この条において「納税猶予分の相続税額」という。）に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

7　法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る持分に係る認定医療法人が二以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算においては、当該持分に係る相続人等が同項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。次項第二号及び第九項において同じ。）により取得をした全ての認定医療法人の持分の価額の合計額（相続税法第十三条の規定により控除すべき債務がある場合において、第五項に規定する控除未済債務額があるときは、当該持分の価額の合計額から当該控除未済債務額を控除した残額）を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなす。

８　前項の場合において、法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る持分に係る認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の相続税額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

一　前項の規定を適用して計算した納税猶予分の相続税額

二　法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る持分に係る認定医療法人の異なるものごとの持分の価額が同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての持分の価額の合計額に占める割合

９　納税猶予分の相続税額を計算する場合において、法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける相続人等に係る被相続人から相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者があるときにおける当該財産の取得をした全ての者に係る相続税の課税価格は、同条第二項第一号の規定により計算される相続税の課税価格とする。

１０　法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける相続人等が次の各号に掲げる規定の適用を受ける者である場合において、当該各号に定める税額と調整前持分猶予税額（第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前持分猶予税額をいう。）との合計額が猶予可能税額（当該相続人等が法第七十条の七の八第一項 の規定及び当該各号に掲げる規定の適用を受けないものとした場合における当該相続人等が納付すべき相続税の額をいう。）を超えるときにおける同項 の規定の適用に係る認定医療法人の持分に係る納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前持分猶予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

一　法第七十条の六第一項　　調整前農地等猶予税額（第四十条の七第十六項に規定する調整前農地等猶予税額をいう。）

二　法第七十条の六の四第一項　　調整前山林猶予税額（第四十条の七第十六項第一号に規定する調整前山林猶予税額をいう。）

三　法第七十条の七の二第一項又は第七十条の七の四第一項　　調整前株式等猶予税額（第四十条の七第十六項第二号に規定する調整前株式等猶予税額をいう。）

１１　第七項の場合において、法第七十条の七の八第五項から第七項 まで、第九項及び第十一項において準用する法第七十条の七の五第五項 から第七項まで、第九項及び第十一項の規定は、法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る持分に係る認定医療法人の異なるものごとに適用するものとする。

１２　第四十条の八の四第八項の規定は、法第七十条の七の八第五項において法第七十条の七の五第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の四第八項中「第七十条の七の五第五項第六号」とあるのは「第七十条の七の八第五項において準用する法第七十条の七の五第五項第六号 」と、「第七十条の七の五第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と読み替えるものとする。

１３　第四十条の八の四第九項及び第十項の規定は、法第七十条の七の八第六項において法第七十条の七の五第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の四第九項中「第七十条の七の五第六項に規定する政令」とあるのは「第七十条の七の八第六項において準用す

る法第七十条の七の五第六項に規定する政令」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「第七十条の七の五第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、同条第十項中「第七十条の七の五第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「贈与者による放棄により受けた経済的利益」とあるのは「被相続人から相続又は遺贈により取得した持分」と、「当該経済的利益」とあるのは「当該持分」と、「贈与者による放棄の」とあるのは「相続又は遺贈の」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と読み替えるものとする。

１４　法第七十条の七の八第十項第一号において準用する法第七十条の七の五第十項第一号 から第六号までの規定の適用については、同項第一号 中「第一項 」とあるのは「第七十条の七の八第一項 」と、「贈与税に」とあるのは「相続税に」と、「贈与税の」とあるのは「相続税の」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、同項第二号中「第一項 の規定の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の規定の」と、「受贈者が第七項本文」とあるのは「相続人等が同条第七項において準用する第七項本文」と、同項第三号中「第七項ただし書」とあるのは「第七十条の七の八第七項 において準用する第七項ただし書」と、同項第四号 中「第一項の」とあるのは「第七十条の七の八第一項 の」と、「受けた贈与税」とあるのは「受けた相続税」と、「第七十条の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）」とあるのは「第七十条の七の八第一項（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）」と、同項第五号中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「第五項、第六項又は前項」とあるのは「同条第五項において準用する第五項、同条第六項において準用する第六項又は同条第九項において準用する前項」と、同項第六号中「第一項の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の」と、「受けた贈与税」とあるのは「受けた相続税」と、「第七十条の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）」とあるのは「第七十条の七の八第一項（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）」と、「同項に規定する経済的利益に係る同項」とあるのは「同項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と読み替えるものとする。

１５　第四十条の八の四第十一項の規定は、法第七十条の七の八第十一項 において法第七十条の七の五第十一項 の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の四第十一項中「第七十条の七の五第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者が同条第十一項」とあるのは「相続人等が同条第十一項において準用する法第七十条の七の五第十一項」と、「贈与税」とあるのは「相続税」と、「第七十条の七の五第十一項の」とあるのは「第七十条の七の八第十一項において準用する法第七十条の七の五第十一項の」と、「第七十条の七の五第十一項第二号」とあるのは「第七十条の七の八第十一項において準用する法第七十条の七の五第十一項第二号」と読み替えるものとする。

１６　第四十条の八の四第十二項及び第十三項の規定は、法第七十条の七の八第十三項 において法第七十条の七の五第十三項 の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の四第十二項中「第七十条の七の五第十三項」とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項 」と、「第七十条の七の五第十一項各号」とあるのは「第七十条の七の八第十一項において準用する法第七十条の七の五第十一項 各号」と、「同条第十二項各号」とあるのは「法第七十条の七の八第十二項 において準用する法第七十条の七の五第十二項各号」と、「同条第十三項 」とあるのは「法第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項 」

と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、同条第十三項中「第七十条の七の五第十三項」とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と、「同条第一項 の受贈者」とあるのは「法第七十条の七の八第一項の相続人等」と読み替えるものとする。

（医療法人の持分についての相続税の税額控除）

第四十条の八の八　法第七十条の七の九第二項に規定する相続税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額は、前条第四項から第十項までの規定により計算した法第七十条の七の八第二項 に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額とする。

２　法第七十条の七の九第二項 に規定する放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第七十条の七の九第一項 の規定の適用を受ける同項に規定する相続人等（以下この条において「相続人等」という。）が有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の持分の全てを財務省令で定めるところにより放棄した場合　前項の規定により計算した金額

二　法第七十条の七の九第一項の規定の適用に係る認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける相続人等が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄をし、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき　前項の規定により計算した金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合（当該割合が一を超える場合には、一とする。）を乗じて計算した金額

イ　当該認定医療法人の持分のうち当該放棄をした部分に対応する部分の当該放棄の直前における金額

ロ　当該放棄の直前において当該相続人等が有していた当該認定医療法人の持分の価額に相当する金額に（１）に掲げる価額が（１）に掲げる価額と（２）に掲げる価額との合計額に占める割合を乗じて計算した金額

（１）　法第七十条の七の九第一項の規定の適用に係る同項の被相続人からの相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。（２）及び次項において同じ。）により取得した持分の価額

（２）　（１）の相続又は遺贈の直前において当該相続人等が有していた当該認定医療法人の持分の価額

３　法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける相続人等が同項の相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税の額で同項の放棄相当相続税額以外のものについては、当該相続人等が取得した同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額は零であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項又は第五十二条第一項（同法第五十三条第四項第二号ロにおいて準じて算出する場合を含む。）の規定を適用する。

【相続税法】

（人格のない社団又は財団等に対する課税）

第六十六条　代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なるごとに、当該贈与をした者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。

２　前項の規定は、同項に規定する社団又は財団を設立するために財産の提供があつた場合について準用する。

３　前二項の場合において、第一条の三又は第一条の四の規定の適用については、第一項に規定する社団又は財団の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。

４　前三項の規定は、持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈により当該贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときについて準用する。この場合において、第一項中「代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団」とあるのは「持分の定めのない法人」と、「当該社団又は財団」とあるのは「当該法人」と、第二項及び第三項中「社団又は財団」とあるのは「持分の定めのない法人」と読み替えるものとする。

５　第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は前項の持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、これらの社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

６　第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否かの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

【相続税法施行令】

（同族関係者の範囲等）

第三十一条　法第六十四条第一項 に規定する政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　株主又は社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の親族でその者と生計を一にしているもの

二　株主又は社員たる個人の使用人及び使用人以外の者で当該個人から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの並びにこれらの者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

２～６　―略―

第三十二条　―略―

（人格のない社団又は財団等に課される贈与税等の額の計算の方法等）

第三十三条　１～２　―略―

3　贈与又は遺贈により財産を取得した法第六十五条第一項 に規定する持分の定めのない法人が、次に掲げる要件を満たすときは、法第六十六条第四項 の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとする。

一　その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その役員等のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イ　当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ　当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ　イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

ニ　当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二条第十五号 （定義）に規定する役員（（１）において「会社役員」という。）又は使用人である者

（１）　当該親族関係を有する役員等が会社役員となつている他の法人

（２）　当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

二　当該法人に財産の贈与若しくは遺贈をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

三　その寄附行為、定款又は規則において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めのないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。

四　当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

【法令解釈通達】

贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて（抜粋）

昭和 39 年 6 月 9 日付　直審(資)24、直資 77
昭和 39 年 12 月 24 日付　直審(資)45、直資 173 改正
昭和 55 年 4 月 23 日付　直資 2-182 改正
昭和 57 年 5 月 17 日付　直資 2-177 改正
平成元年 5 月 8 日付　直資 2-209 改正

平成 4 年 6 月 19 日付　課資 2-158 改正
平成 8 年 6 月 18 日付　課資 2-116 改正
平成 10 年 6 月 18 日付　課資 2-244 改正
平成 12 年 6 月 23 日付　課資 2-258 改正
平成 15 年 6 月 24 日付　課資 2-1 改正
平成 16 年 6 月 10 日付　課資 2-6 改正
平成 20 年 7 月 8 日付　課資 2-8 改正

第１－略―

第２　持分の定めのない法人に対する譲与税の取扱い

（法第 66 条第 4 項の規定の趣旨）

12　法第 66 条第 4 項の規定は、持分の定めのない法人（持分の定めのある法人で持分を有する者がないものを含む。以下同じ。）に対する財産の贈与又は当該法人を設立するための財産の提供（以下「贈与等」という。）により贈与等をした者又はこれらの者の親族その他これらの者と法第 64 条第 1 項に規定する特別の関係がある者が当該法人の施設又は余裕金を私的に利用するなど当該法人から特別の利益を受けているような場合には、実質的には、当該贈与等をした者が当該贈与等に係る財産を有し、又は特別の利益を受ける者に当該特別の利益を贈与したのと同じこととなり、したがって当該贈与等をした者について相続が開始した場合には、当該財産は遺産となって相続税が課され、又は特別の利益を受ける者に対し贈与税が課されるのにかかわらず、法人に対し財産の贈与等をすることによりこれらの課税を免れることとなることに顧み、当該法人に対する財産の贈与等があった際に当該法人に贈与税を課することとしているものであることに留意する。

（持分の定めのない法人）

13　法第 66 条第 4 項に規定する「持分の定めのない法人」とは、例えば、次に掲げる法人をいうことに留意する。

(1)　定款、寄附行為若しくは規則（これらに準ずるものを含む。以下 13 において「定款等」という。）又は法令の定めにより、当該法人の社員、構成員（当該法人へ出資している者に限る。以下 13 において「社員等」という。）が当該法人の出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができない法人

(2)　定款等に、社員等が当該法人の出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができる旨の定めはあるが、そのような社員等が存在しない法人

（注）　持分の定めがある法人（持分を有する者がないものを除く。）に対する財産の贈与等があったときは、当該法人の出資者等について法第 9 条の規定を適用すべき場合があることに留意する。

（相続税等の負担の不当減少についての判定）

14　法第 66 条第 4 項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」かどうかの判定は、原則として、贈与等を受けた法人が法施行令第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしているかどうかにより行うものとする。ただし、当該法人の社員、役員等（法施行令第 32 条に規定する役員等をいう。以下同じ。）及び当該法人の職員のうちに、その財産を贈与した者若しくは当該法人の設立に当たり財産を提供した者又はこれらの者と親族その他法施行令第 33 条第 3 項第 1 号に規定する特殊の関係がある者が含まれていない事実があり、かつ、これらの者が、当該法人の財産

の運用及び事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、同号の要件を満たさないときであっても、同項第 2 号から第 4 号までの要件を満たしているときは、法第 66 条第 4 項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」に該当しないものとして取り扱う。

（その運営組織が適正であるかどうかの判定）

15　法施行令第 33 条第 3 項第 1 号に規定する「その運営組織が適正である」かどうかの判定は、財産の贈与等を受けた法人について、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行うものとして取り扱う。

(1)　次に掲げる法人の態様に応じ、定款、寄附行為又は規則（これらに準ずるものを含む。以下同じ。）において、それぞれ次に掲げる事項が定められていること。

イ　一般社団法人　―略―

ロ　一般財団法人　―略―

ハ　学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人その他の持分の定めのない法人

（イ）　その法人に社員総会又はこれに準ずる議決機関がある法人

A　理事の定数は 6 人以上、監事の定数は 2 人以上であること。

B　理事及び監事の選任は、例えば、社員総会における社員の選挙により選出されるなどその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。

C　理事会の議事の決定は、次の E に該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。

D　社員総会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席社員の過半数の議決を必要とすること。

E　次に掲げる事項（次の F により評議員会などに委任されている事項を除く。）の決定は、社員総会の議決を必要とすること。

この場合において、次の(E)及び(F)以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上の議決を必要とすること。

(A)　収支予算（事業計画を含む。）

(B)　収支決算（事業報告を含む。）

(C)　基本財産の処分

(D)　借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(E)　定款の変更

(F)　解散及び合併

(G)　当該法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項

F　社員総会のほかに事業の管理運営に関する事項を審議するため評議員会などの制度が設けられ、上記(E)及び(F)以外の事項の決定がこれらの機関に委任されている場合におけるこれらの機関の構成員の定数及び選任並びに議事の決定については次によること。

(A)　構成員の定数は、理事の定数の 2 倍を超えていること。

(B)　構成員の選任については、上記ハ(イ)の B に準じて定められていること。

(C)　議事の決定については、原則として、構成員総数の過半数の議決を必要とすること。

G　上記ハ(イ)のＣからＦまでの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。

H　役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。

I　監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。

（ロ）　上記ハの(イ)以外の法人　―略―

（注）1　上記ハの(イ)及び(ロ)に掲げるほか、法施行令第33条第3項第1号に定める親族その他特殊の関係にある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定が定款、寄附行為又は規則に定められていなければならないことに留意する。

2　上記ハの法人の定款、寄附行為又は規則が、標準的な定款、寄附行為又は規則（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条((国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税))の規定の適用に関し通達の定めによる標準的な定款、寄附行為又は規則をいう。）に従って定められている場合には、上記15の(1)に該当するものとして取り扱うことに留意する。

(2)　贈与等を受けた法人の事業の運営及び役員等の選任等が、法令及び定款、寄附行為又は規則に基づき適正に行われていること。

（注）　他の一の法人（当該他の一の法人と法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2号((同族関係者の範囲))に定める特殊の関係がある法人を含む。）又は団体の役員及び職員の数が当該法人のそれぞれの役員等のうちに占める割合が3分の1を超えている場合には、当該法人の役員等の選任は、適正に行われていないものとして取り扱う。

(3)　贈与等を受けた法人が行う事業が、原則として、その事業の内容に応じ、その事業を行う地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有していること。この場合において、例えば、次のイからヌまでに掲げる事業がその法人の主たる目的として営まれているときは、当該事業は、社会的存在として認識される程度の規模を有しているものとして取り扱う。

イ～リ　―略―

ヌ　医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設を設置運営する事業を営む法人で、その事業が次の(イ)及び(ロ)の要件又は(ハ)の要件を満たすもの

（イ）　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の2第1項第1号ホ及び第2号((社会医療法人の認定要件))に定める要件（この場合において、同号イの判定に当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。）

（ロ）　その開設する医療提供施設のうち1以上のものが、その所在地の都道府県が定める医療法第30条の4第1項に規定する医療計画において同条第2項第2号に規定する医療連携体制に係る医療提供施設として記載及び公示されていること。

（ハ）　その法人が租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号((法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等))に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす

もの

（特別の利益を与えること）

16　法施行令第33条第3項第2号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合がこれに該当するものとして取り扱う。

(1)　贈与等を受けた法人の定款、寄附行為若しくは規則又は贈与契約書等において、次に掲げる者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合

イ　贈与等をした者

ロ　当該法人の設立者、社員若しくは役員等

ハ　贈与等をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等（以下16において「贈与等をした者等」という。）の親族

ニ　贈与等をした者等と次に掲げる特殊の関係がある者（次の(2)において「特殊の関係がある者」という。）

(イ)　贈与等をした者等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ロ)　贈与等をした者等の使用人及び使用人以外の者で贈与等をした者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ハ)　上記(イ)又は(ロ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(ニ)　贈与等をした者等が会社役員となっている他の会社

(ホ)　贈与等をした者等、その親族、上記(イ)から(ハ)までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(ヘ)　上記(ニ)又は(ホ)に掲げる法人の会社役員又は使用人

(2)　贈与等を受けた法人が、贈与等をした者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合

イ　当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

ロ　当該法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。

ハ　当該法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。

ニ　当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。

ホ　これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。

ヘ　これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。

ト　これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。

チ　これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。

リ　契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。

ヌ　事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

（判定の時期等）

17　法第66条第4項の規定を適用すべきかどうかの判定は、贈与等の時を基準としてその後に生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、贈与等により財産を取得した法人が、財産を取得した時には法施行令第33条第3項各号に掲げる要件を満たしていない場合においても、当該財産に係る贈与税の申告書の提出期限又は更正若しくは決定の時までに、当該法人の組織、定款、寄附行為又は規則を変更すること等により同項各号に掲げる要件を満たすこととなったときは、当該贈与等については法第66条第4項の規定を適用しないこととして取り扱う。

（社会一般の寄附金程度の贈与等についての不適用）

18　法施行令第33条第3項各号に掲げる要件を満たしていないと認められる法人に対して財産の贈与等があつた場合においても、当該財産の多寡等からみて、それが社会一般においてされている寄附と同程度のものであると認められるときは、法第66条第4項の規定を適用しないものとして取り扱う。

（持分の定めのない法人に対する贈与税課税の猶予等）

19　法令及びこの通達により判断して法第66条第4項の規定を適用すべき場合においては、贈与等をした者の譲渡所得について租税特別措置法第40条の規定による承認申請書が提出された場合においても、課税の猶予をしないことに留意する。

（贈与等をした者以外の者に特別の利益を与える場合）

20　持分の定めのない法人が、当該法人に対する財産の贈与等に関して、当該贈与等をした者及びその者の親族その他これらの者と法第64条第1項に規定する特別の関係がある者以外の者で当該法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族その他これらの者と法第64条第1項に規定する特別の関係がある者に対し特別の利益を与えると認められる場合には、法第66条第4項の規定の適用はないが、当該特別の利益を受ける者に対して法第65条の規定が適用されることに留意する。

　この場合において、贈与等に関して特別の利益を与えると認められる場合とは、「16」の(1)及び(2)に掲げる場合をいうものとして取り扱う。

（持分の定めのない法人から受ける利益の価額）

21　「20」の場合において、法第65条第1項に規定する「贈与により受ける利益の価額」とは、贈与等によって法人が取得した財産の価額によるのではなく、当該法人に対する当該財産の贈与に関して当該法人から特別の利益を受けたと認められる者が当該法人から受けた当該特別の利益の実態により評価するのであるから留意する。

平成 26 年度　厚生労働省医政局委託
― 医療施設経営安定化推進事業 ―
持分によるリスクと持分なし医療法人の移行事例に関する調査研究
報 告 書

平成 27 年３月発行

株式会社川原経営総合センター
〒104-0061 東京都中央区銀座８－11－11ＴＫ銀座８丁目ビル
TEL：03－3572－3051　FAX：03－3571－3683